

業務要覧

令和3年版

神戸運輸監理部

目 次

総務企画部

【総務課】

1 沿革	総総	1
2 歴代海運・運輸監理部長	総総	1
3 管轄区域の概要	総総	2
4 組織及び主な業務	総総	4
5 海事功労者等表彰	総総	5
6 叙勲及び褒章	総総	6
7 中小企業等協同組合	総総	7

【安全防災・危機管理調整官】

1 安全防災・危機管理対策	総安	1
(1) 年末年始の輸送等に関する安全総点検	総安	1
(2) 運輸安全防災・危機管理業務推進本部	総安	1
(3) 防災訓練	総安	1
(4) 運輸安全マネジメントセミナー等	総安	2
(5) 運輸事業者の防災情報活用に向けたワークショップ	総安	3
(6) 安全総括管理者研修会	総安	3

【企画課】

1 公共交通活性化の取り組み	総企	1
(1) 陸上交通の確保維持・活性化	総企	1
(2) 海上交通の確保維持・活性化	総企	1
(3) 地域公共交通確保維持・活性化に係る調査事業	総企	2
2 観光振興の取り組み	総企	2
(1)瀬戸内海観光連携推進会議による瀬戸内の観光活性化	総企	2
(2) 観光振興・地域づくりに係る調査事業	総企	2

【物流施設対策官】

1 倉庫業の現況	総物	1
(1) 事業者数及び所管面(容)積	総物	1
(2) 倉庫需要	総物	2
(3) 倉庫管理主任者スキルアップセミナー	総物	3
2 物流の効率化	総物	4
(1) 物流総合効率化計画の認定	総物	4
(2) モーダルシフト等推進事業	総物	4

(3) グリーン物流等に係る普及・啓発	総物	4
(4) 物流分野におけるエネルギー使用の合理化	総物	4
(5) 物流に係る交通環境教育プログラム	総物	4
(6) 交通環境教室	総物	5
3 災害に強い物流システムの構築	総物	5
4 バリアフリーの推進	総物	6
(1) バリアフリー教室	総物	6
(2) スパイラルアップを図る取り組み	総物	6

海事振興部

【旅客課】

1 管内旅客船事業の現況	海旅	1
(1) 旅客船事業者数及び航路数	海旅	1
(2) 旅客船事業の増減状況等	海旅	2
(3) 輸送実績の推移	海旅	3
2 不開港場寄港及び沿岸輸送特許	海旅	6
3 海事思想の普及	海旅	9
4 感染症対策補助金の創設	海旅	9

【貨物・港運課】

1 内航海運の現況	海貨	1
(1) 内航海運登録事業者数等	海貨	1
(2) 法人・個人別事業者数	海貨	1
(3) 船種・船型別船腹量及び隻数	海貨	2
(4) 自家用船舶使用届出状況（100総トン以上）	海貨	2
(5) 内航海運業地区別登録事業者分布状況	海貨	3
2 貨物利用運送事業の現況	海貨	4
3 港湾運送事業の現況	海貨	4
(1) 港湾運送事業者数・許可数	海貨	4
(2) 港湾運送実績	海貨	5
(3) 港湾労働者の現況	海貨	9

【船舶産業課】

1 造船業の現況	海舶	1
(1) 造船業の施設等の状況	海舶	1
(2) 船舶の建造・修繕実績	海舶	1
2 船用工業の現況	海舶	2

(1) 船用工業事業所数	海舶	2
(2) 船用工業の実績	海舶	3
3 造船業・舶用工業対策等	海舶	6
(1) 人材の育成	海舶	6
(2) 造船業における労働災害防止指導	海舶	7
4 舟艇利用の現況	海舶	7
(1) 「海の駅」を利用したマリンレジャーの普及推進	海舶	7
(2) 海の駅・防災棧橋等の活用による舟艇利用促進事業	海舶	9
5 モーターボート競走の現況	海舶	9

【船員労政課】

1 船員労働の現況	海員	1
(1) 船員の労働組合組織率	海員	1
(2) 船員最低賃金の状況	海員	1
(3) 船員の福利厚生施設の状況	海員	1
(4) 船員の確保対策	海員	2
(5) 個別労働関係紛争等の処理状況	海員	3
2 船員職業安定業務の現況	海員	3
(1) 船員の雇用情勢	海員	3
(2) 雇用促進等対策	海員	4
(3) 雇用保険に係る失業等給付	海員	5
(4) 船員派遣事業	海員	5
(5) 学校等が行う無料の船員職業紹介事業について	海員	5

海上安全環境部

【船舶安全環境課】

1 船舶の登録及びトン数の測度	安環	1
(1) 船舶の登録業務	安環	1
(2) 船舶のトン数測度業務等	安環	2
(3) 日本船舶であることの証明及び小型船舶の国籍証明	安環	2
(4) 船舶国籍証書の検認時の臨検	安環	2
(5) 船舶の解撤等に係る臨検	安環	2
2 船舶の安全及び海洋汚染等の防止	安環	3
(1) 船舶の安全に関する検査等	安環	3
(2) 海洋汚染等の防止	安環	4
(3) 船舶油濁損害賠償保障法に関する業務	安環	6

3	海上交通監査計画	安環	8
4	海事／船員行政品質マネジメントシステム	安環	9
【船員労働環境・海技資格課】			
1	船員の労働環境	安員	1
(1)	船員労働保護の業務	安員	1
(2)	船員衛生環境等の業務	安員	5
(3)	マルシップに関する事務	安員	5
(4)	船員災害防止対策	安員	6
2	海技資格事務の現況	安員	10
(1)	海技士国家試験	安員	10
(2)	小型船舶操縦士国家試験	安員	10
(3)	免許関係事務等	安員	11
(4)	登録船舶職員養成施設での養成等	安員	12
(5)	登録更新講習等実施機関での更新及び失効再交付講習	安員	12
(6)	最少安全配員証書の交付	安員	12
(7)	プレジャーボート等小型船舶安全対策の推進	安員	12
3	水先の現況	安員	13
(1)	水先区及び水先区水先人会の現況	安員	13
(2)	水先人試験	安員	13
(3)	能力認定試験	安員	14
(4)	航海実歴認定	安員	14
【運航労務監理官】			
1	運航労務監理官の業務	安運	1
(1)	運航管理監査等の実施状況	安運	1
(2)	船員労務監査等の実施状況	安運	2
(3)	運輸安全マネジメント制度に基づく評価等について	安運	4
【外国船舶監督官】			
1	外国船舶の監督	安外	1
(1)	PSCの概要及び体制	安外	1
(2)	管内PSCの概要	安外	1
(3)	東京MOU集中検査キャンペーン	安外	1
(4)	東京MOU事業の支援（外国人PSC研修生の受け入れと技術交流）	安外	2
(5)	係船装置及び係船作業に関する安全対策の取組み	安外	2

兵庫陸運部

【輸送部門】

1	自動車運送事業の現況	兵輸	1
(1)	業務別事業者数及び車両数の推移	兵輸	1
(2)	乗合バス事業の現況	兵輸	1
(3)	貸切バス事業の現況	兵輸	2
(4)	タクシー事業の現況	兵輸	3
(5)	トラック運送事業の現況	兵輸	3

【監査部門】

1	自動車監査指導の現況	兵監	1
---	------------	----	---

【検査整備保安部門】

1	自動車分解整備事業の現況	兵整	1
(1)	自動車分解整備事業者等の推移	兵整	1
(2)	自動車整備士の現況	兵整	1
2	自動車検査業務の現況	兵整	2
(1)	検査関係業務量の推移	兵整	2
(2)	ユーザー車検件数の推移	兵整	2
(3)	街頭検査実施状況	兵整	2
3	運行管理者指導講習・整備管理者研修の状況	兵整	3
(1)	運行管理者指導講習実施状況	兵整	3
(2)	運行管理者指導講習受講者数	兵整	3
(3)	整備管理者研修実施状況	兵整	3
(4)	整備管理者研修受講者数	兵整	3

【登録部門】

1	管内自動車保有車両数の現況	兵登	1
---	---------------	----	---

総務企画部
総務課

1 沿革

年 月	事 項
明治11年 6月	神戸郵政局が、西洋形船舶の検査試験事務の出張所となる。
昭和18年11月	運輸通信省が設置され、中央の海運総局のもとに、兵庫、岡山、広島、島根、鳥取の5県を管轄する「神戸海運局」となる。
20年 6月	官制改正により、兵庫県を管轄する「神戸海運監理部」となる。
23年 7月	官制改正により、兵庫県を管轄する「神戸海運局」となる。
24年 6月	運輸省設置法が施行される。
26年 7月	港湾法の施行に伴い、港湾の管理運営に関する業務を神戸市に移管。本局は総務、運航、船舶及び船員の4部体制となる。
59年 7月	運輸省組織改正により、兵庫県における海事行政を所管する「神戸海運監理部」となる。
平成13年 1月	中央省庁等改革により国土交通省が設置される。
14年 7月	地方運輸局の組織再編により、兵庫県における運輸行政を所管する「神戸運輸監理部」となる。

2 歴代海運・運輸監理部長

(令和2年4月1日現在)

発令年月日	氏 名	発令年月日	氏 名
昭和59年 7月 1日	寺 嶋 潔	平成14年 7月 1日	齋 藤 貞 夫
60年 6月 26日	片 岡 榮 夫	14年 7月 16日	城 石 幸 治
62年 6月 5日	渡 辺 純一郎	15年 7月 18日	木 内 大 助
63年 6月 10日	望 月 鎮 雄	17年 8月 12日	石 田 育 男
平成 2年 6月 27日	長 尾 正 和	18年 7月 11日	石 丸 周 象
3年 7月 1日	伊 東 弘 之	19年 5月 10日	田 中 護 史
4年 6月 23日	西 村 泰 彦	21年 4月 1日	関 元 貫 至
5年 6月 25日	土 橋 正 義	23年 8月 1日	和 田 昌 雄
6年 6月 29日	谷 野 龍一郎	25年 7月 1日	安 藤 昇
8年 7月 15日	徳 留 健 二	28年 4月 1日	秋 田 務
10年 6月 23日	石 井 健 児	29年 4月 1日	吉 田 稔
12年 6月 30日	齋 藤 貞 夫	30年 4月 1日	吉 田 正 彦
		令和 2年 4月 1日	石 原 彰

※平成 14年 7月 1日以前は海運監理部長、以後は運輸監理部長

3 管轄区域の概要

兵庫県は本州のほぼ中央部に位置し、面積は約8400km²あり、おおよそ東京都、神奈川県と埼玉県をあわせた面積をもち、日本標準時を定める子午線（東経135度）が通っている。北は日本海に面し、南は瀬戸内海を経て太平洋に臨んでおり、本州両端の青森県、山口県を除けば唯一、県土の南北に海岸線をもつ特性がある。

阪神・播磨・但馬・丹波・淡路の多彩な気候、風土、文化を有する5つの地域は、豊かな自然や文化遺産などの観光資源にも恵まれ、世界文化遺産の姫路城や日本最古の温泉と言われている有馬温泉はその一例である。

このような兵庫県の主要な運輸関連施設としては、まず港湾施設が挙げられる。神戸港は、平成22年8月に大阪港と共に「阪神港」として国際戦略港湾の指定を受けて、ハード・ソフト両面から国際競争力の強化に向けたプロジェクトが推進されている。

また、国際拠点港湾として姫路港、重要港湾として尼崎西宮芦屋港及び東播磨港、地方港湾として明石港、洲本港、相生港、赤穂港等があり、四国、九州地区をはじめとした西日本における人流・物流の拠点となっている。

空港施設は大阪湾に海上空港である関西国際空港と神戸空港があり、前者は国内航空ネットワーク拠点として人・物・文化の交流拠点となっている。また、関西国際空港は平成24年7月に大阪国際空港と経営統合して、国際競争力の強化及び関西地域の経済活性化を図っている。北部には北近畿唯一の空港として但馬空港があり、地域活性化の役割を果たしている。

鉄道施設では、神戸駅を基終点とした東海道本線をはじめ、山陽本線、山陰本線、福知山線、播但線等、県内主要地が網羅されている。また、京阪神間を結ぶ私鉄網には、阪急、阪神、山陽、神戸電鉄等がJRに平行する形で運行され、神戸市内では市営地下鉄、神戸新交通によるポートライナー、六甲ライナーが市民の足となっている。

貨物鉄道では、姫路貨物駅、神戸貨物ターミナル駅があり、両貨物駅は山陽本線上にあり、且つ港湾とのアクセスが良い立地から環境負荷の小さい鉄道、海運へのモーダルシフトの結節拠点となっている。

道路は高速自動車国道として名神高速道路、中国縦貫自動車道、山陽自動車道、近畿自動車道（敦賀線）があり、都市高速道路として阪神高速道路、第二神明道路及び本州四国連絡道路の神戸淡路鳴門自動車道が整備されており、その他主要一般国道により県内主要都市間をはじめ隣接地域と結ばれている。

これらの交通基盤を効率的に連携、活用することによって、環境にやさしく安全で、利用者の利便性を追求したより高度な物流、人流システムの構築を推進し、地域経済の活性化、さらなる発展が求められている。

神戸運輸監理部管内図



4 組織及び主な業務

神戸運輸監理部

— 総務企画部 —	次長 安全防災・危機管理調整官 海事交通計画調整官 総務課 人事課 会計課 企画課 企画調整官 広報対策官 物流施設対策官	・安全防災・危機管理対策 ・運輸安全マネジメント制度に関する業務 ・公共交通事故被害者の支援 ・総務、人事、会計に関する業務 ・行政相談、広報、情報公開、情報セキュリティ、行政機関の保有する個人情報保護に関する業務 ・公共交通の確保維持及び利用促進 ・観光振興 ・効率的で環境負荷の少ない物流の推進 ・倉庫業の指導・監督
— 海事振興部 —	次長 旅客課 貨物・港運課 船舶産業課 船員労政課	・海上運送事業、内航海運業、貨物利用運送事業（海運）、港湾運送事業、造船業、舶用工業に関する事業者・団体の指導・監督等 ・海事思想の普及、海事代理士に関する業務 ・モーターボート競走の監督、舟艇の利用振興 ・船員に係る個別労働関係紛争の解決促進、失業対策、職業紹介、職業指導、職業補導、最低賃金に関する業務 ・船員の確保対策に関する業務
— 海上安全環境部 —	海事保安・事故対策調整官 船舶安全環境課 船員労働環境・海技資格課 運航労務監理官 海事技術専門官 海技試験官 外国船舶監督官	・船舶の登録、トン数測度業務、船舶の検査、海洋汚染の防止に関する業務 ・船舶への乗り組み、船員の労働条件等、労働災害の防止に関する指導・監督 ・海技試験、水先人の試験、海技士及び小型船舶操縦士の資格に関する業務 ・外国船舶の監督
— 兵庫陸運部 —	運輸企画専門官 陸運技術専門官	・バス・タクシー・トラックの輸送サービスの向上・効率化の推進 ・運送事業者の監査、利用者保護対策 ・自動車環境対策の推進 ・自動車の検査・登録 ・自動車整備工場の指導、育成
— 姫路自動車検査登録事務所 —	運輸企画専門官 陸運技術専門官	・自動車の検査・登録に関するこ
— 姫路海事事務所 —	運輸企画専門官 海事技術専門官	・海事行政に関するこ

5 海事功労者等表彰

(1) 令和2年7月23日付けで国土交通大臣表彰及び神戸運輸監理部長表彰を行った(第1表)。

例年神戸市内会場で伝達及び表彰式を行っていたが、令和2年は新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、YouTube チャンネル「「海の日」海事功労者等表彰 in KOBE」で受賞者の紹介と祝意を表する映像を配信した。

第1表 海事功労者等表彰状況

国土交通大臣表彰 (神戸運輸監理部関係)	永年勤続 優良船員 統計調査協力功労	8名 3名 1社
神戸運輸監理部長表彰	海事功労 優良船員 永年勤続 マリンエキスパート（3部門） 造船業災害防止功労 統計調査協力功労	3名 2名 26名 15名 1名 2社

(2) マリンエキスパート（3部門）表彰

マリンエキスパート（3部門）表彰は、管内の海事産業（倉庫・港湾運送・造船・船用工業・船員・水先人）を対象として、高い技能を持った技能者を顕彰することで、次世代を担う技術者への技能伝承や人材育成・人材確保に繋げることを目的に創設された神戸運輸監理部独自の制度です。

平成21年度にマリンエキスパート及びマリンエキスパート（ジュニア）を創設。

平成28年度には、表彰の対象を「水先人」にも拡大し、同時に海事産業への女性の進出に貢献した者を表彰するマリンエキスパート（レディ）部門を新設している。

6 叙勲及び褒章

令和2年度中における受章者は、第2表のとおり12名である。

第2表 叙勲及び褒章受章者

① 叙勲

年度	賞賜	氏名	功績概要	主要経歴
2年春	旭日双光章	小野 純夫	造船関連事業振興功労	神戸舶用工業会会长
	旭日小綬章	塚脇 義明	水先業務功労	元内海水先区水先人
	瑞宝双光章	奥野 省三	国土交通行政事務功労	元神戸運輸監理部総務企画部長
2年秋	旭日双光章	中川 亨	倉庫業振興功労	兵庫県冷蔵倉庫協会会长
	旭日小綬章	甲谷 保行	水先業務功労	内海水先区水先人

② 褒章

年度	賞賜	氏名	功績概要	主要経歴
2年春	黄綬褒章	森口 俊樹	業務精励・水先業務	大阪湾水先区水先人
	黄綬褒章	松 榮 正允	業務精励・水先業務	大阪湾水先区水先人
	黄綬褒章	田島 博之	業務精励・水先業務	内海水先区水先人
2年秋	黄綬褒章	吉富 静夫	業務精励・水先業務	内海水先区水先人
	黄綬褒章	藤本 昌之	業務精励・水先業務	大阪湾水先区水先人
	黄綬褒章	田倉 幸秀	業務精励・水先業務	内海水先区水先人会
	黄綬褒章	高橋 昭二郎	業務精励・水先業務	大阪湾水先区水先人

7 中小企業等協同組合

平成30年12月25日に閣議決定された「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「中小企業等協同組合法」及び「中小企業団体の組織に関する法律」に基づく事業協同組合等の認可等に係る事務・権限について、都道府県に2020年中に移譲することが決定され、これを受けて、令和2年10月1日付けで上記二法の政令を改正し、同日より経済産業省（経済産業局）と国土交通省（地方整備局、運輸局等）における本法律に係る事務・権限は都道府県に権限移譲された。これにより、神戸運輸監理部が管轄していた中小企業協同組合もすべて兵庫県へ権限委譲した。

總務企画部
安全防災・危機管理調整官

1 安全防災・危機管理対策

(1) 年末年始の輸送等に関する安全総点検

輸送が繁忙する年末年始に臨み、自主点検等を通じて海上輸送の安全性の向上及び安全意識の高揚を図るため、管内の旅客船事業者、人の運送をする不定期航路事業者、内航貨物船事業者に対して、年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施している。

令和2年度は、以下の5点を重点点検事項とし、経営トップから現場まで一体となつた下での安全性向上等を図ることを目的とした総点検を行つた。

- ① 法令及び安全管理規程（特に運航基準、乗組員の健康状態及び過労状態の把握）の確実な遵守状況
- ② 安全に関する設備の確実な備付け及び旅客・乗組員・貨物に関する安全対策の実施状況（特に火災対策（消火器等の点検、避難誘導訓練の実施）、荒天時の体制の準備状況（適切な情報収集体制、適切な当直体制）、飲酒対策の実施状況）
- ③ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況（注：外航船の場合、テロには海賊行為を含む）
- ④ 新型インフルエンザ対策及び新型コロナウイルス感染症対策の実施状況
- ⑤ 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況

年末年始の輸送等に関する安全総点検結果（令和2年12月10日～令和3年1月10日）

	事業者数		船舶	
	旅客船	貨物船	旅客船	貨物船
自主点検実施事業者・船舶数	104	53	191	197
現地確認実施事業者・船舶数	12	0	26	0

(2) 運輸安全防災・危機管理業務推進本部

神戸運輸監理部各部が連携して運輸安全防災・危機管理行政を積極的に展開し、運輸事業者の安全防災・危機管理に係る取組みを推進することを目的とする運輸安全防災・危機管理業務推進本部会議について、令和2年度は新型コロナ感染拡大を受け、年度末に書面による1年間の活動報告を行い、この会議に代えた。

(3) 防災訓練

神戸運輸監理部防災業務計画に基づく総合防災訓練を、以下の通り実施した。

＜小規模訓練＞

●第1回 4月30日（木） 地震

●第2回 6月 5日 (金) 風水害

●第3回 7月 1日 (水) 地震

＜総合防災訓練＞

●9月17日 (木) 地震・津波

安否確認訓練の実施状況 (計4回実施)

●第1回 4月24日 (金) 12:00

●第2回 7月 1日 (水) 8:20 (小規模訓練に併設)

●第3回 9月17日 (木) 8:30 (総合防災訓練に併設)

●第4回 12月22日 (火) 12:00

災害対策本部設置対応訓練の実施状況

●神戸運輸監理部防災訓練 (4・6・7・9月) において災害対策本部設置訓練を実施

通信機器操作習熟訓練

●iPadを用いたWeb会議訓練

・6・7・9月の防災訓練に併設

・兵庫陸運部との間での操作習熟訓練 (7月15日より、毎月第1・第3水曜日)

●衛星携帯電話通信訓練

・6・7・9月の防災訓練に併設、11月5日 (水)、1月20日 (水) の計5回実施

※本局・兵庫陸運部・姫路自動車検査登録事務所・姫路海事事務所の各担当者と実施

政府現地対策本部訓練

●政府現地対策本部訓練

・1月28日 (木) Web開催

(4) 運輸安全マネジメントセミナー等

① 運輸安全マネジメントセミナー

運輸安全マネジメント制度の普及・啓発、浸透・定着に向け、運輸事業者の安全担当者を対象として各地方運輸局で開催する「運輸安全マネジメントセミナー」を、令和2年11月30日～12月1日に実施し、延べ95人が受講した。

② 運輸防災マネジメント指針説明会

運輸事業者の安全管理体制に対して指導・助言を行う「運輸安全マネジメント評価制度」は、平成18年10月から導入され、各モードで運輸安全マネジメント評価を実施していることに加えて、令和2年7月、運輸事業者が防災体制の構築と実践を進める際に参考とすべき考え方をまとめた「運輸防災マネジメント指針」が策定された。これを受け、運輸事業者向け運輸

防災マネジメント指針説明会を令和2年7月29日に実施し、61人が受講した。

(5) 運輸事業者の防災情報活用に向けたワークショップ

防災情報に関する知識を運輸事業者にインプットすることに加え、この知識を前提に想定事例によるグループワークなどでアウトプットすることの二段構成とし、各種防災情報の解説や活用方法について、地方整備局や管区気象台から講師を迎え、本年度から開催している。

本年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、近畿運輸局・神戸運輸監理部共催で、インプット面を中心にオンラインで令和3年2月19日に実施し、35人が受講した

(6) 安全統括管理者研修会

海上交通において、従来からの事故対策のみならず、近年の大規模な気象災害等の多発を受けて、災害発生時の対応や人流・物流の早期復旧に向けた対策などを含めた、幅広い体制整備や、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた、テロ防止対策の強化などが強く求められている中、旅客船事業者及び内航海運事業者を対象に「自然災害」「テロ」の脅威から海上交通の安全・安心の確保をするために運輸安全マネジメント体制の充実を図ることを目的として安全統括管理者研修会を、新型コロナウイルス感染症対策を考慮してオンラインにより令和3年3月16日に開催し、31人が参加した。

總務企画部
企画課

1 公共交通活性化の取り組み

地方部を中心として人口減少の顕著化、運転手不足の深刻化等に伴い、公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増す中、高齢者の運転免許の返納が年々増加する等、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要になっている。加えて、地域経済社会の発展に資する交通インフラの着実な整備により、生産性向上を図ることも必要である。

このような状況を踏まえて全ての地域において、持続可能な運送サービスの提供を確保するため、地域公共団体が公共交通事業者等と連携して、最新技術等も活用しつつ、既存の公共交通サービスの改善・充実を徹底するとともに、地域の輸送資源を総動員する取組を推進する必要がある。

このため、令和2年11月に「地域公共交通活性化再生法等の一部を改正する法律」が施行され、地方公共団体が従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源を総動員する「地域公共交通計画（マスタープラン）」を作成することを努力義務化した。

また、生活交通の存続が危機に瀕している地域において、地域の特性・実情に最適な移動手段の確保や、公共交通のバリアフリー化等を一体的に支援する施策である「地域公共交通確保維持改善事業」について、以下のとおり取り組んだ。

（1）陸上交通の確保維持・活性化

平成18年の改正道路運送法の施行以降、地域のニーズに応じたコミュニティバス、乗合タクシー、市町村バス、NPO等によるボランティア有償運送など、多様な形態の運送サービスが導入されるようになった。これらの運送サービスの導入にあたっては、地方公共団体が主体的となって設置する地域公共交通会議等において「地域交通のあり方」を検討し、運送の実施を協議しており、神戸運輸監理部では当該地域公共交通会議等に積極的に出席し、許認可等の相談のみならず生活交通路線の確保について地域の状況に即した施策・対処方法の助言を行っている。

令和2年度においては、39機関で開催された地域公共交通会議等（延べ89回開催）に出席し、各自治体及び事業者に対する「地域間幹線系統」や「地域内フィーダー系統」の要件についての説明のみならず、地方バス路線等への支援制度の対応など踏み込んだ助言を行うとともに、兵庫県交通政策課とも連携をとり、きめ細かな情報を各自治体等へ展開した。また、「地域公共交通バリア解消促進等事業」「地域公共交通調査事業」では、相談等を受けている自治体や事業者へ積極的に情報を展開し、的確な判断が出来るよう事業の推進を図った。

（2）海上交通の確保維持・活性化

離島航路整備法による補助航路である沼島航路について、沼島航路確保維持改善協議会が令和2年度中に計2回開催され、沼島航路の利用実態や島民の意向なども踏まえた航路の活性化と効率化及び利用者の利便性向上等について協議した。同協議会による令和3年度離島航路確

保維持計画は、令和2年6月29日に変更計画を策定、同年9月30日に国土交通大臣により認定された。

なお、沼島航路に係る確保維持改善事業については、前述の協議会から航路確保維持改善事業に対する自己評価結果の報告を受け、学識経験者等の有識者からなる第三者評価委員会において二次評価（書面審議）を行った。

(3) 地域公共交通確保維持・活性化に係る調査事業

令和2年度地域公共交通フォローアップ調査（直轄調査）として「家島諸島における交流人口拡大及び航路利便性向上による航路確保・維持に関する調査」を実施した。

家島諸島では、家島諸島住民の日常生活や家島諸島への業務や観光などの活動のため、姫路～家島（2事業者）、姫路～坊勢島（1事業者）、家島～坊勢島（1事業者）で定期航路が運航されている。

家島諸島の島民にとって家島諸島航路は必要不可欠な生活航路であるが、島民の少子高齢化・人口減少による利用者数の減少が続いている、今後さらなる利用者の減少が予想される中、将来に亘り航路を安定的に確保・維持するためには、地域を活性化し家島諸島での人口定着のほか、観光振興等による交流人口の拡大を図ることが喫緊の課題である。

本調査では、家島諸島航路の活性化を図るため、姫路市及び地域関係者と連携し、観光振興等による交流人口の拡大に向けた課題やその解決策の検討を行い、関係者が取り組む方策を提言してとりまとめた。

2 観光振興の取り組み

(1) 濑戸内海観光連携推進会議による瀬戸内海の観光活性化

「瀬戸内海観光連携推進会議」は、瀬戸内海地域の観光活性化を目的に平成23年7月に設立した組織で、近畿運輸局、神戸運輸監理部、中国運輸局、四国運輸局、九州運輸局の5部局で構成されている。

令和2年度は、令和2年11月19日に、上記の運輸局長等が集い大阪万博会場予定地を視察するとともに、Go To キャンペーン事業実施後の地域の状況等について意見交換を行った。

また、寄港地のセールスポイント等を掲載した「瀬戸内クルーズ寄港地紹介マップ」について、海外船社等へのアピールを図るべく日本語及び英語版を作成し、近畿運輸局のHPにて掲載している。

(2) 観光振興・地域づくりに係る調査事業

少子高齢化と若者の流出により過疎化が進み、地域の活力が低下している淡路島において、成長している観光分野をうまく取り込み、地域の活性化を図ることを目的として、令和2年度の観光地域動向調査は、「淡路島の海事関係コンテンツを活かした観光の推進に関する調査」を

実施した。

淡路島は、「歴史・文化」、「食」、「自然・温泉」など、既に多数の観光コンテンツがあるが、これらに加え、「海」、「船」、「港」などを活用した新たな海事観光コンテンツを造成することにより、更なる観光客の増加と消費拡大を図ることが可能と考えられる。このため、国内における海事観光コンテンツの優良事例や、DMOや旅行代理店等へのヒアリング、さらには観光客へのアンケート等を実施するとともに、それらの結果を踏まえた上で、淡路島における新たな海事観光コンテンツとして24コンテンツを提案した。

總務企画部
物流施設対策官

1 倉庫業の現況

(1) 事業者数及び所管面（容）積

(ア) 事業者数

管内の営業倉庫事業者数は第1表のとおりで、450社（前年度末比1.80%増）である。

第1表 倉庫事業者数（令和2年度末）

普通倉庫

区分	主たる営業所		計
	管内	他局管内	
発券	29	31	60
非発券	248	99	347
計	277	130	407

冷蔵倉庫

区分	主たる営業所		計
	管内	他局管内	
発券	11	13	24
非発券	38	18	56
計	49	31	80

※1 主たる営業所が管内にある発券事業者29社のうち1社、非発券事業者248社のうち3社は、管内に倉庫を有しない。

※2 普通倉庫と冷蔵倉庫の兼業は37社である。

(イ) 所管面（容）積

倉庫事業者が管内に保有する倉庫の所管面（容）積の推移は、第2表のとおりである。

管内における倉庫は神戸市及びその周辺都市に集中しており、中でも神戸市内には、所管面（容）積ベースで、普通倉庫では一～三類倉庫の54.9%、危険品倉庫（タンク）の72.6%、野積倉庫の74.0%、貯蔵槽倉庫の90.8%、冷蔵倉庫の65.0%が立地している。

第2表 倉庫所管面（容）積の推移

(各年度末現在)

区分	種類別	年度		28	29	30	令和元年度	令和2年度	対前年度比 (%)
		普通倉庫	冷蔵倉庫						
管内	一類倉庫 (m ²)	3,086,862	3,171,669	3,320,153	3,600,823	3,740,306	3,740,306	3,740,306	103.9
	うち 認定トランクルーム (m ²)	78,258	77,768	77,996	81,039	80,829	80,829	80,829	99.7
	二類倉庫 (m ²)	3,166	3,166	3,166	3,166	3,166	3,166	3,166	100.0
	三類倉庫 (m ²)	66,331	55,403	60,212	64,547	64,547	64,547	64,547	100.0
	小計 (m ²)	3,156,359	3,230,238	3,383,531	3,668,536	3,808,019	3,808,019	3,808,019	103.8
	危険品 タンク (m ³)	147,556	203,912	203,912	203,912	203,912	203,912	203,912	100.0
	倉庫 その他 (m ²)	56,979	52,874	55,844	59,115	60,809	60,809	60,809	102.9
	野積倉庫 (m ²)	430,071	473,850	493,268	488,715	469,808	469,808	469,808	96.1
	貯蔵槽倉庫 (m ³)	892,894	769,645	769,645	769,645	769,645	769,645	769,645	100.0
	冷蔵倉庫 (m ³)	2,405,264	2,325,627	2,391,031	2,676,325	2,811,941	2,811,941	2,811,941	105.1
神戸市内	一類倉庫 (m ²)	1,766,506	1,811,349	1,868,281	2,017,893	2,091,467	2,091,467	2,091,467	103.6
	うち 認定トランクルーム (m ²)	61,587	59,727	58,754	58,012	58,012	58,012	58,012	100.0
	二類倉庫 (m ²)	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	三類倉庫 (m ²)	272	272	272	0	0	0	0	0.0
	小計 (m ²)	1,766,778	1,811,621	1,868,553	2,017,893	2,091,467	2,091,467	2,091,467	103.6
	危険品 タンク (m ³)	147,556	148,050	148,050	148,050	148,050	148,050	148,050	100.0
	倉庫 その他 (m ²)	17,667	18,010	20,127	22,082	22,763	22,763	22,763	103.1
	野積倉庫 (m ²)	342,235	355,568	355,610	348,595	347,942	347,942	347,942	99.8
	貯蔵槽倉庫 (m ³)	822,343	699,094	699,094	699,094	699,094	699,094	699,094	100.0
	冷蔵倉庫 (m ³)	1,631,615	1,574,300	1,662,716	1,706,629	1,830,497	1,830,497	1,830,497	107.3

*神戸運輸監理部管内において、水面倉庫の実績はない。

(2) 倉庫需要

管内倉庫における品目別入庫量、平均月末在庫量について、普通倉庫は第3表、冷蔵倉庫は第4表のとおりとなり、一～三類倉庫及び冷蔵倉庫の入庫量、平均月末在庫量の推移は、第1図のとおりである。

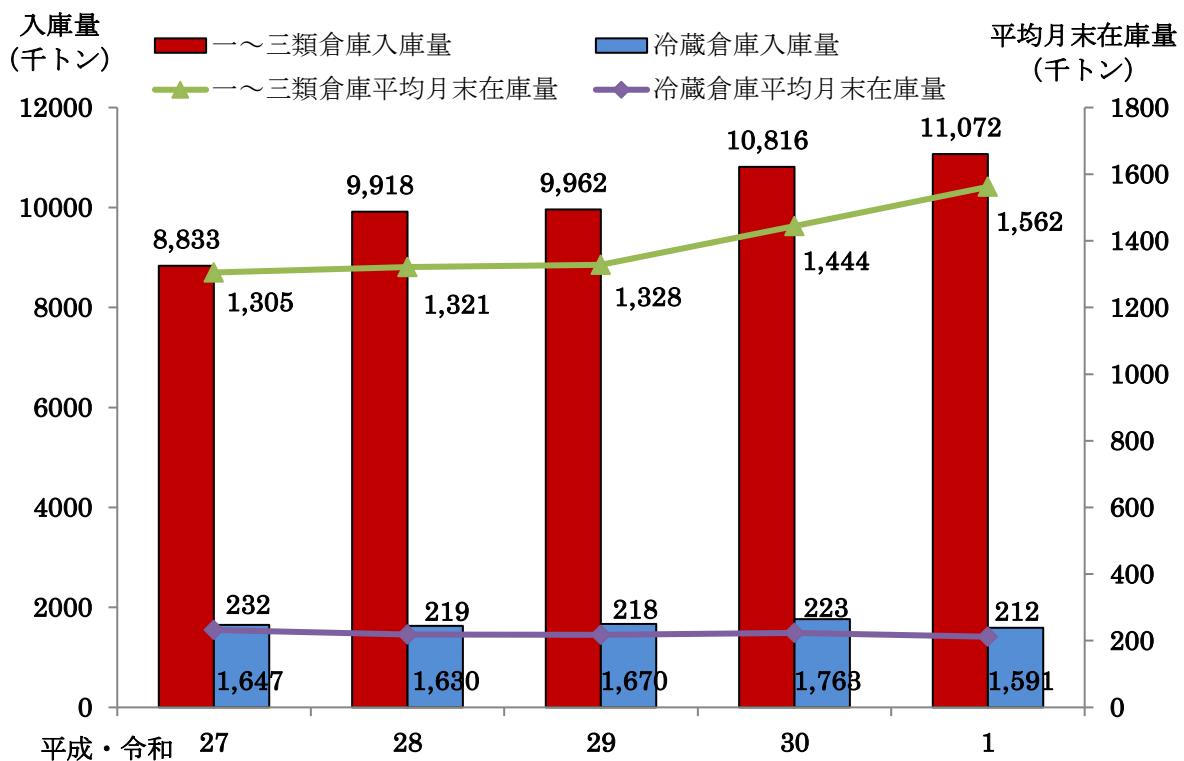
第3表 管内普通倉庫の受寄物入庫量、平均月末在庫量（令和元年度）

種類別 品目	一～三類倉庫		危険品倉庫		野積倉庫		貯蔵槽倉庫		普通倉庫計	
	入庫量 (千トン)	平均月末 在庫量 (千トン)								
農水産品	686	238	0	0	0	0	1,298	217	1,984	456
金属	673	116	0	0	911	78	0	0	1,584	193
金属製品・機械	1,700	148	15	1	518	13	0	0	2,233	162
窯業品	103	17	2	0	0	0	0	0	104	17
化学工業品	2,115	312	869	99	1	0	13	2	2,998	413
紙・パルプ	717	62	0	0	0	0	0	0	717	62
繊維工業品	161	30	0	0	0	0	0	0	161	30
食料工業品	2,823	312	0	0	0	0	0	0	2,823	312
雑工業品	1,183	195	0	0	4	0	0	0	1,188	195
雑品	912	132	7	1	12	8	11	2	941	143
令和元年度計	11,072	1,562	892	101	1,446	99	1,322	221	14,733	1,983
対前年度比 (%)	102.4	108.0	94.9	94.6	93.6	108.0	100.4	97.5	100.8	105.9
平成30年度計	10,816	1,447	940	106	1,545	92	1,317	227	14,618	1,872

第4表 管内冷蔵倉庫の受寄物入庫量、平均月末在庫量（令和元年度）

項目 品目	入庫量	平均月末在庫量
	(千トン)	(千トン)
生鮮水産物	0	0
冷凍水産物	110	29
塩干水産物	31	9
水産加工品	33	6
畜産物	140	24
畜産加工品	189	35
農産物	212	38
農産加工品	36	8
冷凍食品	714	45
その他	126	17
令和元年度計	1,591	212
対前年度比 (%)	90.1	94.6
平成30年度計	1,765	224

第1図 管内一～三類倉庫及び冷蔵倉庫の入庫量、平均月末在庫量の推移



(3) 倉庫管理主任者スキルアップセミナー

倉庫管理主任者制度の一層の充実と倉庫管理主任者の更なる資質の向上を図ることを目的として、倉庫管理主任者を対象とした「倉庫管理主任者スキルアップセミナー」を開催している。令和2年度は、防火管理や自主監査をテーマに、9月17日に開催した。

2 物流の効率化

(1) 物流総合効率化計画の認定

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」（物流効率化法）は、流通業務（輸送、保管、荷さばき及び流通加工）を一体的に実施するとともに、「輸送網の集約」、「モーダルシフト」、「輸配送の共同化」等の輸送の合理化により、流通業務の効率化を図る事業に対する計画の認定や支援措置等を定めた法律である。

平成28年10月に物流分野における労働力不足や、荷主や消費者ニーズの高度化・多様化に対応するため、法の目的に「流通業務に必要な労働力の確保に支障が生じつつあること」への対応を図る旨が追加されるとともに、二以上の者が事業を連携して行うことを前提に多用な取り組みへと対象を拡大する法改正が行われた。

また、令和2年11月には、地方部における物流サービス及び旅客運送サービスの提供を確保するため、貨客運送事業を支援し、その実施の促進を図ることを目的に法改正が行われた。

令和2年度は、管内で2件（全国41件）の認定を行った。

(2) モーダルシフト等推進事業

温室効果ガスの排出削減、流通業務の省力化による持続可能な物流体系の構築を図るため、荷主企業及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会が物流総合効率化法に基づき実施するモーダルシフト等の取り組みを支援している。

(3) グリーン物流等に係る普及・啓発

関西グリーン物流パートナーシップ会議（事務局：神戸運輸監理部、近畿運輸局、近畿経済産業局）の取り組みとして、物流の分野における環境負荷軽減に向けた取り組みを推進し、広く啓発することを目的とした「グリーン物流セミナー（鉄道版）（海上版）」を開催している。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、開催を見送った。

(4) 物流分野におけるエネルギー使用の合理化

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」により、特定輸送事業者に指定された一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者には、毎年省エネ措置の中長期計画及びエネルギー使用量等の定期報告書を提出することが義務づけられ、管内で指定を受けた特定輸送事業者（内航海運事業者2社）から、これらの中長期計画及び定期報告の提出を受けている。

(5) 物流に係る交通環境教育プログラム

物流分野における環境問題の解決に向け、若い人材に関心を持ってもらうことを目的として、神戸大学大学院海事科学研究科と連携し、管内の物流事業者の協力のもと、物流の効率化

や環境負荷低減を図る方策などについて考える「交通環境教育プログラム」を、平成24年度より実施している。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、実施を見送った。

(6) 交通環境教室

次世代を担う子供たちに、公共交通が環境にやさしい乗り物であることを理解してもらい、自発的に環境にやさしい行動をとれる人材を育て、さらには公共交通の利用促進を目的として「交通環境教室」を実施している。

令和2年度は、管内の中学校における、「バリアフリー教室」開催時に「環境要素」を盛り込む形で2回実施した。

3 災害に強い物流システムの構築

東日本大震災において明らかとなった災害時における支援物資物流の課題等を踏まえ、大規模災害の発生が予想される地域において、民間の施設やノウハウを活用した災害ロジスティクスシステムを構築するため、平成23年度に近畿ブロックにおいて「災害に強い物流システムの構築に向けた協議会」が設置され、東南海・南海地震の被害が想定される地域（兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県）における国・地方自治体と民間事業者の連携方策、物資拠点として民間の物流施設の活用、オペレーションにおける民間のノウハウの活用等について検討を行っている。令和2年度も引き続き、官民の連携や協力体制の構築、協力協定の締結・充実の推進といった今後のあり方について検討し、関西における各省庁、各自治体、各団体の災害支援物資体制構築に向けた協議会を開催する予定であったが、新型コロナウイルスの感染状況を受け、書面により協議を行った。（協議会：令和3年1月20日）

令和2年度末現在、兵庫県内の民間物資拠点として、倉庫事業者施設35カ所（25事業者）、トラック事業者施設8カ所（4事業者）の計43カ所（28事業者（うち1事業者は倉庫・トラック兼業））がリストアップされている。

4 バリアフリーの推進

(1) バリアフリー教室

高齢者や障害者の疑似体験や介助体験を通じ、バリアフリーへの理解を深めるとともに、ボランティア意識を醸成し、誰もが高齢者や障害者に対して「お手伝いしましょうか」と自然に声をかけて快くサポートできる「心のバリアフリー」を推進するため「バリアフリー教室」を開催している。

令和2年度は、第5表のとおり実施した。

第5表 バリアフリー教室開催実績（令和2年度）

開催場所	開催日	参加者
姫路市立神南中学校	10月19日	1年生64名
しあわせの村	11月 1日	イベント来場者150名
姫路市立船場小学校	12月 2日	4年生81名

(2) スpiralアップを図る取り組み

「移動等円滑化評価会議」

移動等円滑化を促進するため、平成30年5月に公布された改正バリアフリー法に基づき、関係行政機関及び障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者で構成する「移動等円滑化評価会議」を設置し、定期的に移動等円滑化の進展の状況を把握・評価していくこととしており、令和2年8月24日に「移動等円滑化評価会議近畿分科会」を開催した。

「ユニバーサルデザイン推進本部」

東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしての「真の共生社会の実現」に向け、より障害当事者目線に立ったバリアフリー・ユニバーサルデザイン施策を展開するため、令和3年3月26日に国土交通本省において関係する省内各部局が広く参画する「本省ユニバーサルデザイン推進本部」が設置され、これを受け、令和3年4月には、近畿ブロックユニバーサル推進本部が設置され、神戸運輸監理部も参画し、取り組みを推進する予定である。

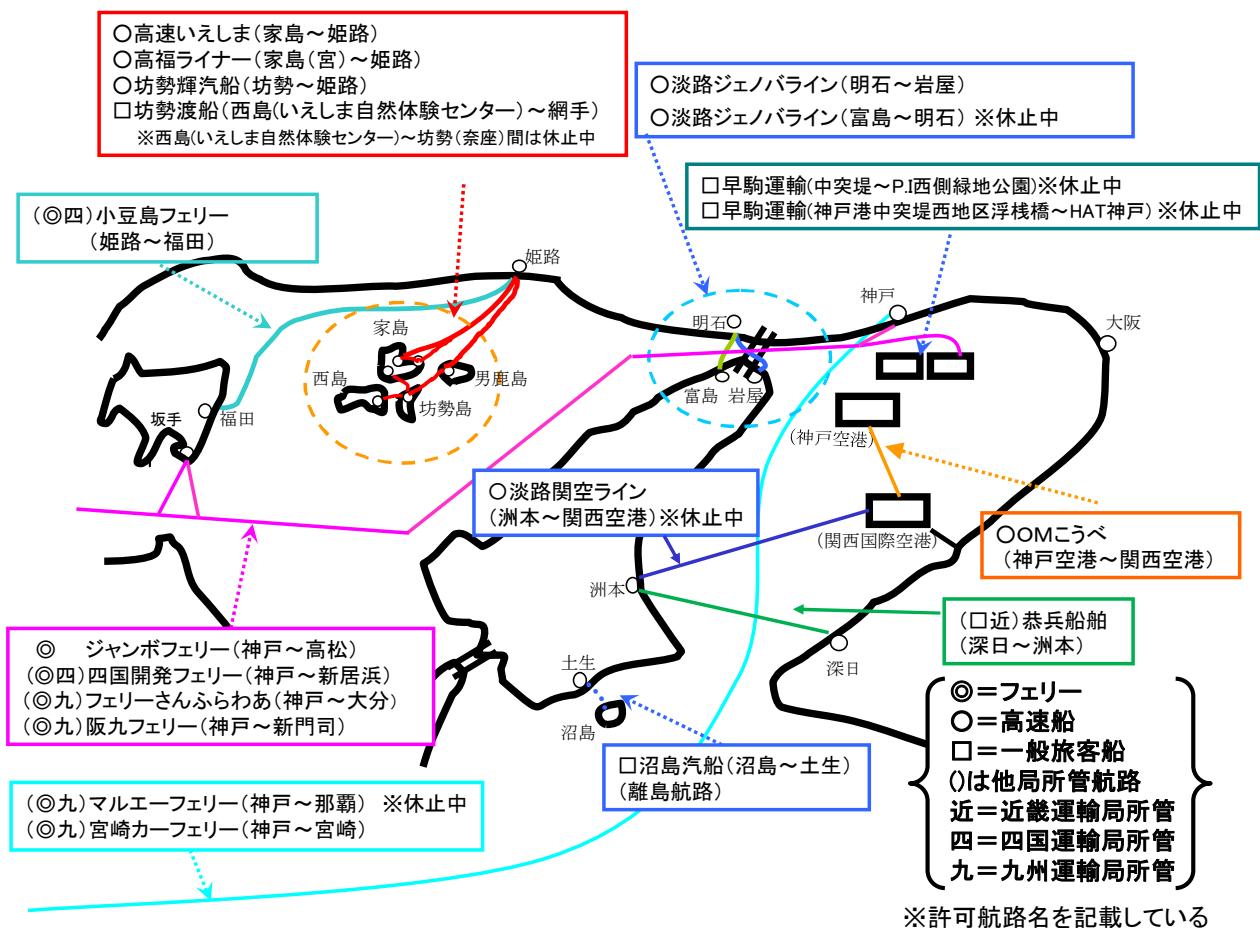
海事振興部
旅客課

1 管内旅客船事業の現況

旅客船事業は、淡路島、小豆島、家島諸島、四国、九州方面への旅客輸送及び自動車航送を行っているもののほか、関西国際空港へのアクセス事業、神戸港、姫路港、及び東播磨港における通船事業並びに神戸港、山陰海岸、鳴門海峡での遊覧船事業がある。

第1図 管内の主な一般旅客定期航路

(令和3年4月1日現在)



(1) 旅客船事業者数及び航路数

所管事業者数及び航路数の状況は、第1～2表のとおりである。

管内の令和3年4月1日現在の事業者数及び航路数は、一般旅客定期航路事業10社、3航路（内、フェリーは1社、1航路）である。

第1表 旅客船事業者数

(各年度とも 4 月 1 日現在)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
旅客定期航路事業	10	11	11	10	10
旅客不定期航路事業	19	18	17	18	16

第2表 旅客船航路数

(各年度とも4月1日現在)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
旅客定期航路事業	13	14	14	13	13
旅客不定期航路事業	42	40	38	38	37

(2) 旅客船事業の増減状況等

令和2年度における旅客船事業の増減状況は、第3表及び第4表のとおりである。

第3表 旅客船事業の新規許可航路（所管航路）

事業区分	事業者名	航路名	許可年月日	事業開始年月日
旅客不定期航路事業	(株)Sevenseas cruiser	神戸港中突堤起点 大阪湾周遊	R2.12.2	R3.1.7
旅客不定期航路事業	(株)Sevenseas cruiser	神戸港中突堤起点 明石海峡周遊	R2.12.2	R3.1.7

第4表 旅客船事業の承継（所管事業者）

事業区分	事業者名	航路名	届出年月日	効力発生年月日
旅客不定期航路事業	(被承継人) (株)神戸クルーザー (承継人) (株)Sevenseas cruiser	神戸高浜ハーバーランド起点神戸沖周遊	R2.6.19	R2.6.1

第5表 旅客船事業の廃止航路（所管航路）

事業区分	事業者名	航路名	届出年月日	廃止年月日
旅客不定期航路事業	坂口康弘	伊毘港起点鳴門海峡周遊	R2.10.17	R2.10.17
旅客不定期航路事業	ルミナスクルーズ（株）	神戸港中突堤起点大阪湾周遊 神戸港中突堤起点明石海峡周遊 神戸港中突堤起点関西国際空港沖周遊	R2.10.22	R2.9.23

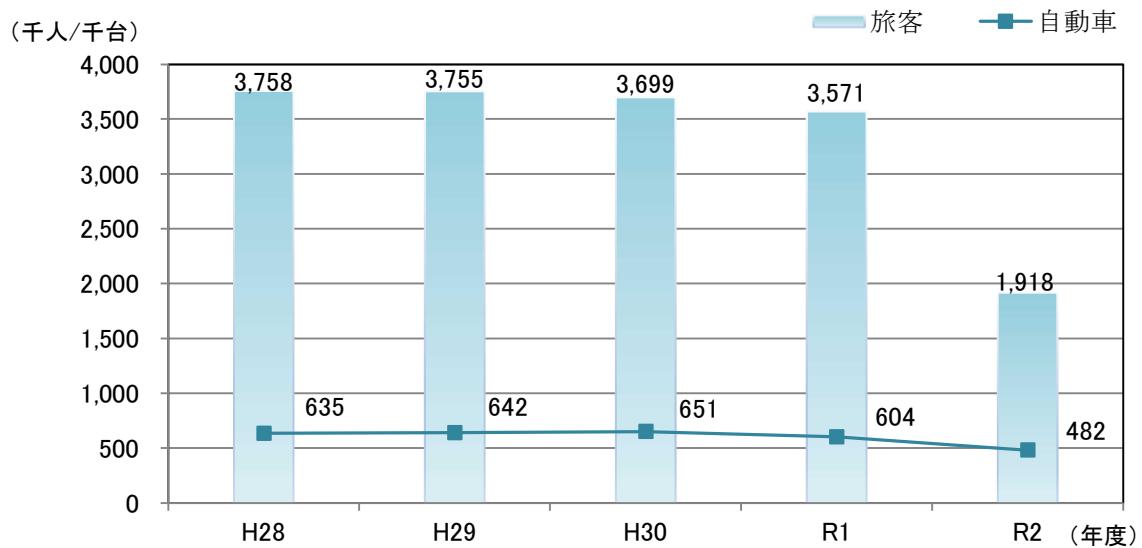
(3) 輸送実績の推移

管内発着航路の輸送実績(方面別・生活離島航路・神戸港起点遊覧船)の過去5年間の推移は、第2図～第6図のとおりである。なお、()内は対前年度比を示す。

管内発着全航路(遊覧船等の不定期航路を含む)の輸送実績は、旅客1,918千人(53.7%)、自動車482千台(79.7%)となっている。

第2図 管内発着航路の輸送実績

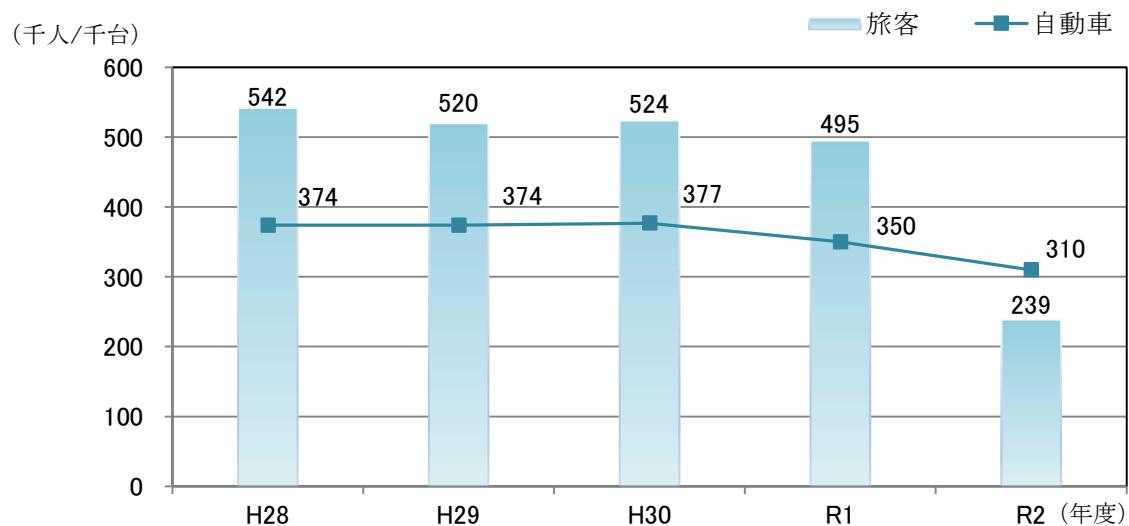
(令和3年4月1日現在)



九州方面の輸送実績は、旅客239千人(48.3%)、自動車310千台(88.7%)となっている。

第3図 方面別輸送実績(九州方面)

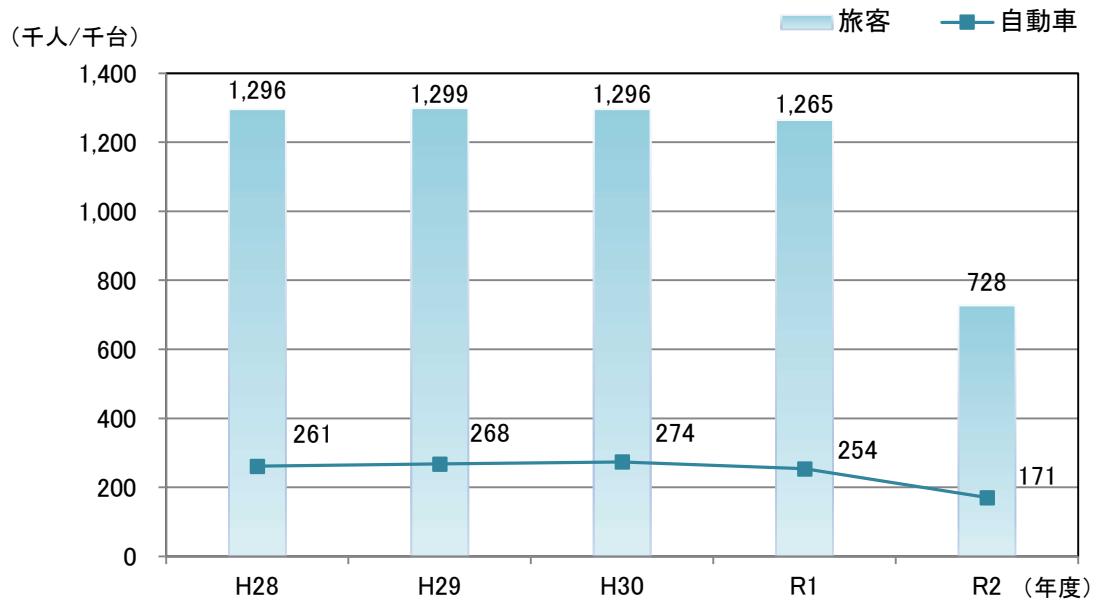
(令和3年4月1日現在)



淡路・四国方面の輸送実績は、旅客 728 千人（57.5%）、自動車 171 千台（67.4%）となっている。

第4図 方面別輸送実績（淡路・四国方面）

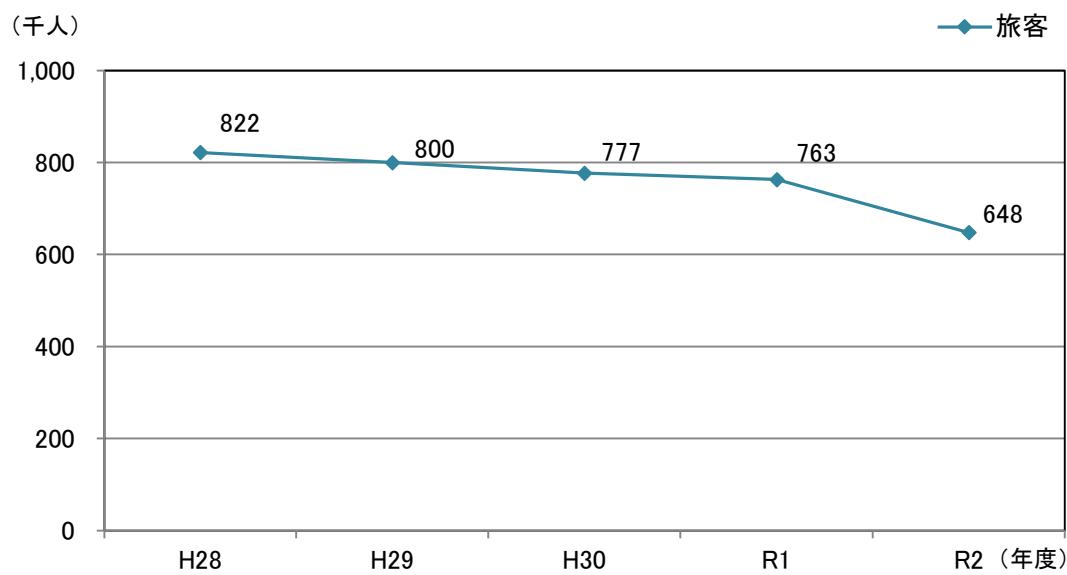
（令和3年4月1日現在）



生活離島航路（家島・沼島）の輸送実績は、旅客 648 千人（85.0%）となっている。

第5図 生活離島航路（家島・沼島）

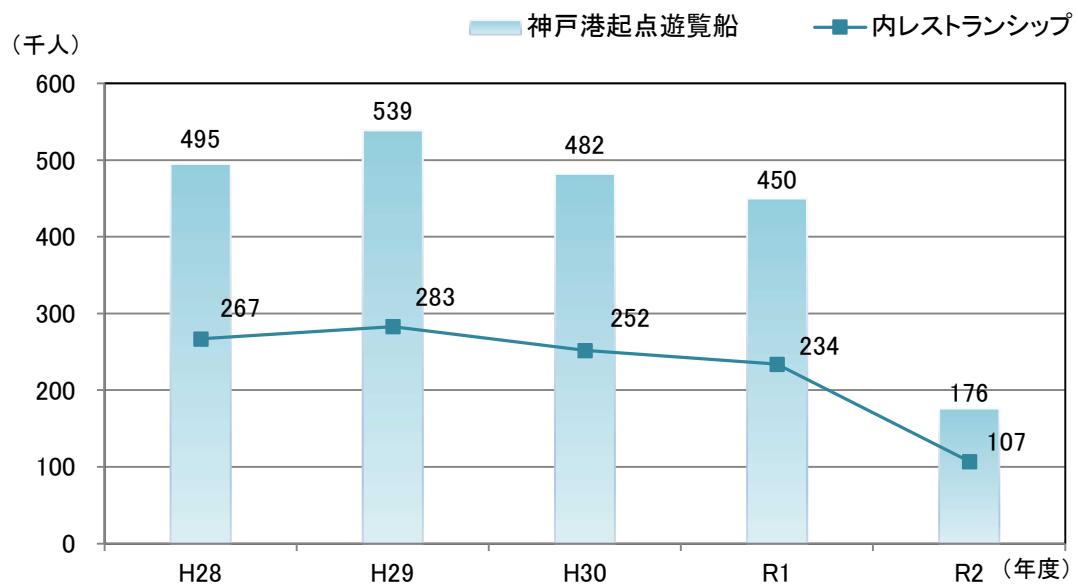
（令和3年4月1日現在）



神戸港起点遊覧船の輸送実績は、旅客 176 千人（39.1%）となっている。

第6図 神戸港起点遊覧船の輸送実績

（令和3年4月1日現在）

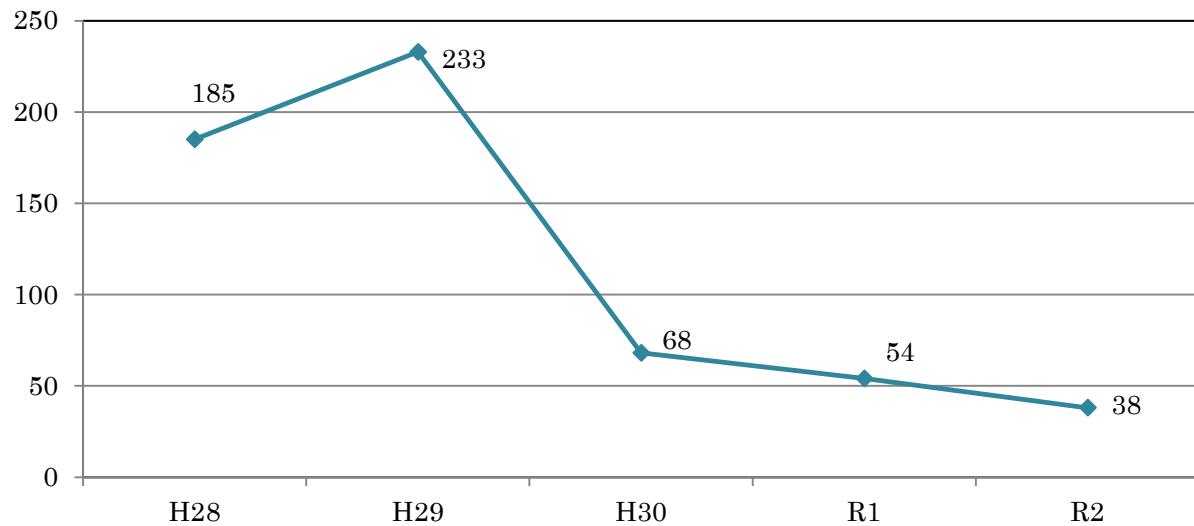


2 不開港場寄港及び沿岸輸送特許

船舶法第3条ただし書きの規定による不開港場寄港特許及び沿岸輸送特許に係る特許通知書交付件数の推移は、第7～8図のとおりである。また、神戸運輸監理部が許可した沿岸輸送特許における貨物輸送量及び旅客輸送人員の推移、不開港場寄港特許における仕向港別内訳、沿岸輸送特許における輸送先別内訳は、第9図～第12図のとおりである。

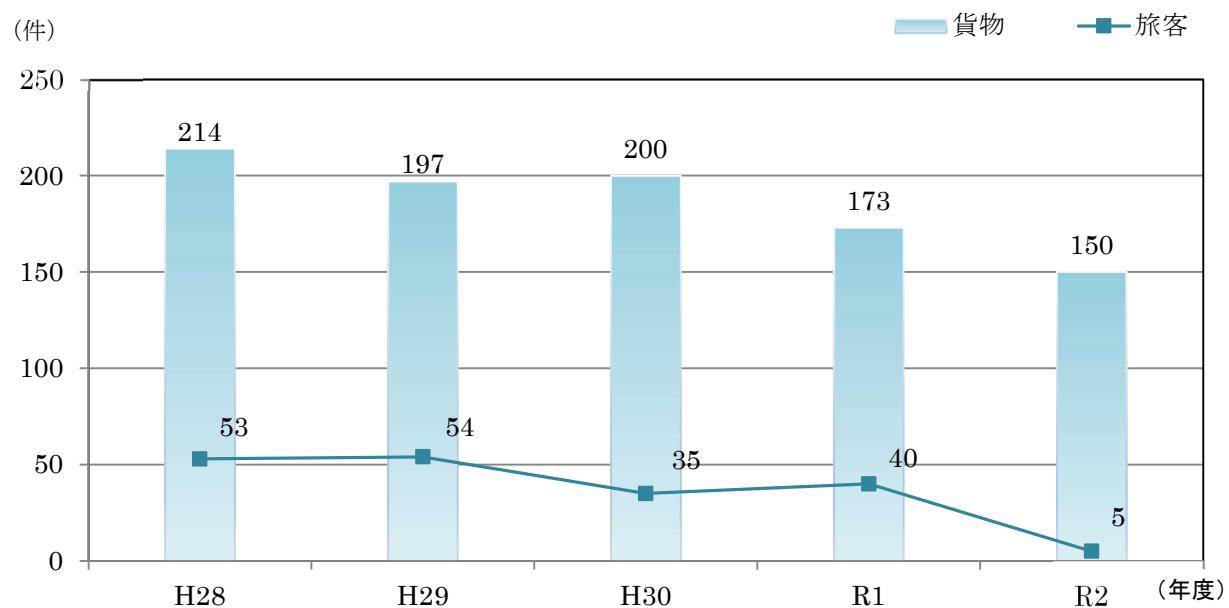
第7図 不開港場寄港特許通知書交付件数

(令和3年4月1日現在)



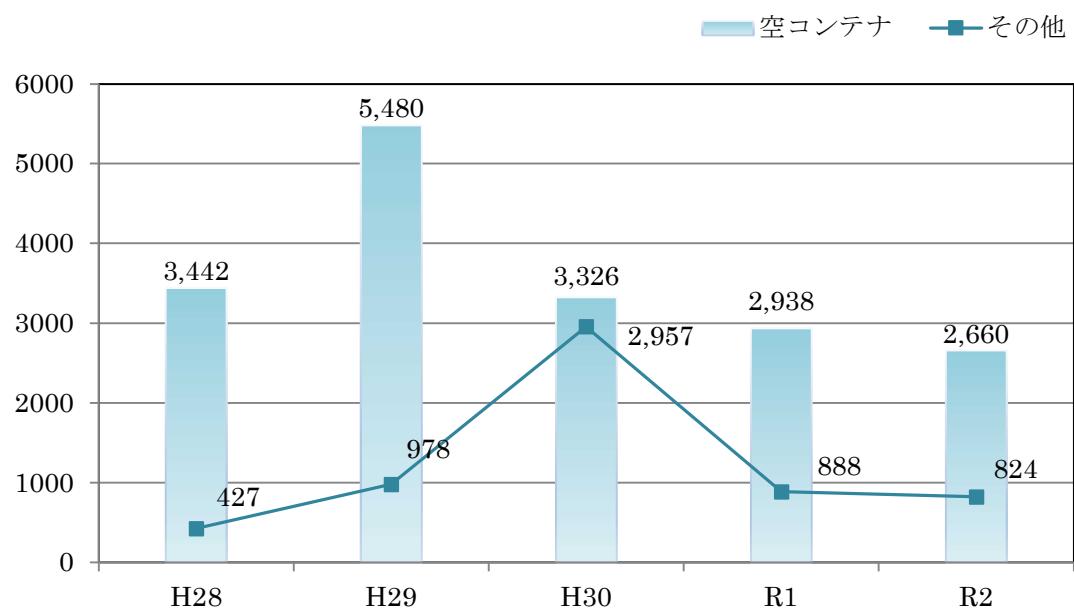
第8図 沿岸輸送特許通知書交付件数

(令和3年4月1日現在)



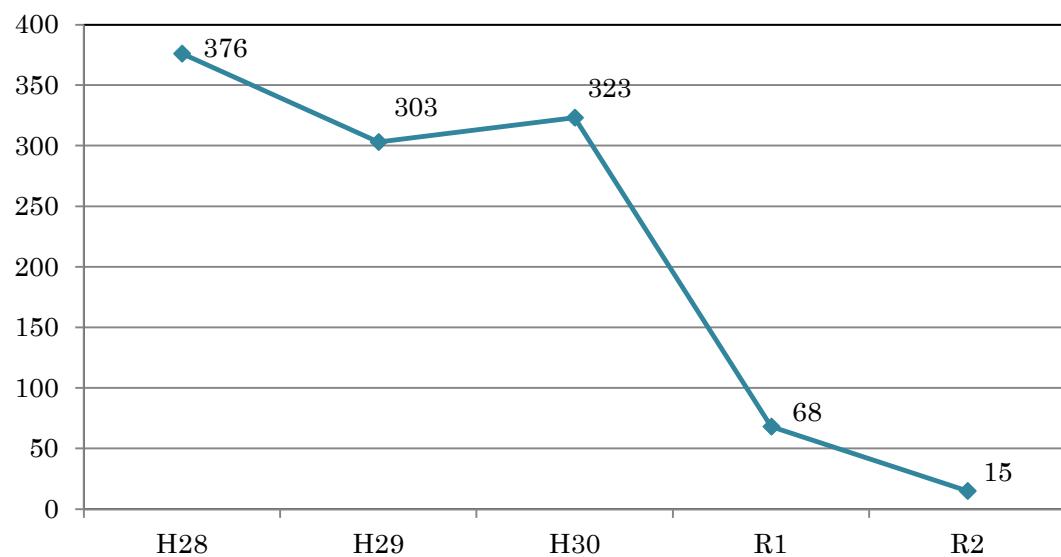
第9図 沿岸輸送特許における貨物輸送量

(令和3年4月1日現在)



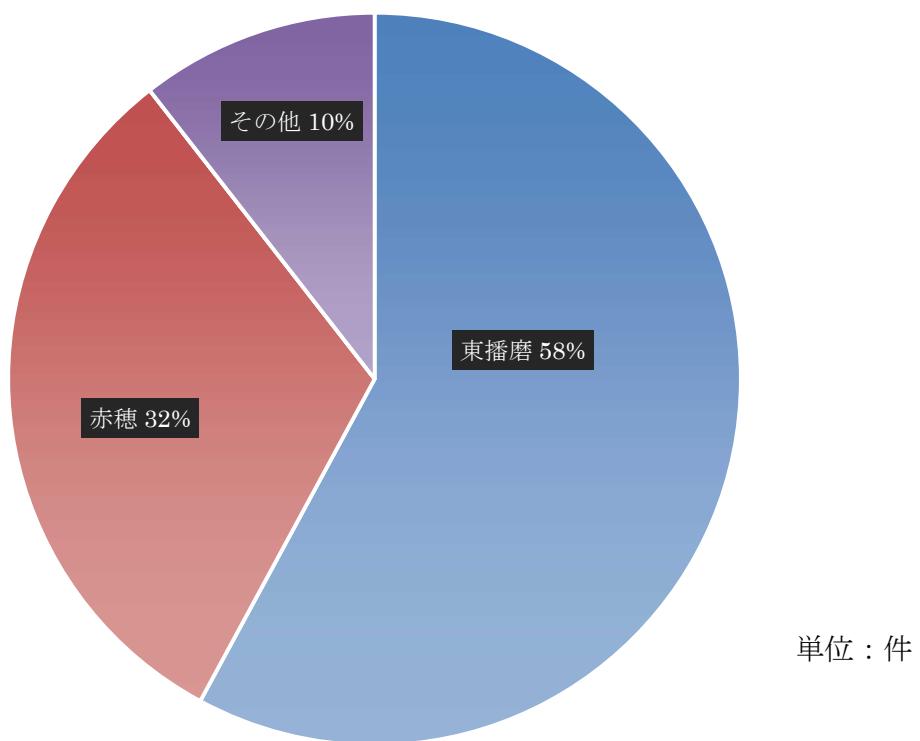
第10図 沿岸輸送特許における旅客輸送人員

(令和3年4月1日現在)



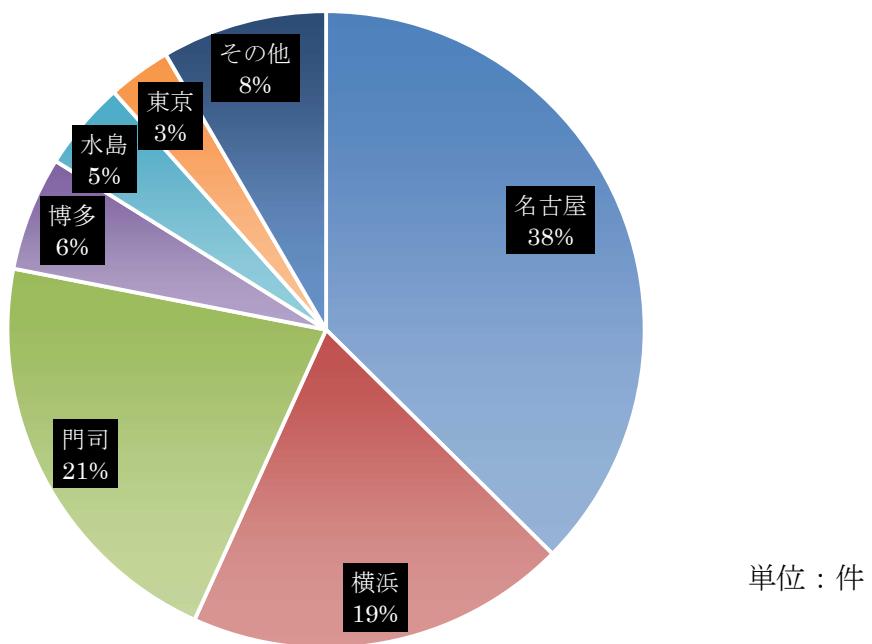
第11図 不開港場寄港特許における仕向港別内訳

(令和3年4月1日現在)



第12図 沿岸輸送特許における輸送先別内訳

(令和3年4月1日現在)



3 海事思想の普及

四面を海に囲まれた我が国にとって、海は国民生活と密接に結びついており、我が国の経済、国民生活を支えるためには、広く国民の関心を海に向ける必要がある。そのため、神戸運輸監理部では、海洋国家日本の発展に資するよう、海事産業の活性化、海洋環境の保全、海上における安全確保等に関する海事思想の普及を図っている。

今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大のため、地域の海事関係者等と協力・連携して種々行事を企画、参画した海事思想の普及の取り組みを例年のように実施できないため、オンラインで海に関するコンテンツを発信した。

また、海事施設見学会については、小学生とその保護者を対象に、期間を定め、写真や感想を得ることを条件に募集し、チケットを配布することで、神戸海洋博物館、神戸ポートタワー、神戸港遊覧船の見学会を実施し、小学生 22名とその保護者の参加を得ることができた。

なお、関西クルーズ振興協議会の行事は開催されなかった。

4 感染症対策補助金の創設

令和 2 年度においては、感染症対策として補助金制度が創設され、管内旅客船事業者においても利用されている。

令和 2 年度 2 次補正

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）

○補助概要

補助対象事業者

離島航路事業及び離島航路事業とみなすこととされている事業を営む者

補助対象事業内容

- ・感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用
- ・必要な感染症対策を行ったうえで、船内等の密度を上げないよう配慮した実証運航に要する費用

○利用社数

7 社

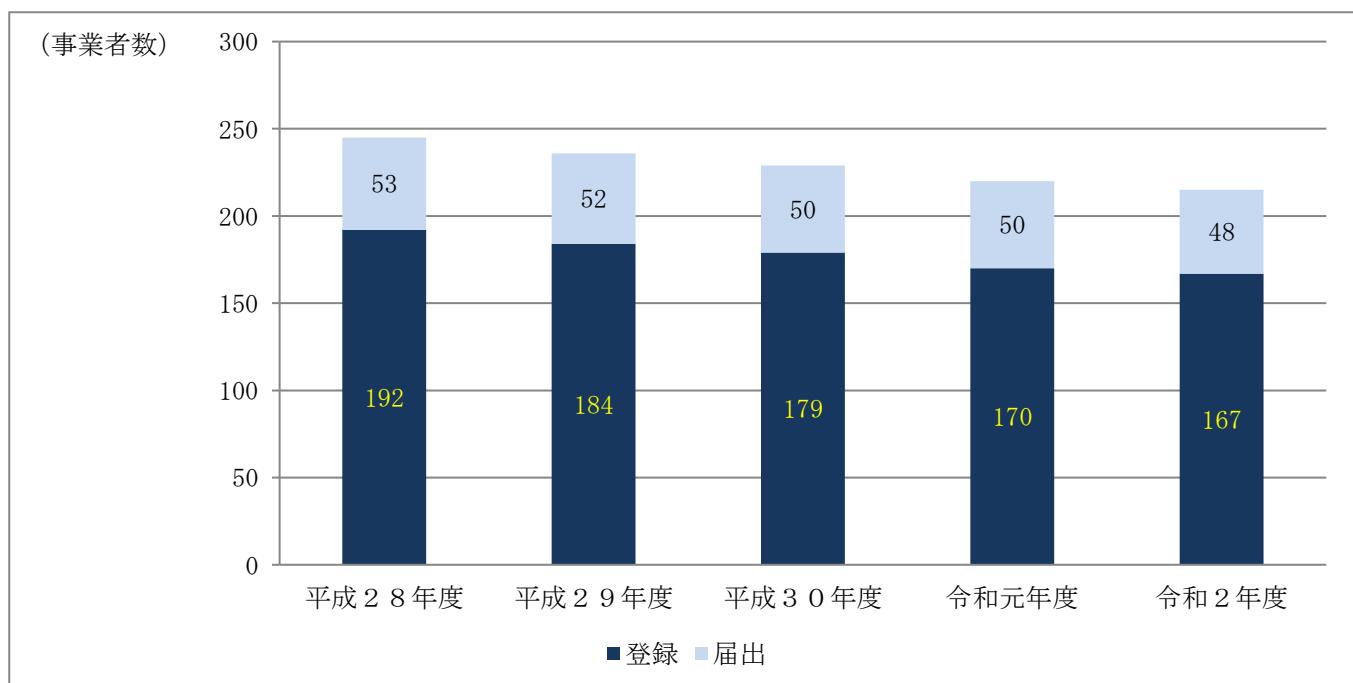
海事振興部
貨物・港運課

1 内航海運の現況

(1) 内航海運登録事業者数等

管内の内航海運事業者数は、第1図のとおりである。

第1図 管内の内航海運事業者数の推移（各年度末現在）



(2) 法人・個人別事業者数

管内の法人・個人別の登録事業者数は、第1表のとおりである。

第1表 法人・個人別事業者数（各年度末現在）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
内航海運業 登録事業者数	192 (13)	184 (11)	179 (9)	170 (8)	167 (8)

() は個人事業者数で内数

(3) 船種・船型別船腹量及び隻数

令和2年度末の管内の所有船舶の船種・船型別船腹量及び隻数は第2表のとおりである。

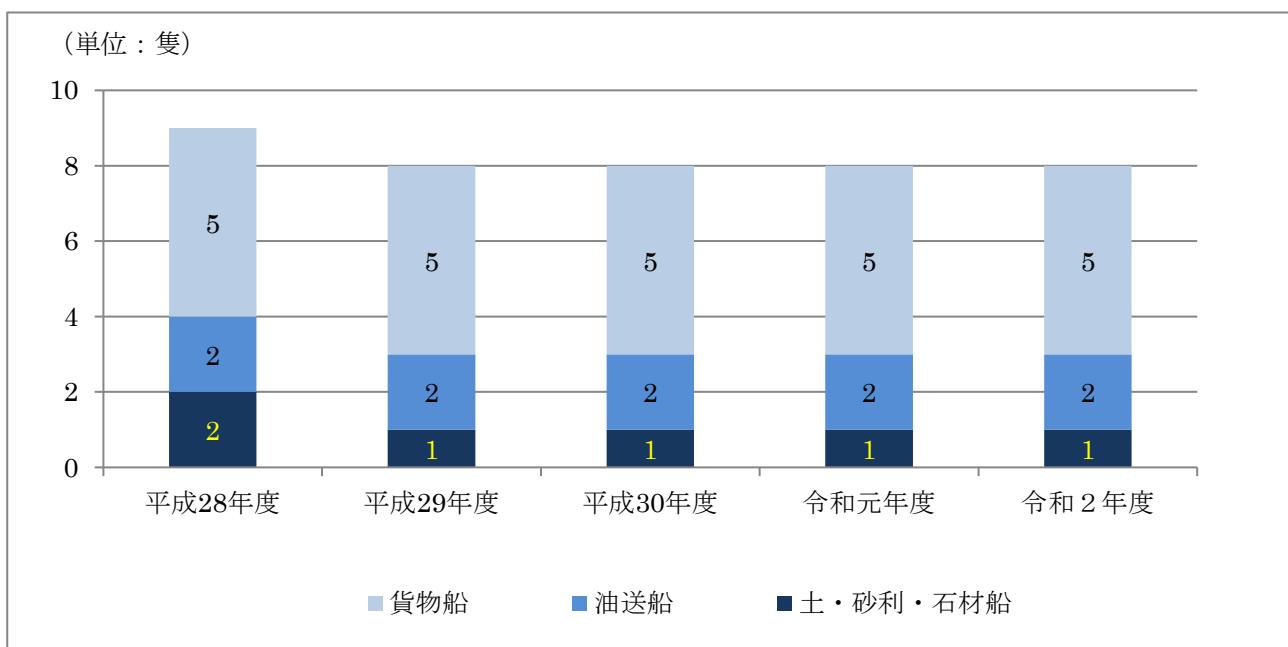
第2表 船種・船型別船腹量及び隻数 (令和3年3月末現在)

船腹量区分及び隻数		貨物船	土・砂利・石材専用船	セメント専用船	自動車専用船	油送船	特殊タンク船	合計
100G/T未満	船腹量(G/T)	1,608	150	0	0	455	0	2,213
	隻数(隻)	60	2	0	0	7	0	69
100～499G/T	船腹量(G/T)	57,765	16,383	0	0	9,969	1,362	85,479
	隻数(隻)	163	36	0	0	27	3	229
500～699G/T	船腹量(G/T)	7,056	629	0	0	1,100	1,226	10,011
	隻数(隻)	12	1	0	0	2	2	17
700G/T～	船腹量(G/T)	78,032	10,418	9,957	0	28,884	5,950	133,241
	隻数(隻)	32	7	1	0	8	2	50
合計	船腹量(G/T)	144,461	27,580	9,957	0	40,408	8,538	230,944
	隻数(隻)	267	46	1	0	44	7	365

(4) 自家用船舶使用届出状況(100総トン以上)

管内の自家用船舶の使用届出状況は、第2図のとおりである。

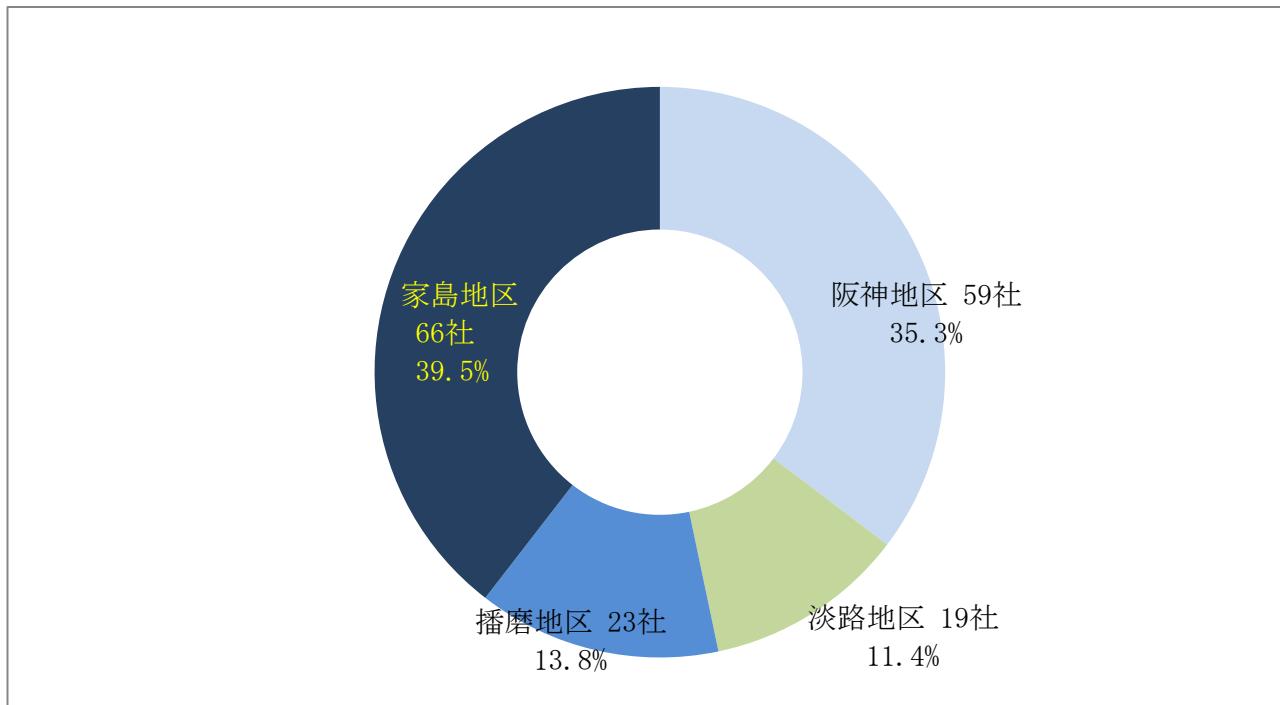
第2図 管内の自家用船舶使用届出状況(各年度末現在)



(5) 内航海運業地区別登録事業者分布状況

管内の内航海運業地区別登録事業者分布状況は、第3図のとおりである。

第3図 管内の内航海運業地区別登録事業者分布状況（令和3年3月末現在）

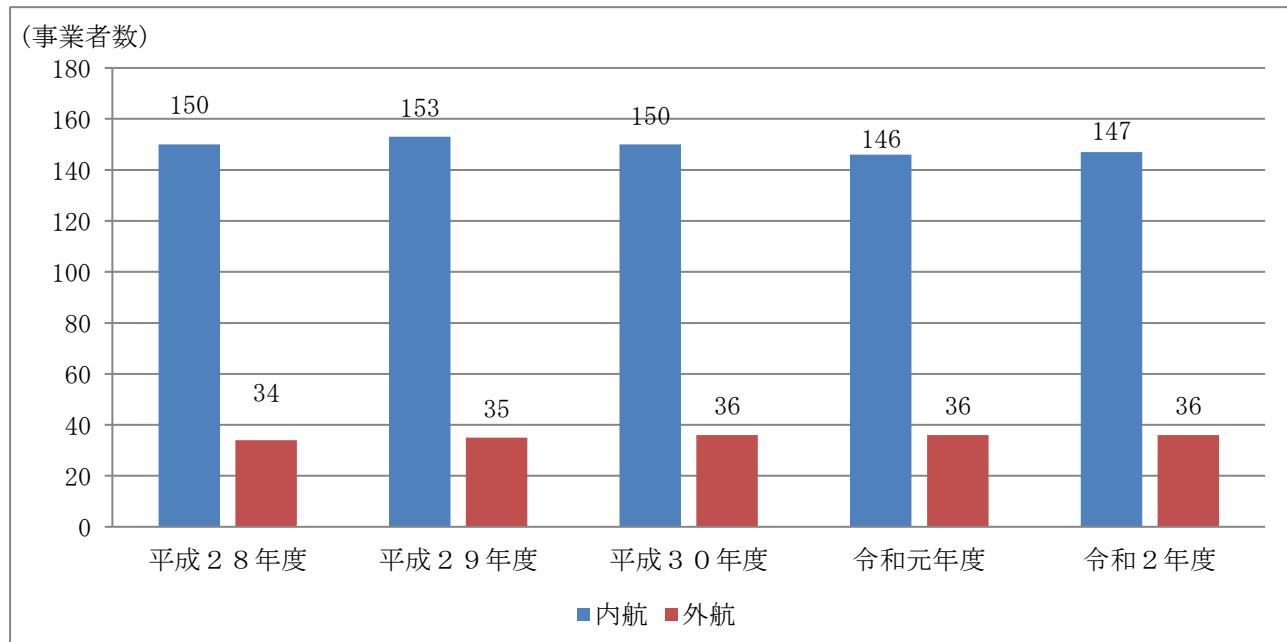


2 貨物利用運送事業の現況

管内の貨物利用運送事業者数は、第4図のとおりである。

(ただし、内航運送及び外航運送に係る第一種貨物利用運送事業者に限る。)

第4図 管内の貨物利用運送事業者数の推移（各年度末現在）

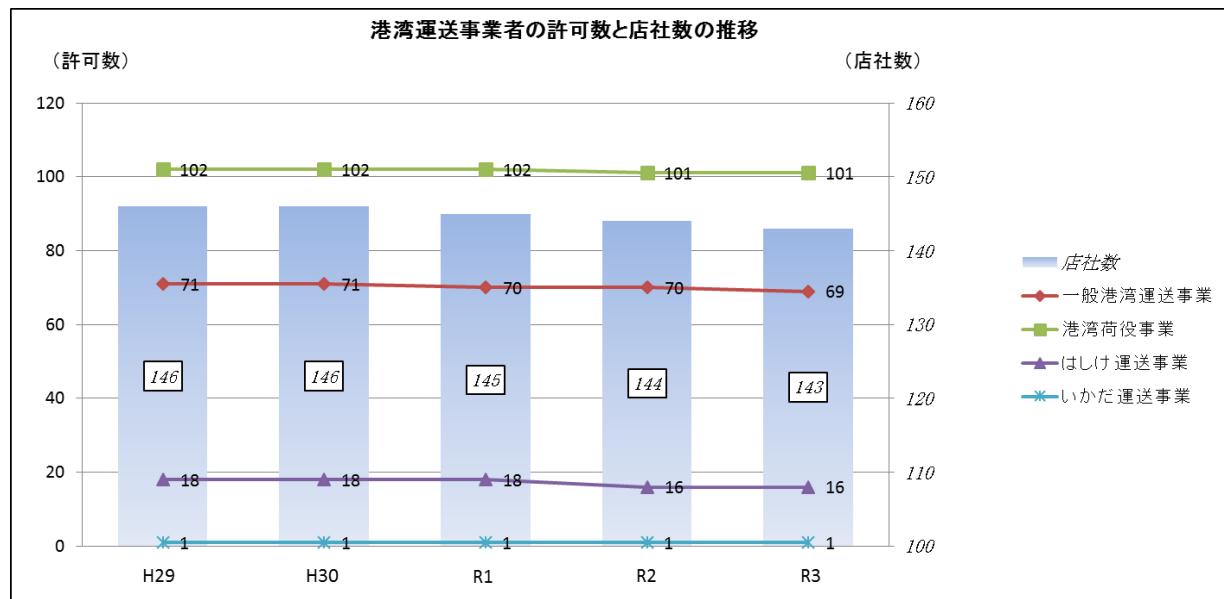


3 港湾運送事業の現況

(1) 港湾運送事業者数・許可数

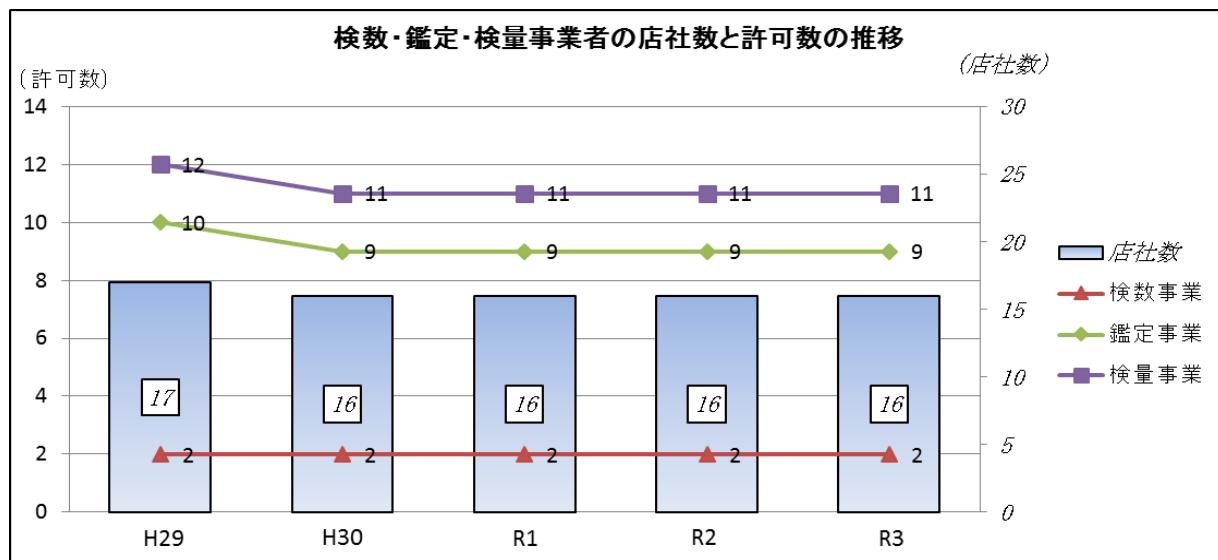
管内の指定港湾各地における許可数及び店社数（事業者数）等の推移は第5図から第7図のとおりである。

第5図 管内の港湾運送事業者の許可数及び店社数の推移 (各年6月1日現在)

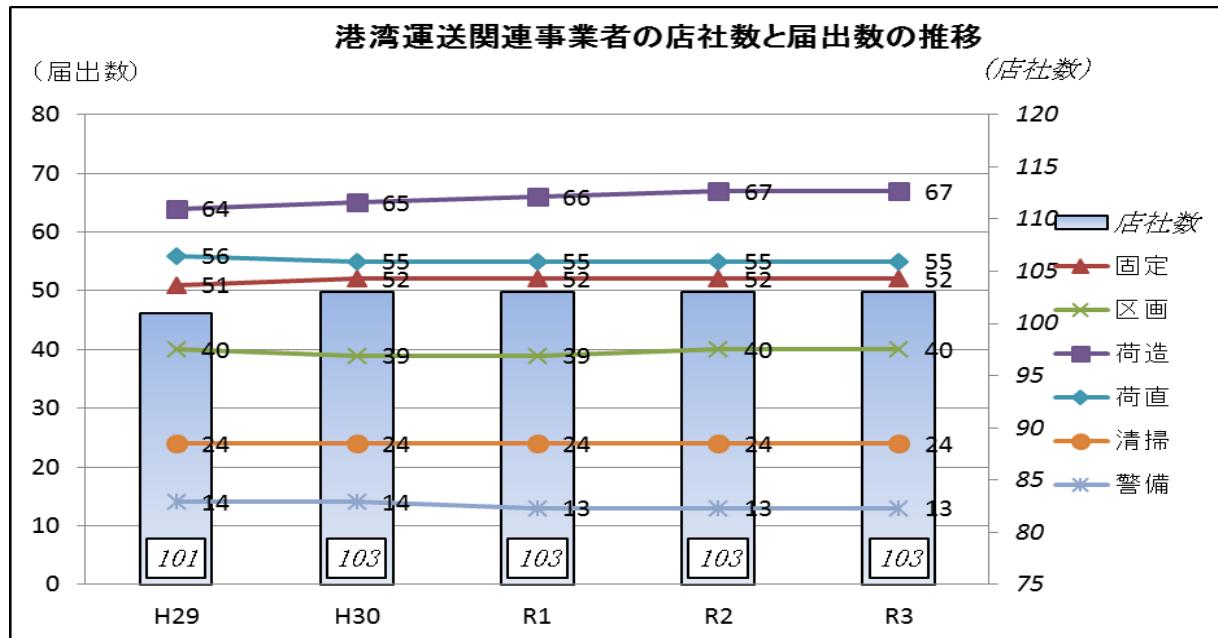


第6図 管内の検数・鑑定・検量事業者の店社数と許可数の推移 (各年6月1日現在)

注. 検数・鑑定・検量事業については全国一律許可



第7図 管内の港湾運送関連事業者の店社数と届出数の推移 (各年6月1日現在)



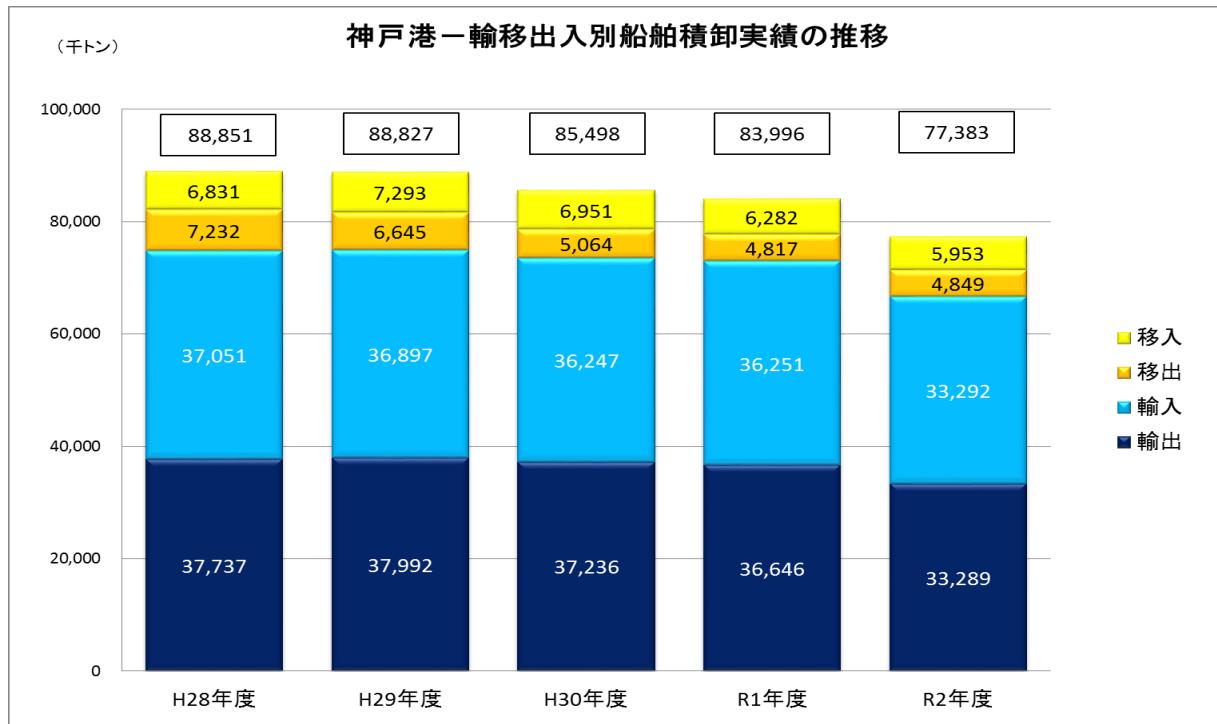
(2) 港湾運送実績

※ () 内%は対前年度比を示す

管内の港湾運送事業法の指定港である神戸港、尼崎西宮芦屋港、姫路港及び東播磨港の船舶積卸実績は、第8図から第11図のとおりである。

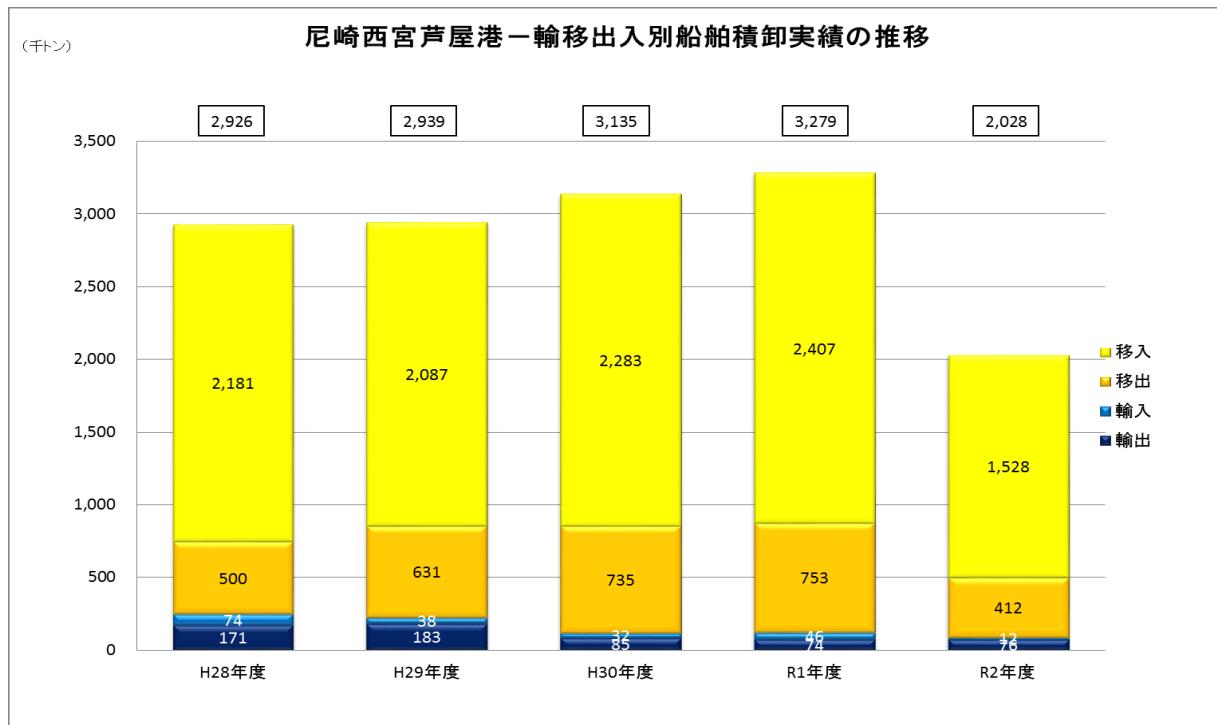
神戸港における令和2年度の総取扱貨物量は、77,383千トン (92.1%) であった。品目別では、コンテナ貨物65,264千トン (93.2%)、自動車2,347千トン (86.7%)、石炭2,339千トン (79.0%)、鉄鋼1,652千トン (86.6%) となっている。

第8図 神戸港船舶積卸実績の年度別の推移



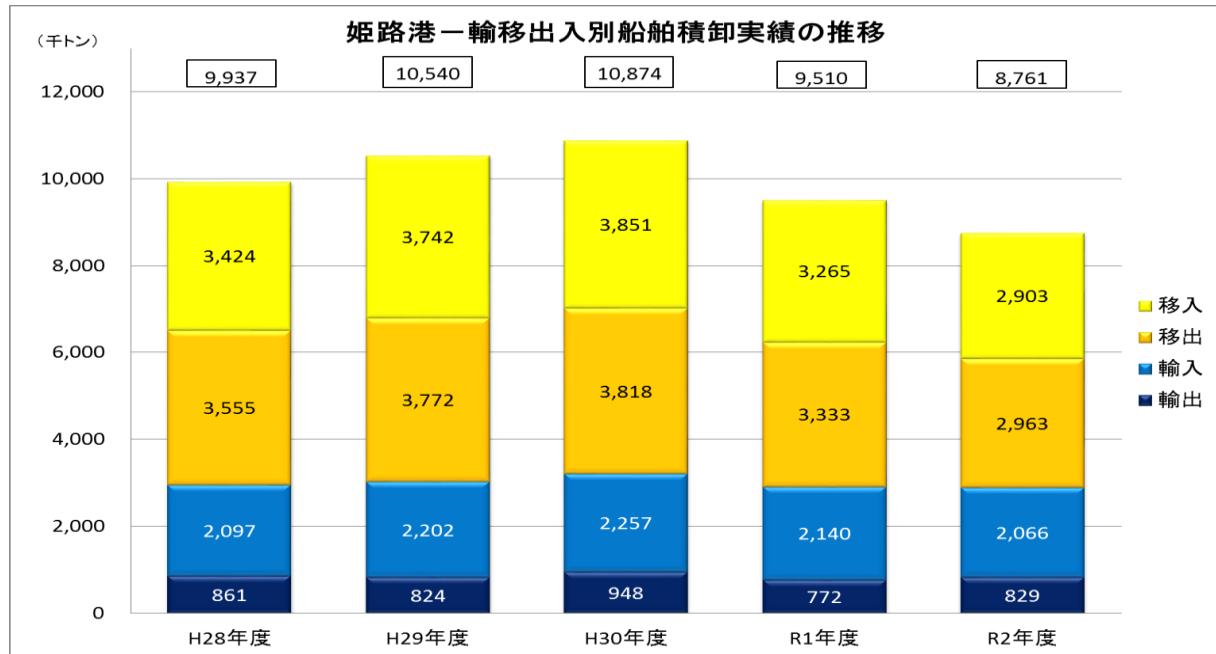
尼崎西宮芦屋港における令和2年度の総取扱貨物量は、2,028千トン（61.8%）であった。品目別では、自動車1,027千トン（61.1%）、鉄鋼597千トン（63.8%）、金属くず92千トン（61.7%）の3品目が、全体の8割を占めている。

第9図 尼崎西宮芦屋港船舶積卸実績の年度別の推移



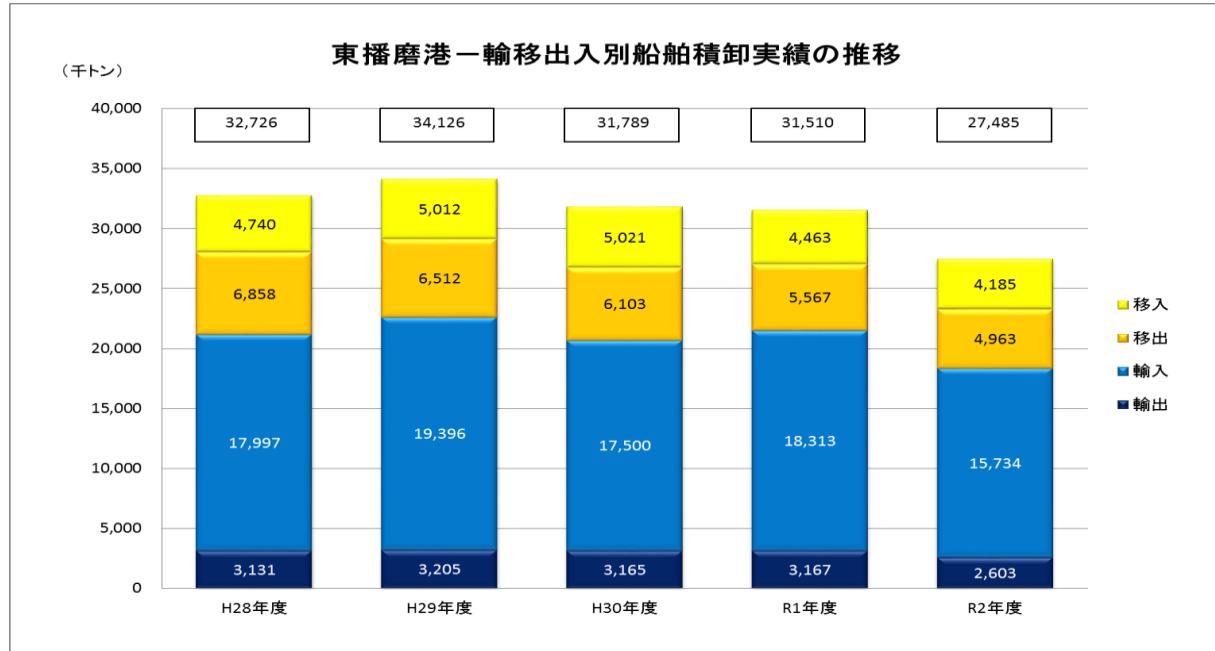
姫路港における令和2年度の総取扱貨物量は、8,761千トン（92.1%）であった。品目別では、鉄鋼4,722千トン（89.2%）、石炭1,670千トン（93.8%）、金属くず809千トン（92.0%）の3品目が、全体の8割を占めている。

第10図 姫路港船舶積卸実績の年度別の推移



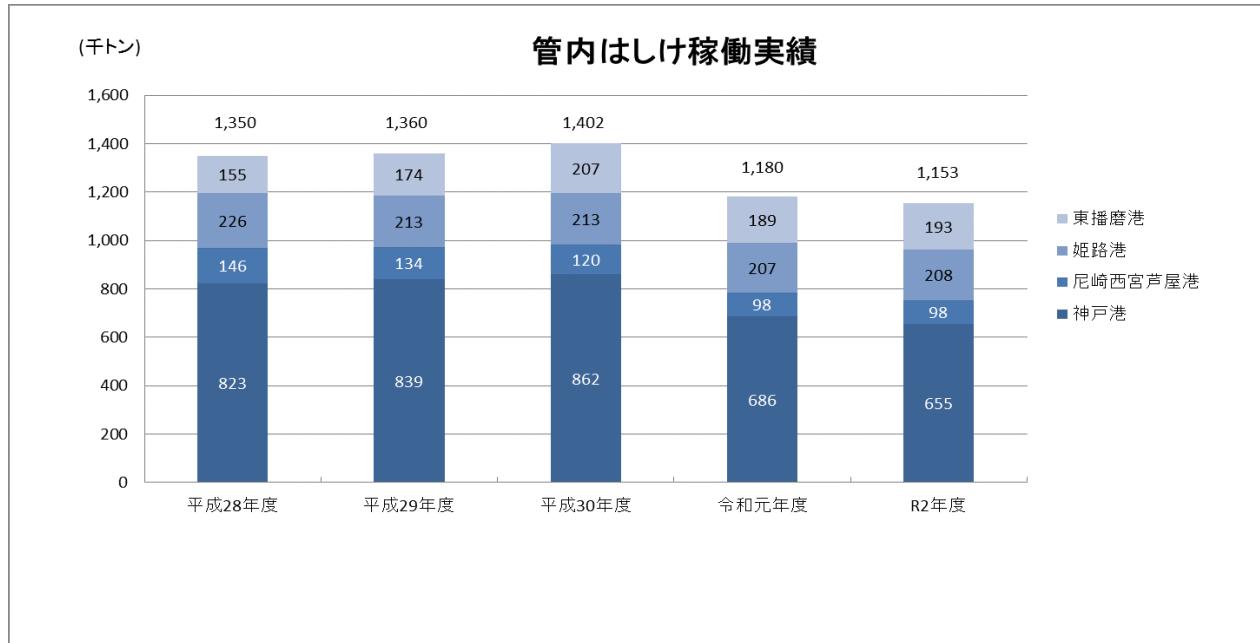
東播磨港における令和2年度の総取扱貨物量は、27,485千トン（87.2%）であった。品目別では、金属鉱10,098千トン（84.6%）、石炭6,552千トン（91.8%）、鉄鋼5,310千トン（89.2%）の3品目が、全体の約8割を占めている。

第11図 東播磨港船舶積卸実績の年度別の推移



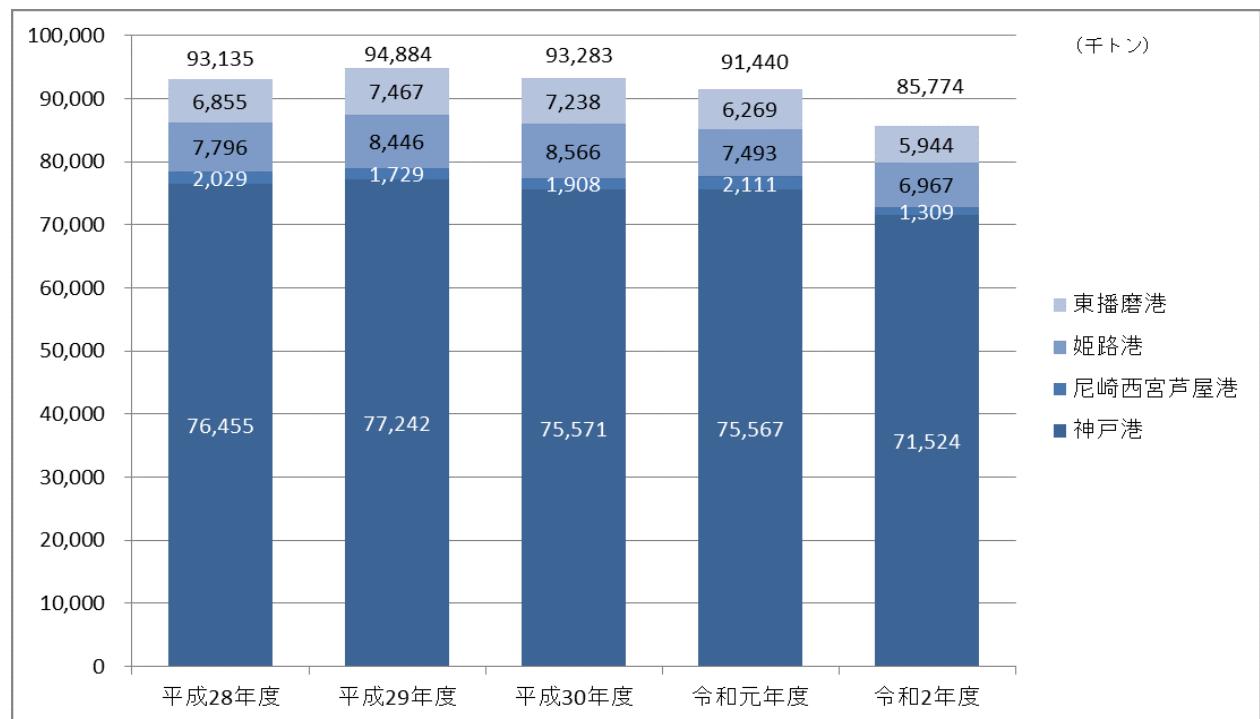
はしけ稼働実績は、第12図のとおりである。神戸港における令和3年3月末現在の港運はしけ保有状況は、計110隻62,339積トンで、令和2年度の輸送実績は655千トン（95.5%）であった。

第12図 管内のはしけ稼働実績の年度別の推移



各港別の沿岸荷役の実績は、第13図のとおりである。管内における令和2年度の沿岸荷役実績は85,774千トン（93.8%）であった。

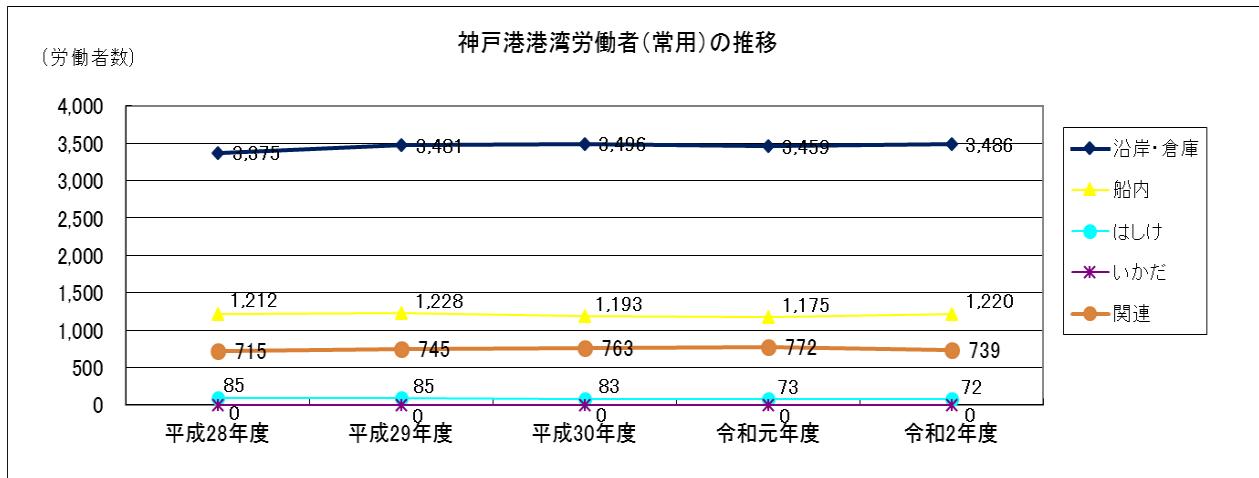
第13図 管内の沿岸荷役実績の年度別の推移



(3) 港湾労働者の現況

神戸港の常用港湾労働者数は、令和3年3月末における港湾労働法上の届出数で5,517人（対前年同月比100.7%）であった。

第14図 神戸港における港湾労働者数（常用）の推移（各年度末現在）



（資料）神戸公共職業安定所

海事振興部
船舶産業課

1 造船業の現況

(1) 造船所の状況

管内造船所数は、第1表のとおりである。

第1表 管内造船所数（令和3年8月末日現在）

神戸運輸監理部管内造船所数

（令和3年8月末日現在）

造船法		小型船造船業法	造船所数合計
許可	届出	登録	
造船所数	造船所数	造船所	
20	20	25	65

（注）

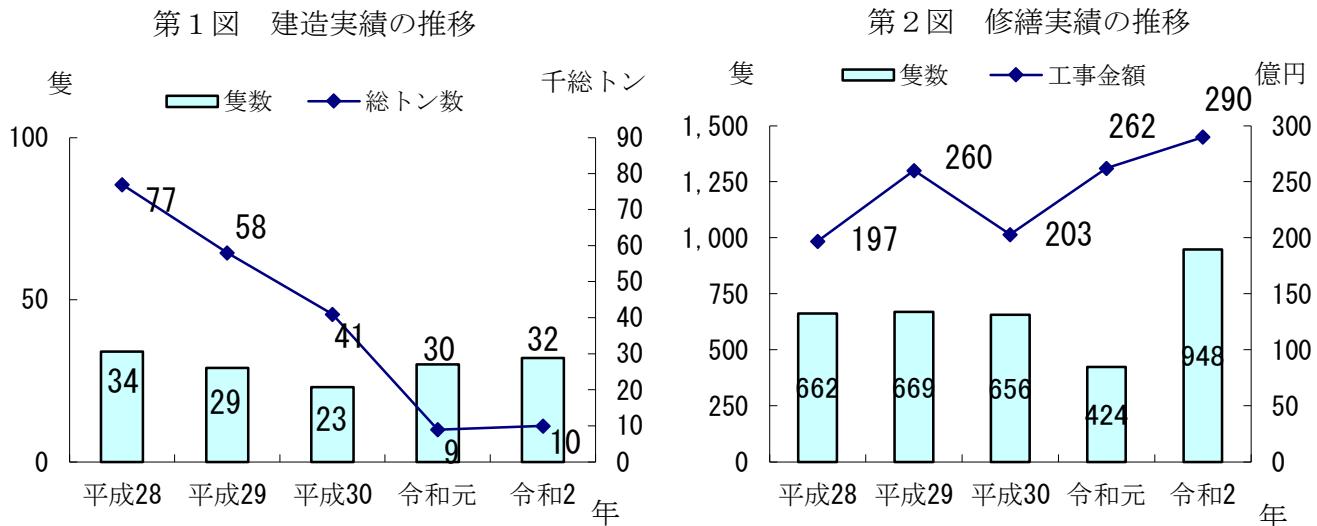
1. 国土交通省資料による
2. 造船法許可造船所は、500総トン以上又は長さ50メートル以上の鋼船を製造、修繕することができる造船所
3. 小型船造船業登録造船所は、20総トン以上又は長さ15メートル以上の鋼船(500総トン以上又は長さ50メートル以上のものを除く。)及び木船を製造、修繕することができる造船所
4. 造船所数合計は、造船法及び小型船造船業法に基づいて、許可、登録、届出されている造船所の数

(2) 船舶の建造・修繕実績

※（ ）内%は対前年比を示す

令和2年の管内建造実績は32隻（106.6%）、総トン数は10,497トン（117.4%）と増加したものの平成28年以降の減少傾向は続いている。

また、修繕実績は948隻（223.6%）、工事金額は290億円（110.7%）となり、隻数・工事金額ともに増加したものの、トン数あたりの工事金額は減少している。

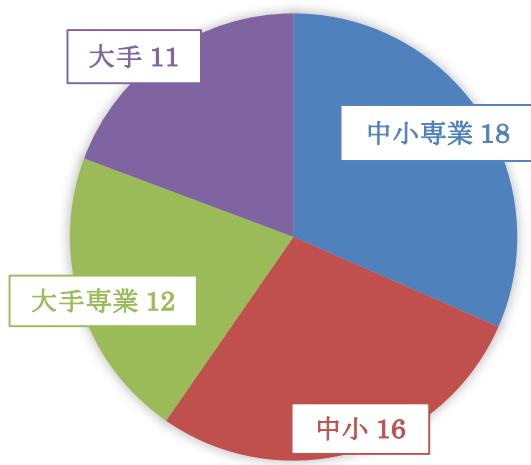


2 船用工業の現況

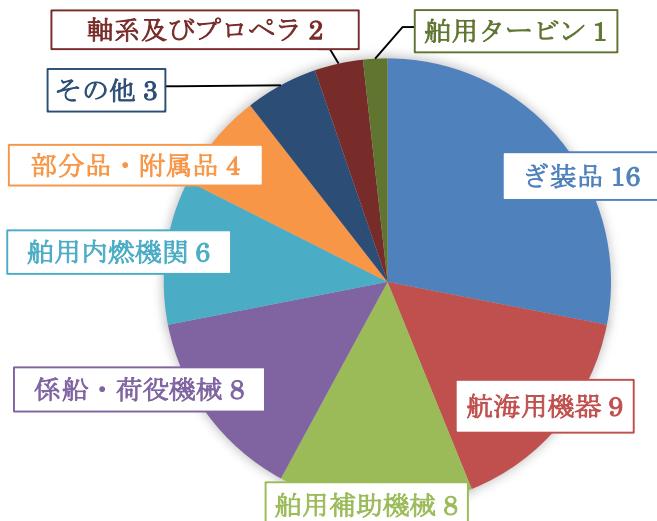
(1) 船用工業事業所数

管内の船用工業事業所数は57事業所で、このうち、中小企業（資本金1億円以下の事業者）の事業所数は34事業所であった。

第3図 資本金別・船用比率別事業所数
(令和2年12月31日現在)



第4図 業種別事業所数
(令和2年12月31日現在)



注) 船舶用機関又はぎ装品（これらの部分品・附属品を含む）の製造又は修繕のための事業所（工場）を有し、常時5人以上の従業員を使用している事業所。造船法に基づく報告書をもとに作成しているため、提出状況により変動がある。「専業」とは、船用比率が50%を超えるものをいう。

(2) 船用工業の実績

(ア) 生産動向

令和2年の管内船用工業製品の生産額は、対前年比7.0%増の1,943億円となった。

品目別で生産額が増加した製品は、次のとおりである。

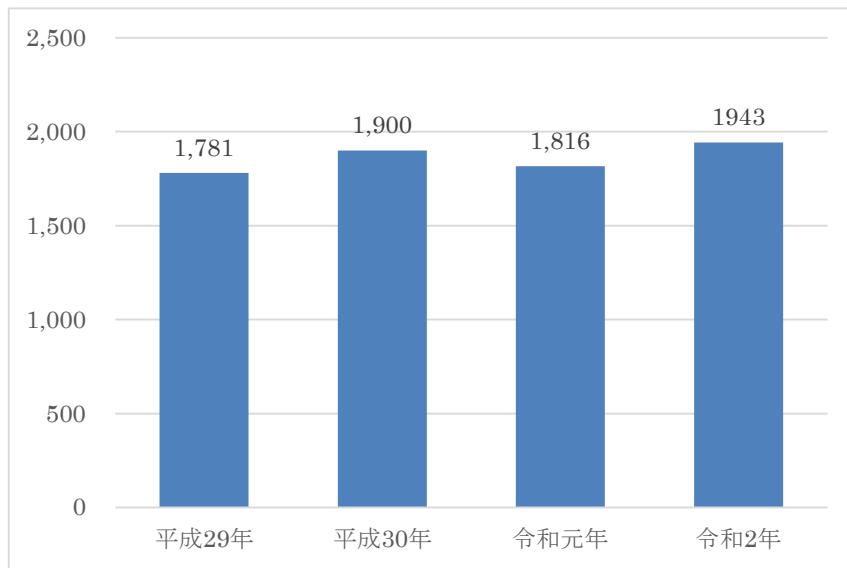
ぎ装品	135億円	(前年比 35.3%増)
航海用機器	221億円	(前年比 18.3%増)
軸系及びプロペラ	205億円	(前年比 139.5%増)
舶用内燃機関	1,122億円	(前年比 48.1%増)
舶用補助機械	137億円	(前年比 29.1%増)

品目別で生産額が減少した製品は、次のとおりである。

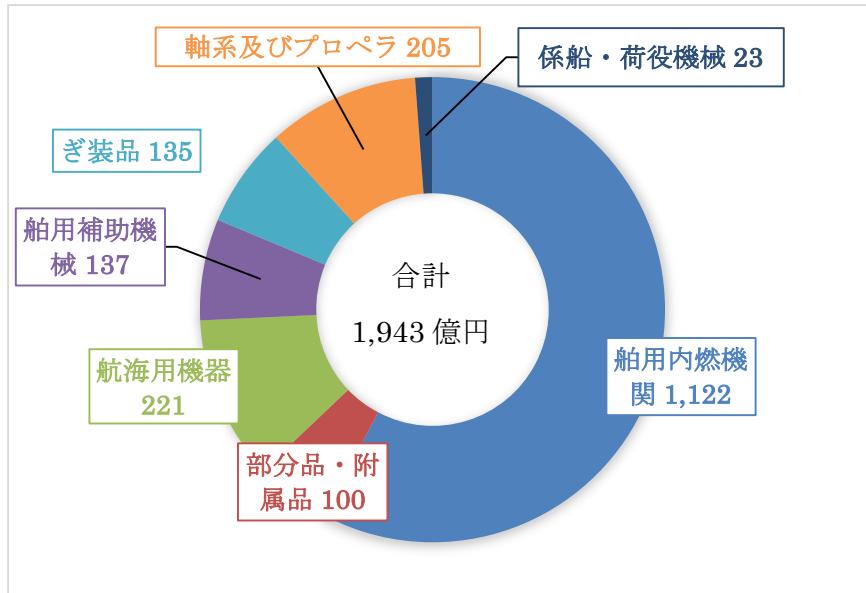
係船・荷役機械	23億円	(前年比 36.4%減)
部分品・附属品	100億円	(前年比 81.6%減)

第5図 生産実績の推移

(単位: 億円)



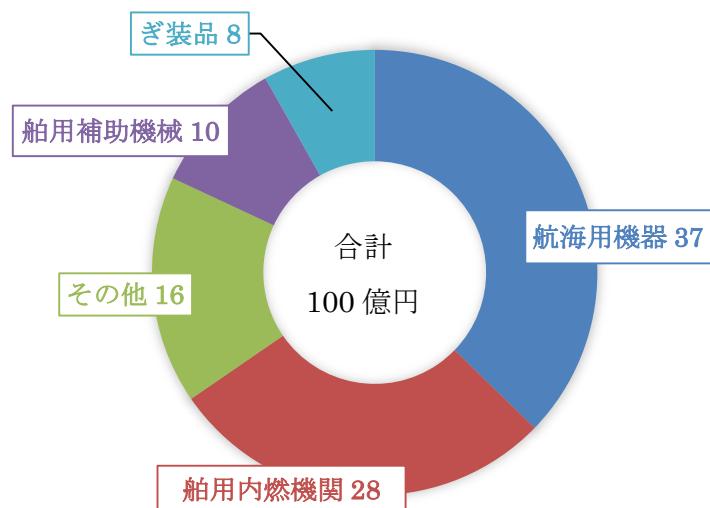
第6図 令和2年 品目別生産実績



(イ) 修繕動向

令和2年の管内舶用工業事業者における修繕額は、対前年比25.4%減の100億円となつた。

第7図 令和2年 業種別修繕実績



(ウ) 輸出動向

令和2年の管内舶用工業製品の輸出額は対前年比11.6%減の643億円となつた。

品目別で輸出額が増加した製品は、次のとおりである。

ぎ装品 1.8億円 (前年比 147.0%増)

船用ボイラ 0.08億円 (前年度実績無し)

船用補助機械 43億円 (前年比 4.2%増)

品目別で輸出額が減少した製品は、次のとおりである。

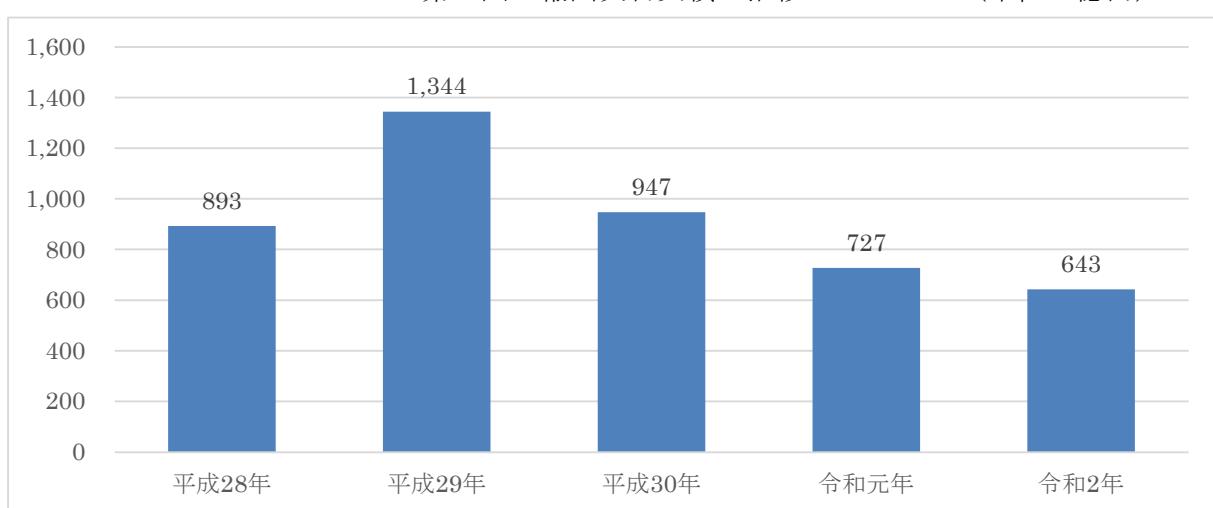
船用内燃機関 361億円 (前年比 11.9%減)

航海用機器 229億円 (前年比 13.0%減)

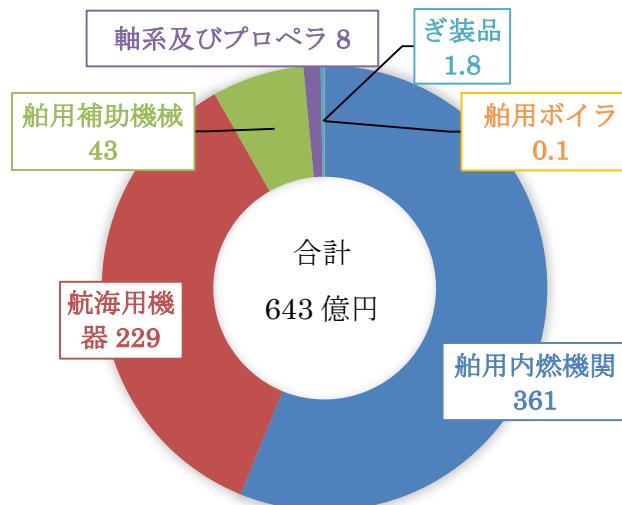
軸系及びプロペラ 7.9億円 (前年比 34.3%減)

第8図 輸出契約実績の推移

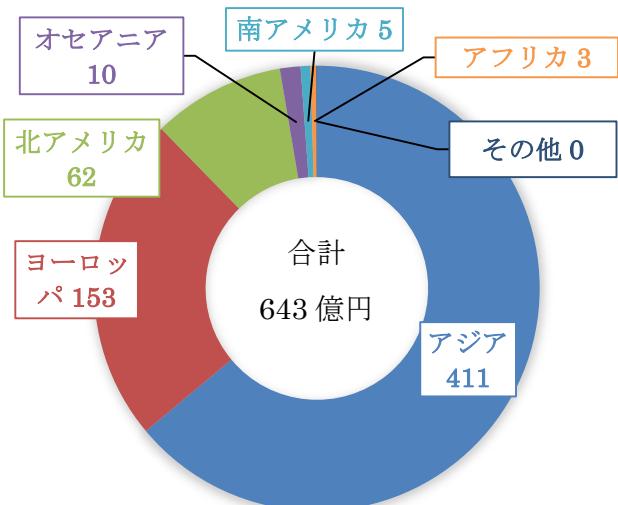
(単位：億円)



第9図 令和2年 品目別輸出契約実績



第10図 令和2年 地域別輸出契約実績

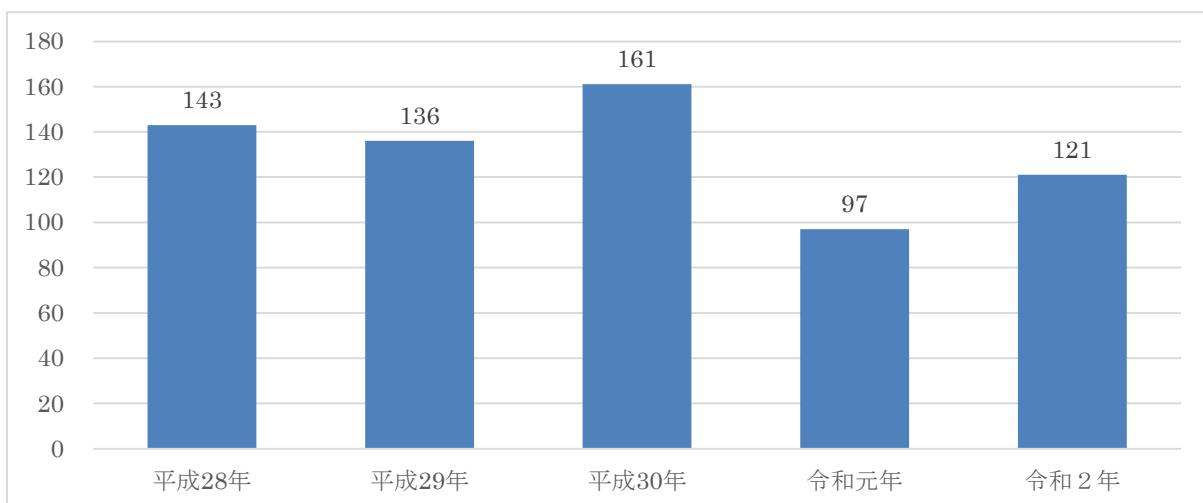


(エ) 輸入動向

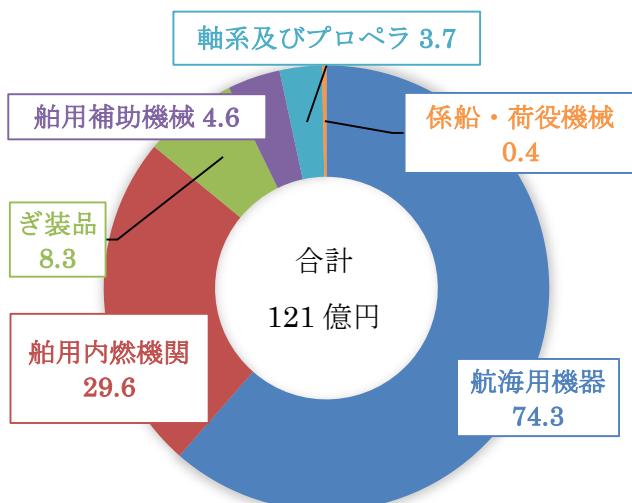
令和2年の管内船用工業事業者による船用工業製品の輸入額は、対前年比25.0%増の121億円となった。

第11図 輸入実績の推移

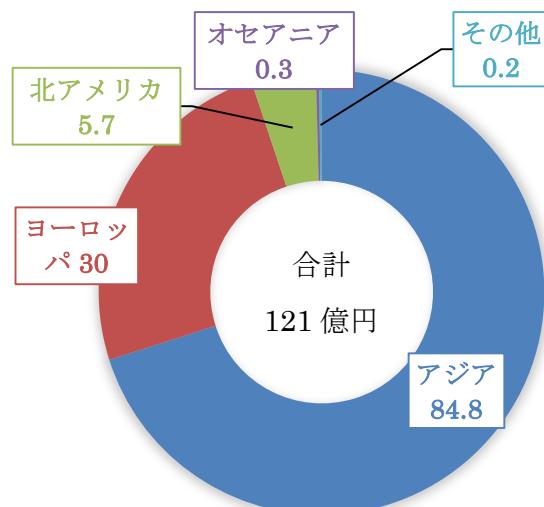
(単位：億円)



第12図 令和2年 品目別輸入実績



第13図 令和2年 地域別輸入実績



3 造船業・舶用工業対策等

(1) 人材の育成

今後少子高齢化が更に進み、他産業との人材獲得競争の激化が想定される中で、造船業の成長を支える人材の確保・育成の取組の一層強化が不可欠となっており、神戸運輸監理部では人材育成に関する産官学連携の強化を推進している。

(ア) 地域造船技能研修センターへの支援等

造船技能者育成のため、平成16年から地域造船技能研修センターが全国で6カ所設立された。

管内では、平成20年3月に「相生技能研修センター」が設立され、新人向けの知識・技能や専門技能の教育の場として重要な役割を果たしている。

なお、令和2年度に実施した同技能研修センターにおける研修は以下のとおりである。（中止の理由は、新型コロナウイルス感染症の影響によるもの）

- ・ 令和2年4月～5月 新人研修 (中止)
- ・ 令和2年8月 機関仕上げ（3級）（3社4名）（以下は専門技能研修）
- ・ 令和2年9月 配管艤装（3級） (中止)
- ・ 令和2年10月 機関仕上げ（2級）（3社4名）
- ・ 令和2年10月 溶接（2・3級）（5社5名）

神戸運輸監理部では、同技能研修センターに対し、地域の造船技能研修センターとしての運営、機能強化・拡充等に向けた支援を続けている。

(イ) 造船・舶用企業との連携

造船・舶用企業で就業する若手従業員を対象に、新人研修会を例年実施しているが、令和2年度においては新型コロナウイルス感染拡大の影響により、やむをえず中止することとなった。

(4) 教育機関との連携

神戸運輸監理部では、次世代の海事産業の担い手を育成するため、兵庫県高等学校教育研究会や神戸舶用工業会と連携して、工業高校の教員・生徒を対象にさまざまな研修を実施している。

令和2年度の実施状況は以下のとおり。

(教員対象)

・令和2年 8月 ダイハツディーゼル姫路(株) 施設見学会

※生徒を対象とした研修については、新型コロナウイルス感染防止対策のため、令和2年度は実施せず。

(2) 造船業における労働災害防止指導

造船所における労働災害事故防止のため、昭和58年5月から、造船事業者等が「全国造船安全衛生対策推進本部」を設置している。神戸運輸監理部では、同本部の西日本総支部兵庫支部の幹事会に参加するほか、同支部が行う安全衛生相互点検パトロール等に同行するなどの支援、協力をしている。しかしながら、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった。

4 舟艇利用の現況

(1) 「海の駅」を利用したマリンレジャーの普及推進

海の駅は、マリンレジャーの普及及び地域・観光振興の観点から、「いつでも、誰でも、気軽に、安心して立ち寄り、利用でき、憩える場所」として全国各地に展開され、令和3年8月末現在、

177駅が登録されている。

神戸運輸監理部は、海の駅ネットワーク関西連絡会事務局の一員として、各種イベントを通じ、海離れが指摘される子どもや若者を始めとした国民全体に海や船に触れる機会の創出と、海事・海洋に関する情報発信を行っている。

管内においては、令和3年2月に「にしのみや・えびす海の駅」が登録され、令和3年8月末現在、12駅が「海の駅」となっている。（管内「海の駅」の所在については、第14図のとおり。）

また、令和2年度におけるマリンレジャーの普及推進に向けた主な取り組みは、以下のとおりである。

(ア) 海の駅ネットワーク通常総会への出席（書面開催（令和2年5月1日書面決議））

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により書面決議

(イ) 関西フローティングボートショーにおける出展（令和2年10月16日～18日）

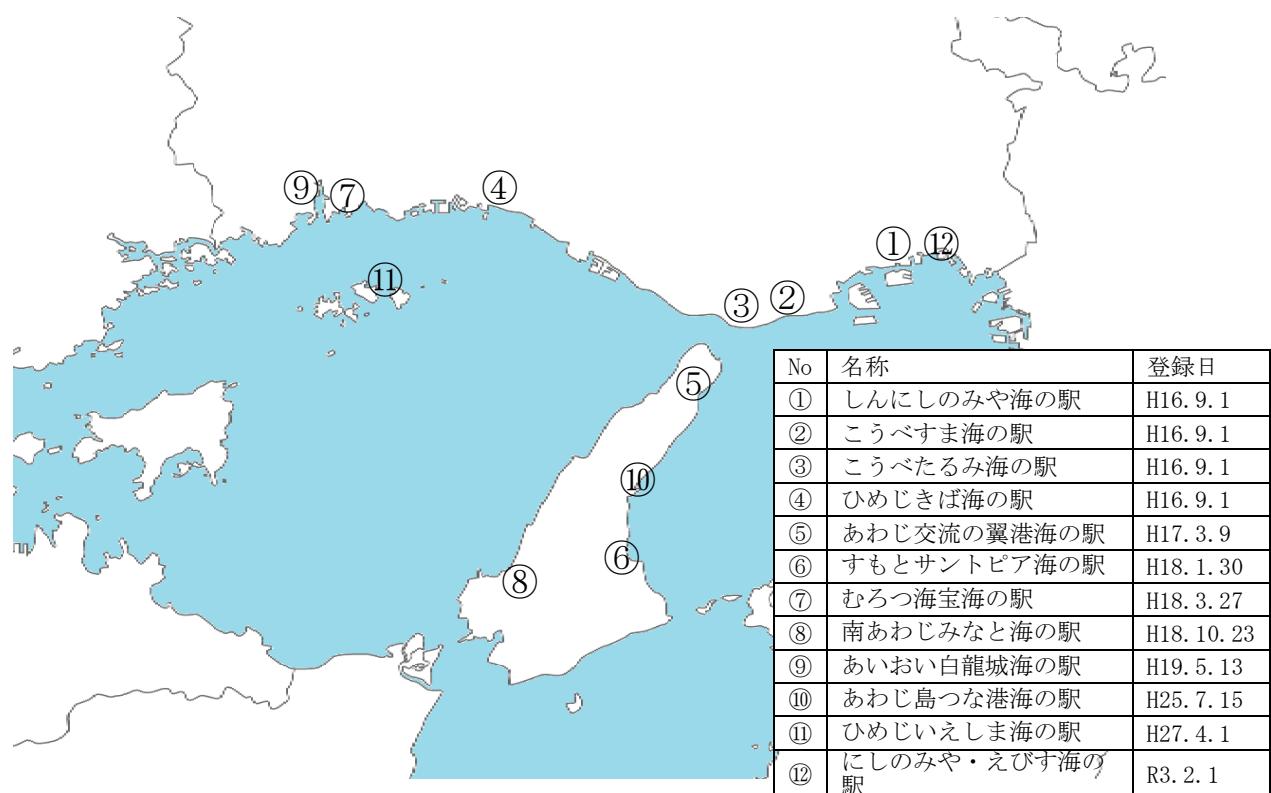
(ウ) 関西舟艇利用振興対策連絡会議の開催（書面開催（令和3年3月15日書面決議））

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により書面決議

(エ) 海の駅ネットワーク関西連絡会総会（書面開催（令和3年2月1日書面決議））

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により書面決議

第14図 兵庫県内の「海の駅」登録状況（令和3年8月末現在）



(2) 海の駅・防災桟橋等の活用による舟艇利用促進事業

本事業は、災害時の船舶を活用した支援の実施や啓開・復旧・輸送等に係る施設管理者、民間事業者等の間の情報共有及び連携体制強化の内容を盛り込んだ国土強靭化基本計画を背景に、舟艇の利用拡大と災害時の舟艇を利用した防災体制の構築・災害対応を両立させることを目的に実施するものである。

神戸運輸監理部においても、小型船舶の特性を考慮するとともに船舶所有者の協力を仰ぎつつ、防災桟橋等の現有施設を活用した被災地復興支援計画の策定を自治体とともに検討している。

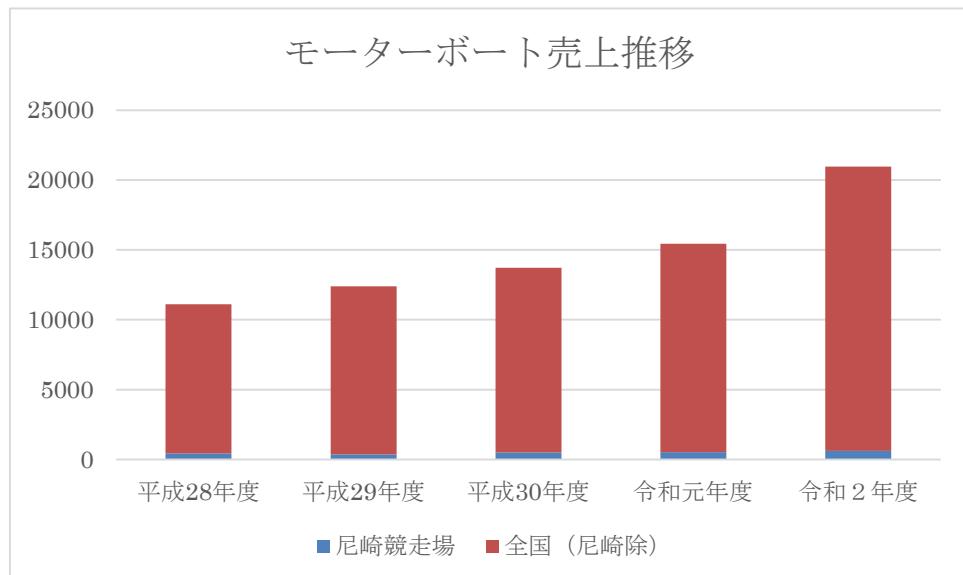
5 モーター艇競走の現況

令和2年度の全国モーター艇競走場の年間売上金額は20,951億円（対前年度比3.5.7%増）となっている。

一方、尼崎競走場の年間売上金額は625億円（対前年度比19.3%増）となっている。

兵庫県内には、神戸新開地、姫路、滝野、洲本、朝来、相生の6カ所の場外発売場（ボートレースチケットショップ（BTS））がある。

第15図 モーター艇競走売上金額の推移（令和3年3月31日現在）（単位：億円）



※資料出所：BOAT RACE Monthly Report

海事振興部
船員労政課

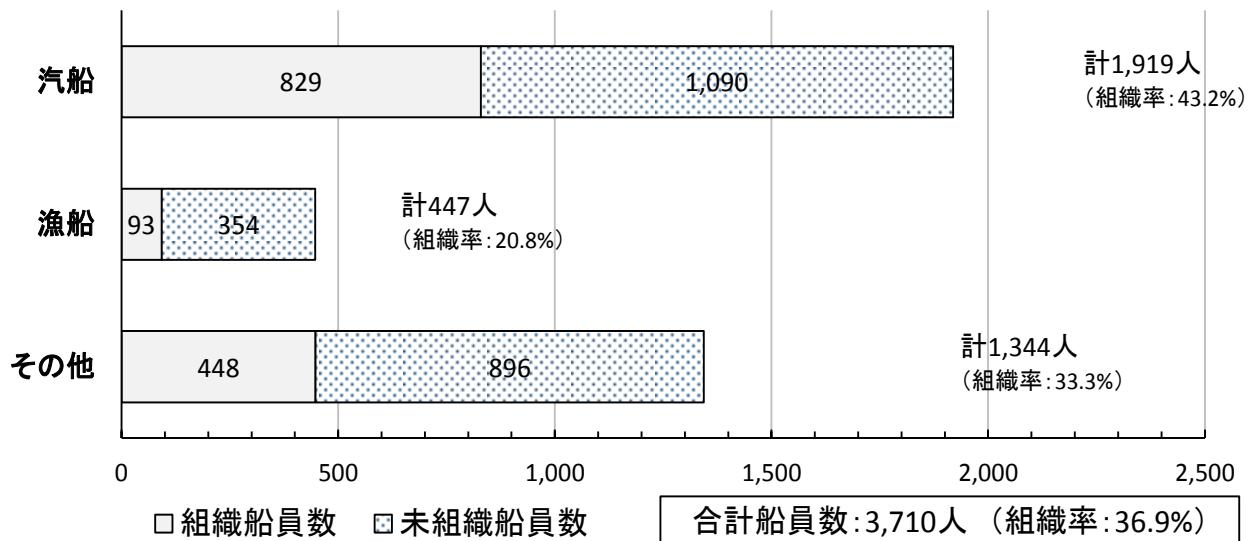
1 船員労働の現況

(1) 船員の労働組合組織率

船員法適用船員数及び船員労働組合の組織状況は、次のとおりである。

第1図 船員の労働組合組織率

(令和2年10月1日現在)



注) 船員数及び組織船員数は、船員法第111条報告による（船員数は、非雇用船員を含まない。）。

「汽船」は、貨物船・旅客船・専用船を示す。

「その他」は、曳船・押船・はしけ・作業船・浚渫船・官公庁船等を示す。

(2) 船員最低賃金の状況

最低賃金の決定は、「船員の生計費」、「類似の船員の賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」を考慮して、必要があると認めるときは近畿地方交通審議会に諮問を行うこととなっている。

令和2年度は、内航団体の労使中央交渉や消費者物価指数等諸般の状況等を考慮し、神戸運輸監理部長権限にかかる「内航鋼船運航業及び木船運航業」、「海上旅客運送業」、「漁業（沖合底びき網）」について、令和2年8月3日に諮問がなされ、近畿地方交通審議会神戸船員部会の下に各専門部会が設置され審議が行われた。

その後、令和3年1月15日に各最低賃金の改正について近畿地方交通審議会より答申があつた。これを受けて令和3年2月24日に改正を決定、同4月16日に各最低賃金の改正が発効した。

(3) 船員の福利厚生施設の状況

(ア) 宿泊等施設

管内の宿泊・休憩施設は、次のとおりである。

（一財）日本船員厚生協会 神戸大倉山海員会館（エスカル神戸）

(イ) 医療施設

管内の医療施設は、次のとおりである。

(公社) 日本海員掖済会 神戸掖済会病院

(一財) 神戸マリナーズ厚生会 神戸マリナーズ厚生会病院

(4) 船員の確保対策

船員不足が顕在化してきている中、令和2年度は次のとおり対策事業を実施した。

(ア) 水産系高校生を対象とした内航海運事業者によるインターンシップ助成事業について、事業者並びに水産系高校を募集したが、実施に至らなかった。

(イ) 新たな分野から船員を確保・育成する事業者を支援する「船員計画雇用促進等事業」について、7事業者（45人）に対して5,080,000円の助成金を支給した。

このほか、船員の確保対策を目的として、神戸地区内航船員確保対策協議会、神戸海事地域人材確保連携協議会と連携して実施している。詳細は、第1、第2表のとおりである。

第1表 若年内航船員確保対策事業

行事名	実施日(回数)	対象	概要
出前授業	通年 (8回)	小・中学生等	海の仕事や船員という仕事に対する関心を深めることを目的に、総合学習授業に海事関係者を講師として派遣し、海事教材を使用した授業を実施
帆船「みらいへ」を活用した動画撮影・配信		一般 (若年層)	多くの方に海技士を目指すきっかけとなることを目的とし、船員の仕事をする上で有利となる海技免状の取得や、6級海技士養成コースの内容の紹介、船員を目指す実習生へのインタビューをYoutubeチャンネルにて公開

第2表 内航船員確保対策事業

就活講演会	12月11日	若年求職者	若者しごと俱楽部などと連携し、内航船員を就業の選択肢としてもらうことを目的に、同俱楽部が主催する講演会で「船員の仕事」等について講演を実施予定だったが、新型コロナ感染拡大の影響によりDVD視聴並びに資料提供のみ依頼
-------	--------	-------	---

就職面接会（兵庫労働局との連係）	不開催	若年求職者	兵庫労働局と連携し、内航船員を就業の選択肢としてもらうことを目的に、同局が主催する就職面接会で船員の仕事・内航海運の紹介するものであるが、新型コロナ感染拡大防止の観点により不開催
就職面接会（自衛隊援護協会との連携）	10月7日	退職自衛官	自衛隊援護協会と連携し、内航船員を就業の選択肢としてもらうことを目的に、同協会が主催した就職説明会で船員の仕事・内航海運の紹介
めざせ！海技者セミナー in KOBE	3月	練習船 実習生等	参加事業者を募集し準備をすすめていたが、新型コロナウイルス拡大防止の観点により開催を中止したため、参加予定の学校へ求人情報の提供、監理部HPにて参加予定事業者のリストの公開等、求職活動に有益となる情報提供を実施

(5) 個別労働関係紛争等の処理状況

令和2年度は「個別労働関係紛争」、「労働に関する相談」は無かった。

2 船員職業安定業務の現況

(1) 船員の雇用情勢

令和2年の船員職業紹介実績は第3表、船員労働需給の状況は第2図のとおりである。

新規求人数は、平成31年の331人から67人減少して264人となり、新規求職数は平成31年の196人から4人減少して192人となった。

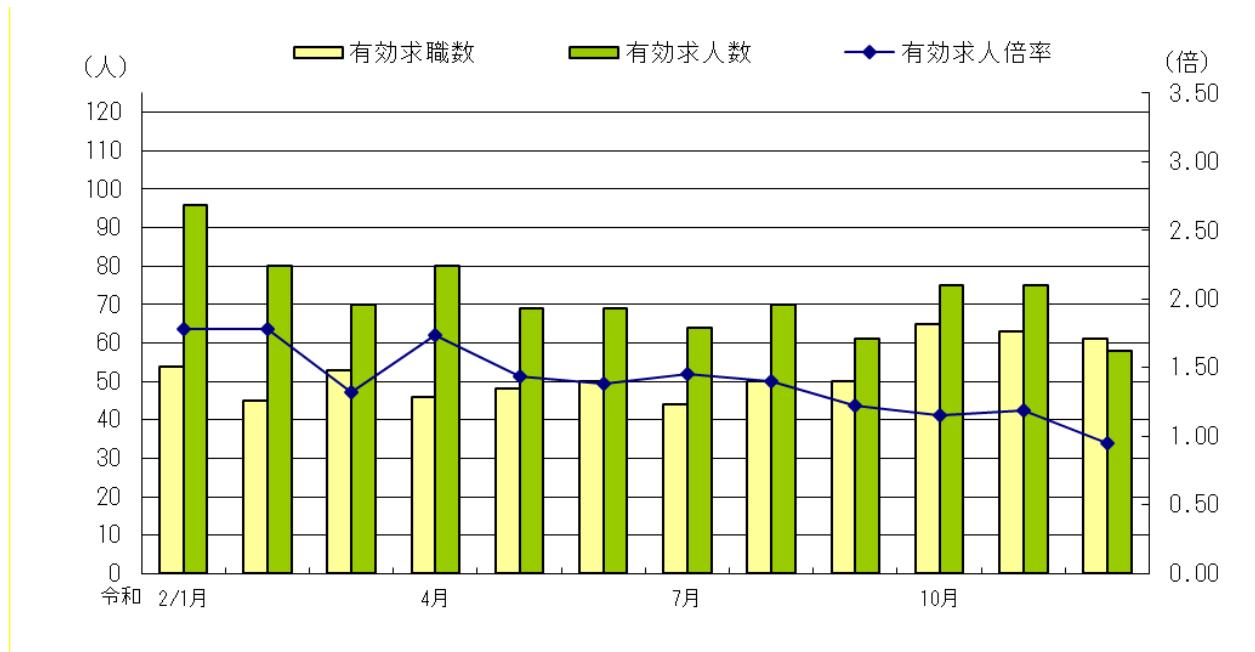
また、有効求人倍率の月間平均倍率は1.40倍と前年の1.86倍を0.46ポイント下回っている。

なお、新規求職数の年齢構成は第3図のとおりであり、30歳代までの若年層は35.9%（前年33.7%）と、前年より増加し、50歳代以上の中高年齢層は44.8%（前年49.5%）と、減少した。

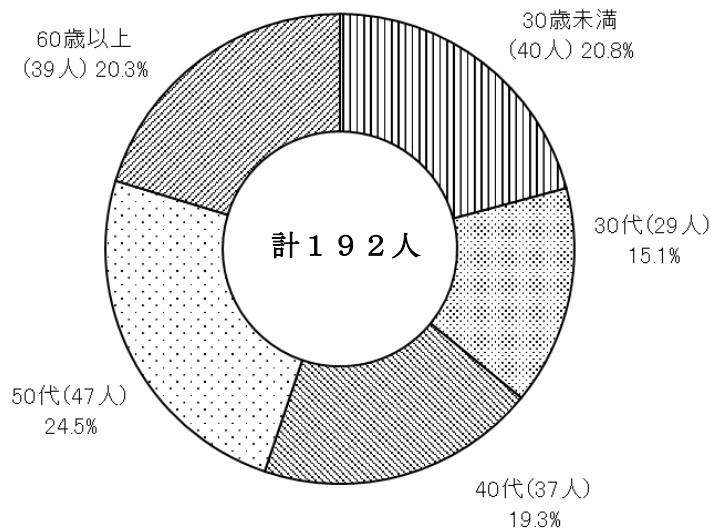
第3表 船員職業紹介実績（令和2年1月～令和2年12月）

	新規求人数	新規求職数	成立数	新規求人倍率	1.38倍
外航	0人	1人	0人	月間有効求人数（平均）	72人
内航	240人	164人	39人	月間有効求職数（平均）	52人
漁船	4人	3人	1人	月間有効求人倍率（平均）	1.40倍
その他	20人	24人	4人	充 足 率	5.1%
計	264人	192人	44人	就 職 率	6.9%

第2図 船員労働需給の状況（令和2年1月～令和2年12月）



第3図 新規求職数の年齢構成（令和2年1月～令和2年12月）



(2) 雇用促進等対策

(ア) 求人開拓

管内の船員需給状況を把握するとともに、船員の雇用機会の拡大と事業者の船員確保を進めるために、次のとおり実施した。

訪問事業者数	12社
求人票提出事業者数	5社
就職成立数	0人

(1) 就職促進対策

令和2年度の雇用保険受給資格者への再就職の促進に必要な公共職業訓練受講指示については、次のとおり実施した。

(独) 海技教育機構海技大学校 4級海技士（航海）1人、4級海技士（機関）1人
 (一財) 尾道海技学院 6級海技士（航海）1人

(3) 雇用保険に係る失業等給付

令和2年度の雇用保険に係る失業等給付は、次のとおり実施した。

受給者数 36名（実人数）
 支給件数 104件（延べ件数）
 支給額 20,079,800円

(4) 船員派遣事業

船員派遣事業の許可事業者数は、11社（令和3年3月末現在）となっている。

(5) 学校等が行う無料の船員職業紹介事業について

(ア) 学校が行う船員職業紹介事業

学校が行う無料の船員職業紹介事業の届出事業者は、3校（令和3年3月末現在：（独）海技教育機構海技大学校、国立大学法人神戸大学、兵庫県立香住高等学校）となっている。

(イ) 団体が行う船員職業紹介事業

無料の船員職業紹介事業の許可は、2団体（令和3年3月末現在：浜坂漁業協同組合、但馬漁業協同組合）が許可を受けている。

海上安全環境部
船舶安全環境課

1 船舶の登録及びトン数の測度

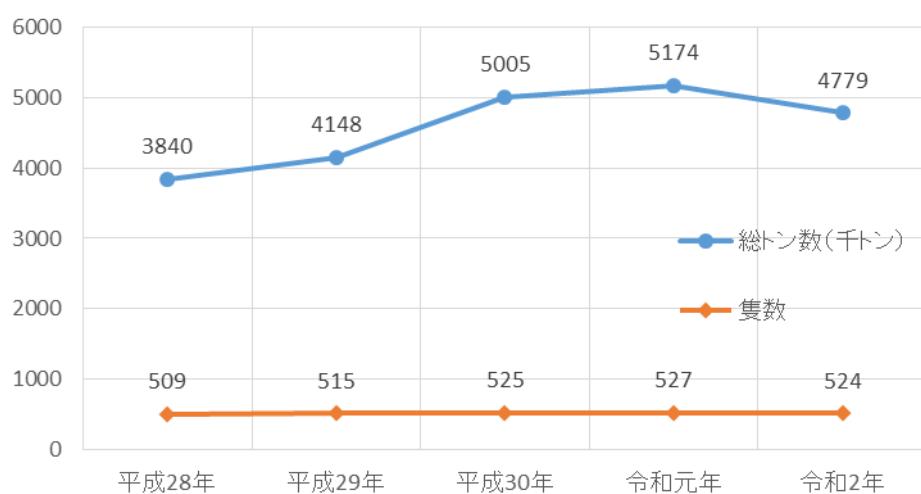
(1) 船舶の登録業務

総トン数20トン以上の日本船舶（端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する舟を除く。）の所有者は、船舶法の規定により、日本に船籍港を定め、総トン数の測度を受け、登記をなした後、船籍港を管轄する管海官庁の備える船舶原簿に登録することとなっている。

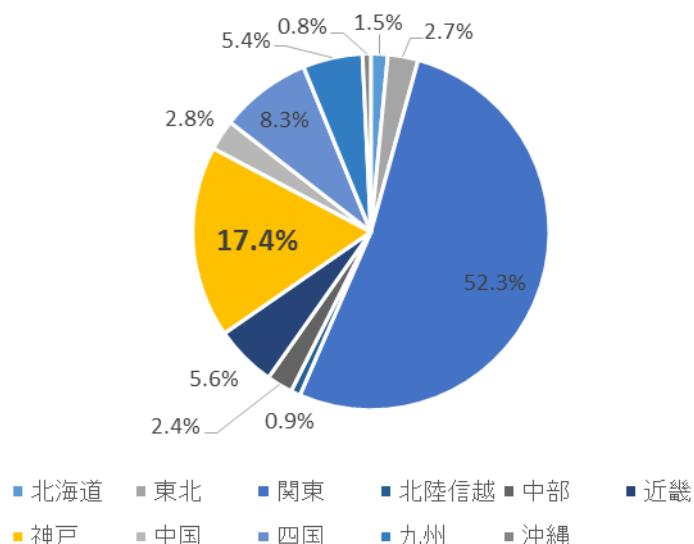
令和2年12月末現在の管内登録船舶は、524隻、4,779千トンである。

全国における管内登録船舶の割合は、隻数で7.5%、総トン数で17.4%となっている。

第1図 管内登録船舶の推移



第2図 全国における管内登録船舶の割合（総トン数）



なお、総トン数20トン未満の日本船舶又は日本国内のみを航行する日本船舶以外の船舶（漁船及びろかい又は主としてろかいをもって運転する舟、係留船等を除く。）にあっては、小型船舶の登録等に関する法律の規定により、小型船舶検査機構において登録しなければならないこととなっている。

(2) 船舶のトン数測度業務等

船舶のトン数測度業務は、一定の基準（船舶のトン数の測度に関する法律等）に基づき船舶の寸法を計測して総トン数や各種トン数を算定する業務をいい、一般に船舶の新造、改造、輸入時等に実施される。

これらトン数は、船舶の大きさ等を表す指標として、安全規則や乗組員資格の適用基準、入港税等の課税基準として用いられるなど、我が国においては約50以上の法律に引用され、国内外において海事制度全般の適用基準として使用されている。管内では、令和2年度は24件の測度を実施している。

(3) 日本船舶であることの証明及び小型船舶の国籍証明

非自航船等の船舶法が適用されない船舶は、船舶国籍証書等を有しないため、船舶所有者から要望があった場合には、国籍を証する書面として、日本船舶であることの証明書を交付している。

なお、日本船舶である総トン数20トン未満の船舶の所有者は、当該船舶を国際航海（一国の港と他の国の港との間の航海）に従事させるためには、日本船舶であることを証する書面を船舶内に備え置かなければ国際航海に従事させてはならないこととなっている。

(4) 船舶国籍証書の検認時の臨検

船舶法及び船舶のトン数の測度に関する法律の適正な運用を図るため、総トン数5000トン未満の船舶に対しては、船舶国籍証書の検認時に臨検を行って、船舶と船舶国籍証書の記載事項との事実が符合することを確認している。

令和2年度は58件の臨検を実施し、必要に応じて原状回復等の指導を行っている。

(5) 船舶の解撤等に係る臨検

船舶を解撤又は独航機能撤去等により抹消登録を行う場合において、その船舶が船舶法適用除外となったことの事実を証明するため「抹消登録申請書に添付するための証明書」を交付している。証明書の交付にあたっては、本船への臨検を行い、船舶の同一性の確認及び解撤等の事実を確認している。

2 船舶の安全及び海洋汚染等の防止

(1) 船舶の安全に関する検査等

船舶安全法に基づき、人命及び船舶の安全を確保するため船舶の構造、設備等について、地方運輸局等（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。）及び日本小型船舶検査機構が、総トン数等の区分に従い、検査を実施している。

また、国土交通大臣の登録を受けた船級協会（（一財）日本海事協会（NK）、Lloyd's Register Group Limited (LR)、DNV GL AS (DNVGL)、American Bureau of Shipping (ABS)）が実施する検査に合格した船舶（旅客船を除く。）は、地方運輸局等が行った検査に合格したものとみなされる。

(ア) 船舶の構造及び諸設備の検査

船舶には、航行区域、用途、総トン数等により構造及び設備に対する技術基準が規定されており、これらの技術基準を満足していることを確認するために、建造時に行う検査（製造検査及び第一回定期検査）、建造後一定の期間ごとに行う検査（定期検査及び中間検査）、改造又は修理を行う場合や船舶検査証書に記載されている条件を変更する場合等に行う検査（臨時検査）等を受けることとなっている。

その他、船舶が特定される前に予め設備等の検査を受けることができる予備検査や、船舶用機器の製造工事、改造修理工事又は整備される物件の検査についてその一部又は全部を省略できる認定事業制度など検査の合理化制度がある。管内においては、製造事業場9社及び整備事業場4社が認定を受けており、立入りにより施設、設備、人員、品質管理体制、自主検査体制等が適切に維持されていることの確認を行っている。

(イ) 危険物の運送

現代では、社会の様々なニーズにより多種多様の危険物が海上運送されているが、その危険性に応じた安全対策や安全管理が欠かせないため、船舶で危険物を運送又は貯蔵する場合は、その容器包装、運送方法及び運送する船舶の設備等について、危険物船舶運送及び貯蔵規則によることとされている。

管内では、特殊な危険物に対する容器包装及び積載方法等についての特例許可を行うほか、管内の港に入港する危険物運送船に対して立入りにより安全確認を行っている。

(ウ) 国際安全管理規則（ISMコード）の検査

船舶及び船舶管理会社において安全運航管理体制を確立することにより人的要因による海難防止を目的として、国際航海に従事する旅客船及び総トン数500トン以上の非旅客船（漁船を除く。）並びに船舶管理会社に対して、安全管理に関するシステムの検査を実施している。

また、ISMコード非適用船舶についても安全性向上の取り組みを目的として、これら船舶

の所有者から同コード適用の要望が高まったため、任意制度として船舶安全管理にかかる審査を実施している。

(イ) 船舶及び港湾施設の保安のための国際コード（ＩＳＰＳコード）にかかる検査等

国際航海船舶及び国際港湾施設への危害行為等の防止を図るため、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づき、国際航海に従事する旅客船及び総トン数500トン以上の非旅客船（漁船を除く。）に対して、船舶保安統括者及び船舶保安管理者の選任に関する事項並びに船舶保安指標対応措置の実施に関する事項等を規定した船舶保安規程の承認を行うとともに、船舶保安警報装置、船舶保安規程の備置き及びその適格な実施等について定期的な検査を実施している。

また、ＩＳＰＳコード非適用船舶についても、海事保安の向上を目的として、船舶所有者から同コード適用の要望があれば、任意制度として船舶保安にかかる審査を実施している。

(2) 海洋汚染等の防止

(ア) 船舶からの海洋汚染等の防止に関する検査等

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」）に基づき、船舶及び船舶に備え付けられる海洋汚染等の防止に関する設備について、次の区分毎に定期的検査等を実施している。

a) 油による海洋汚染の防止のための設備等

船舶に積載している油及び船内で発生するビルジ等の油性混合物は、基準に適合した油水分離器等の油排出防止設備を使用して処理したものを受け、船舶から海洋に排出してはならないこととなっている。

検査適用船舶は、総トン数150トン以上のタンカー及び総トン数400トン以上のタンカー以外の船舶であり、これら船舶の油排出防止設備及び油濁防止緊急措置手引書について定期的検査を実施している。

また、定期的検査が要求されない船舶のうち、総トン数150トン未満のタンカー及び総トン数100トン以上400トン未満のタンカー以外の船舶についても、立入りにより設備の確認を行っている。

b) 有害液体物質等による海洋汚染の防止のための設備等

有害液体物質等は、基準に適合した予備洗浄装置等の設備を使用して処理したものを受け船舶から海洋に排出してはならないこととなっている。

検査適用船舶は、総トン数に関わらず全ての有害液体物質ばら積船であり、有害液体物質排出防止設備及び有害液体汚染防止緊急措置手引書について定期的検査を実施している。

c) ふん尿等による海洋汚染の防止のための設備等

国際航海に従事する総トン数400トン以上又は最大搭載人員16人以上の船舶、及び国際航海に従事しない最大搭載人員100人以上の船舶には、船内で発生するふん尿等の排出についてその排出海域、排出方法及び排出防止設備の設置について海防法で定められており、定期的検査又は立入りにより設備の確認を実施している。

d) 船舶からの大気汚染の防止のための設備等

船舶からの排出ガスの放出については規制されており、主な規制は、次のとおりである。

i) 船舶用原動機の規制 (NOxの放出規制)

船舶に搭載する出力が130kWを超えるディーゼル機関は、当該機関からのNOxの放出量が放出基準に適合していることの確認及びNOx放出状況の確認方法等を記載した原動機取扱手引書の承認を受けることが義務付けられており、当該機関については、定期的な検査において放出状況の確認を行っている。

ii) 船舶用燃料油の使用規制 (SOxの放出規制)

2020年1月以降、船舶用燃料油の硫黄分濃度の基準が0.50%以下となり、基準に適合した燃料油を使用するか、硫黄酸化物放出低減装置（EGCS）を設置して原動機運転中に作動させることが義務付けられている。EGCSについては、定期的検査において有効な作動の確認を行っている。

iii) 二酸化炭素（温室効果ガス）の放出規制

排他的経済水域を越えて航行する総トン数400トン以上の船舶には、二酸化炭素を抑制するための措置及び二酸化炭素放出抑制指標を記載した二酸化炭素放出抑制手引書（SEEMP）の作成が義務付けられており、当該手引書の承認及び指標の確認を行っている。

iv) オゾン層破壊物質に関する規制

フロン、ハロン等のオゾン層破壊物質を含む冷媒装置を使用した冷蔵設備及び空調機等を船舶に新設することを禁止しており、全ての船舶について立入りにより確認を行っている。

v) 焼却設備に関する規制

船舶内で発生する油等（焼却が禁止されている物質を除く。）を焼却する場合には、技術基準に適合する船舶発生油等焼却設備の設置が義務付けられている。

e) 有害水バラストの排出防止に関する設備等

水バラストの移動に伴う生物の国際移動の防止を目的として、二国間以上の海域で水バラストの注排水を行う船舶については、その排出が規制され、有害水バラスト処理設備の設置

等が義務付けられている。

総トン数400トン以上の船舶のうち、内航船及びバラストタンクを有しない船舶以外の船舶については、有害水バラスト排出防止設備及び有害水バラスト排出防止措置手引書について定期的検査を実施している。また、400トン未満の船舶であって有害水バラスト処理設備を設置した船舶についても、立入りにより設備の作動確認を行っている。

(イ) 廃油処理施設の現状

管内の廃油処理施設は、廃油処理事業者4社4施設と自家用廃油処理施設として2社2施設が稼働している。

例年、これら事業者及び施設設置者に立ち入り、廃油処理設備等の検査や処理水の分析等を行っているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため実施を見送った。

(ウ) 防汚塗料に関する検査

有機スズ化合物を含む有害な防汚塗料の使用を規制するため、総トン数20トン以上の船舶に対して、船舶の外板等に使用する防汚塗料に有機スズ化合物を含む塗料が用いられていないことを定期的検査において確認している。

(エ) 油濁防止管理者養成講習の実施

船舶所有者は、船舶からの油の不適正な排出の防止に関する業務の管理を行わせるために、対象船舶（総トン数200トン以上のタンカー）に乗り組む船舶職員のうちから油濁防止管理者を選任しなければならないこととなっている。神戸運輸監理部と近畿運輸局では、隔年で油濁防止管理者養成講習を行っている。なお、令和2年度は近畿運輸局において実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため延期となった。

(3) 船舶油濁等損害賠償保障法に関する業務

船舶が座礁等により洋上で損壊した場合、流出油による広範囲な海洋汚染の発生や、事故後の船体撤去等にかかる損害賠償責任が船舶所有者に発生するため、船舶には、それらの損害補償をてん補する保障契約の締結が国際的に義務付けられている。

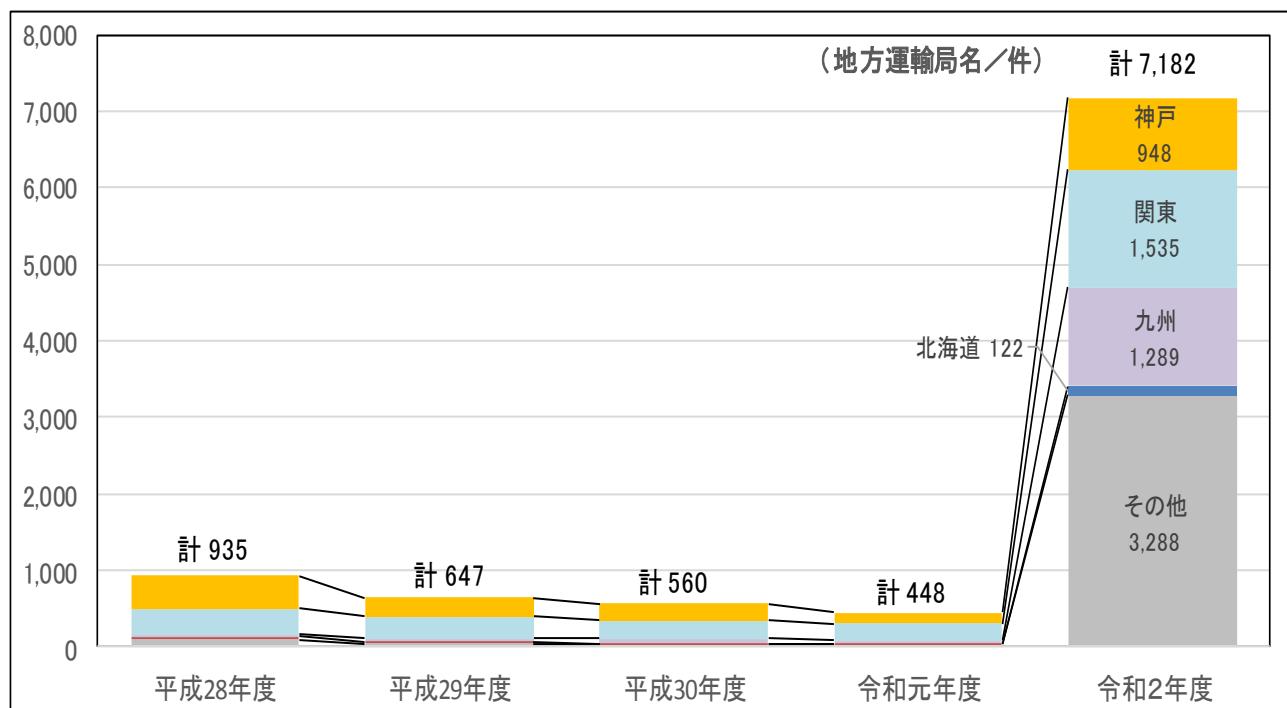
我が国においては、大型タンカー事故を契機に策定されたタンカー積載油による汚染損害にかかる国際条約に基づき「油濁損害賠償保障法」を昭和50年に制定したが、同法は平成16年に座礁後の放置船対策として難破物除去費用にかかる保障契約の義務化を含んだ「船舶油濁損害賠償保障法」に改正された。

さらに、令和元年にタンカー以外の燃料油による汚染損害及び難破物除去等費用保障にかかる国際条約批准を受け、船舶所有者が賠償に応じない場合に被害者が保険会社に対して損害賠償額

の支払いを直接請求できること等を規定した「船舶油濁等損害賠償保障法」として改正され、保証契約締結義務の拡大と国際条約に基づく締結国との契約内容審査及び保証契約証明書交付体制を整備してきた。

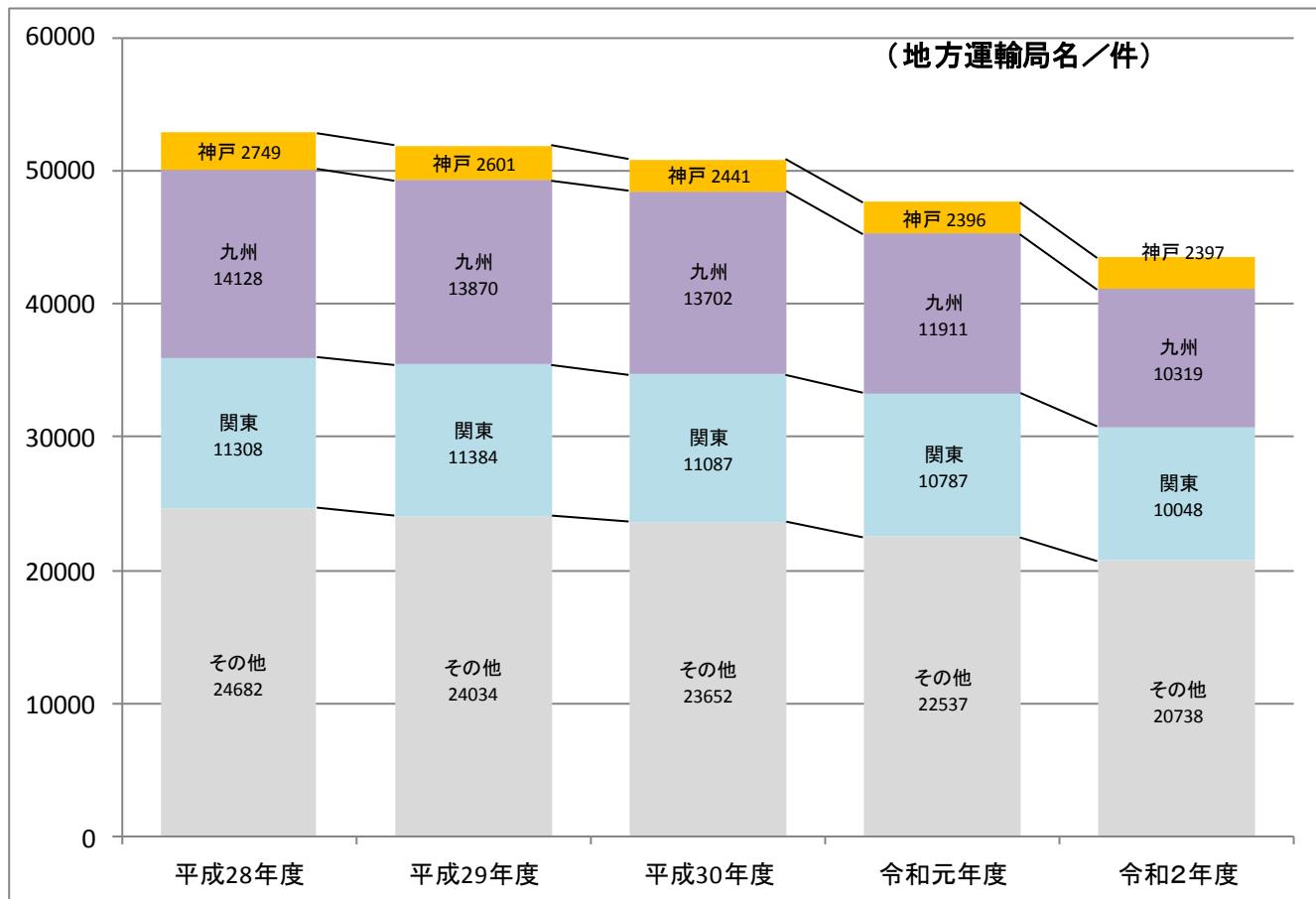
この保証契約内容審査及び保証契約証明書交付については、令和元年の改正（施行は令和2年10月1日）により内航船舶にも対象が拡大されたため、令和2年度より交付件数が大きく増大した（第3図）。また、外航船については、本邦入港前に保証契約情報を通報し確認を受けることが義務付けられており（第4図）、必要に応じて立入検査を行っている。

第3図 船舶油濁等損害賠償保障法に基づく保障契約証明書の交付件数



	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
神戸	441	249	214	145	948
関東	338	289	244	216	1,535
九州	21	40	58	46	1,289
北海道	44	21	21	17	122
その他	91	48	23	24	3,288
合計	935	647	560	448	7,182

第4図 本法入港外航船にかかる通報受理件数



3 海上交通監査計画

「海上交通監査計画」は、海上交通の安全確保、危機管理の徹底、海事法令適用基準の遵守及び運輸安全マネジメント体制の構築を目的として策定し、運航労務監理官、船舶検査官、船舶測度官及び外国船舶監督官（以下「執行官」）や海技試験官の連携のもと、計画的且つ効果的に監査等を行っている。

特に、ひとたび事故が発生すると大きな社会的影響を及ぼす旅客船や危険物積載船を中心として、人流や物流が集中する時期の前などに集中的に実施している。

令和2年度の同計画の実施状況については、第1表のとおりである。

第1表 令和2年度海上交通監査の実施状況

業務	執行官	対象	実施状況
旅客船等の安全点検	運航労務監理官 船舶検査官 船舶測度官	旅客船 旅客船ターミナル	57隻 40ヶ所
合同訓練	運航労務監理官 船舶検査官 船舶測度官	旅客船	新型コロナウイルス感染症の影響により、未実施
輻輳海域における事故防止対策	運航労務監理官 船舶検査官 船舶測度官 外国船舶監督官	内航船 外国船舶	新型コロナウイルス感染症の影響により、未実施
危険物積載船に対する訪船指導	船舶検査官 船舶安全環境課	危険物積載船	4隻
安全航行等に関する講習会	運航労務監理官 船舶検査官 海技試験官 船員労働環境・海技資格課	内航船・漁船等の乗組員	安全運航講習会 2回
小型船舶の安全確保対策	船舶検査官 船舶安全環境課 船員労働環境・海技資格課	小型船舶	マリーナ及び漁協等 189箇所に対し、発航前検査及びライフジャケット着用推進等のパンフレット配付を実施
船員労働安全衛生月間	運航労務監理官 船舶検査官 船員労働環境・海技資格課	内航船、漁船等	内航船 75隻 漁船 50隻 ※漁船については、新型コロナウイルス感染防止策により訪船に代えて自主点検とした

4 海事／船員行政品質マネジメントシステム

行政サービスが、国際的に高度なレベルで効率的に提供されることを目的に、海事技術行政を ISO 規格及び IMO 規則実施コードの要求事項に基づく「継続的に改善する品質マネジメントシステム」(海事QMS) として構築し、業務を実施している。

同様に、船舶の航行の安全及び船員の労働環境の向上を図るために行う船員に関する行政を ISO 規格、STCW 条約及び IMO 規則実施コードの要求事項に基づく「継続的に改善する品質マネジメントシステム」(船員行政QMS) として構築し、業務を実施している。

海上安全環境部
船員勞働環境・海技資格課

1 船員の労働環境

(1) 船員労働保護の業務

船員は、船舶という閉鎖された環境で、刻々と変化する厳しい気象・海象の中、継続的に就労し、また船内で食住をともにしている。このような特殊な労働環境であるため、労働基準法に加え、船員法を中心とした法律での保護が必要となっており、以下の(ア)～(キ)の業務を行っている。また、利用者利便を図るため、その事務の一部が第1表の指定市町においても取り扱われている。

第1表 船員法事務取扱件数（令和2年度）

種別 局 海事事務所 指定市町	船員手帳				雇入契約の 成立等の届出				船長 就退職 証明	記載 事項 証明	航行報告			写真 はり 換え
	新規	再交付	書換	訂正	雇入	雇止	変更	更新			受理	証明	通数	
神戸運輸監理部(本庁舎)	622	9	760	41	2,010	2,154	685	11	1	2	63	63	66	0
姫路海事事務所	21	0	28	2	1,028	1,102	381	0	2	0	43	43	43	0
小計	643	9	788	43	3,038	3,256	1,066	11	3	2	106	106	109	0
尼崎市	0	0	0	0	184	184	48	0	0	0	0	0	0	0
加古川市	6	0	8	4	735	732	269	0	0	0	22	22	31	0
洲本市	1	1	4	0	12	11	1	3	0	0	8	8	8	0
淡路市	2	0	2	0	21	17	22	0	0	0	16	16	16	0
南あわじ市	1	0	3	1	18	21	31	0	0	0	0	0	0	0
姫路市	17	0	38	5	61	69	89	0	0	0	77	77	78	0
豊岡市	4	0	4	1	71	79	43	0	0	0	0	0	0	0
香美町	12	1	19	2	58	70	69	0	0	0	3	3	3	0
新温泉町	8	2	9	0	181	184	35	0	0	0	7	7	7	0
小計	51	4	87	13	1,341	1,367	607	3	0	0	133	133	143	0
合計	694	13	875	56	4,379	4,623	1,673	14	3	2	239	239	252	0

(ア) 管内の船舶所有者等の状況

令和2年10月1日現在、管内に船員の主たる労務管理の事務所を置く船舶所有者269社からの報告によれば、所有船舶数は563隻、船員数は3,710人である。(第2表、第1図参照)

(イ) 船員手帳の交付、雇入契約の成立等の届出

船員となり船舶に乗り組むためには、船員手帳の交付を受け、雇用契約とは別に雇入契約を締結し、船舶所有者又は船長は、その内容の雇入契約の成立等の届出を行い、その際、労働条件、各種資格等の確認を行う必要がある。

令和2年度は、1,638件の船員手帳の関係事務(交付、再交付、書換、訂正)、10,689件の雇入契約の成立等の届出関係事務(雇入、雇止、変更、更新)を行っている。

(ウ) 一括届出

同一船舶所有者に属する複数船舶間において、頻繁に乗り組みが変更されるような旅客船、

タグボートなどは、雇入契約の成立等の届出の簡略化のため、一括届出制度がある。

令和3年3月31日現在、一括届出制度を利用している事業者は、31事業者あり、令和2年度には、当該制度に係る新規、変更、廃止、更新の許可・届出が174件あった。

(イ) 船員就業規則に関する事務

常時10人以上の船員を雇用する船舶所有者には、就業規則の届出義務を課し、就業規則に係る基準の充足の可否等を審査している。

令和3年3月31日現在の就業規則の届出事業者は、155事業者あり、令和2年度には、新規、廃止、変更（労働時間、休日休暇、賃金、定員表等）の届出が計55件あった。

(オ) 未払い賃金の立替払い事業に関する事務

倒産などで賃金が未払い状態になった場合、船員の生活安定・保護のために、（独）労働者健康福祉機構で立替払事業を実施するにあたり、地方運輸局等において事実上の倒産の認定、未払い賃金の額の確認等を行っている。

令和2年度は、未払い賃金の額等の確認が1件（5名）、事実上の倒産の認定は無かった。

(カ) その他資格認定等の事務（令和2年度）

当直部員の認定	本局	269件	姫路	13件
危険物等取扱責任者の認定	本局	198件	姫路	31件
旅客船教育訓練の認定	本局	1件	姫路	1件
救命艇手適任証書交付	本局	10件		
限定救命艇手適任証書交付	本局	0件		
船舶保安管理者適任証書交付	本局	97件		
特定海域運航責任者資格認定	本局	0件	姫路	0件

(キ) 海上労働検査制度に関する事務

平成25年5月1日から船員の労働条件等に関する検査制度が開始され、外航日本船舶について所定の要件に適合すると認めた場合には、海上労働証書の発給等を行っている。

海上労働証書交付・書換（令和2年度）	本局	1件
	姫路	1件

第2表 船員法適用船員数

< ①船種別 >

(令和2年10月1日現在)

区分		本局・支局別	本局	姫路	合計
汽 船	船舶所有者数	68	26	94	
	隻 数	135	98	233	
	乗組員数	1,039	392	1,431	
漁 船	船舶所有者数	60	0	60	
	隻 数	58	0	58	
	乗組員数	439	0	439	
その 他	船舶所有者数	60	55	115	
	隻 数	220	52	272	
	乗組員数	994	181	1,175	
計	船舶所有者数	188	81	269	
	隻 数	413	150	563	
	乗組員数	2,472	573	3,045	
船 員 数 内 訳	乗組員数	2,472	573	3,045	
	予備員数	574	29	603	
	計	3,046	602	3,648	
	非雇用船員数	44	18	62	
	適用船員数	3,090	620	3,710	

注. 「その他」とは、汽船（貨物船・旅客船等）及び漁船以外の船舶（官庁船等）である。

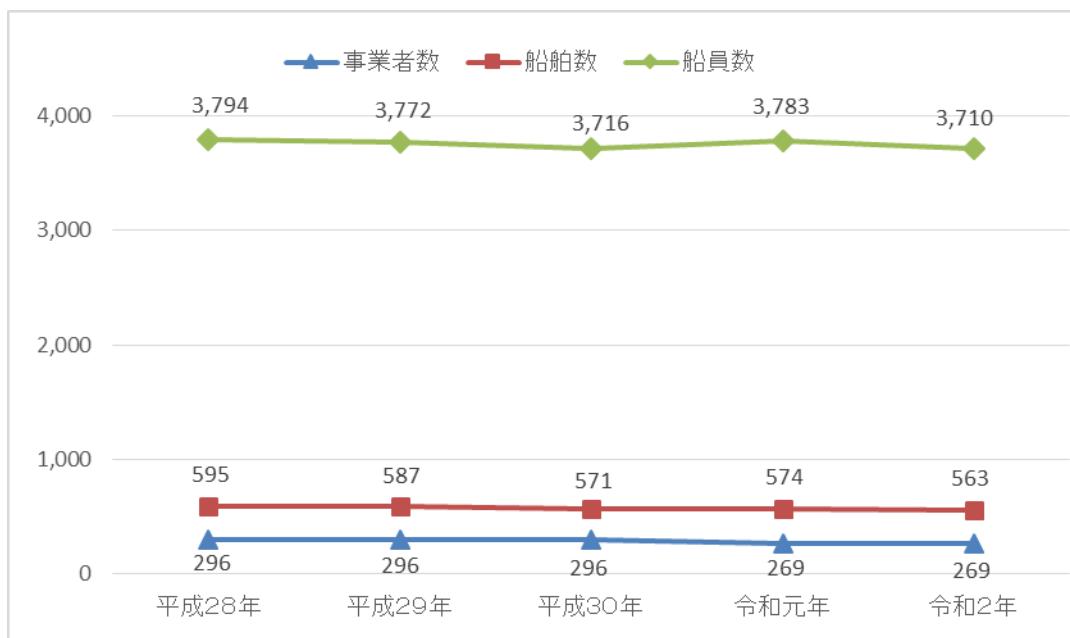
第2表の数値は、令和2年10月1日現在の船員法第111条に基づく事業状況報告によるものであり、管内船員法適用船員数とは必ずしも一致しない。

< ② 総トン数別 >

(令和2年10月1日現在)

本局・支局別		本局	姫路	合計
総トン数	区分			
5~19	隻数	104	41	145
	乗組員数	239	49	288
20~99	隻数	97	18	115
	乗組員数	555	39	594
100~499	隻数	155	81	236
	乗組員数	864	406	1,270
500~699	隻数	0	4	4
	乗組員数		30	30
700~999	隻数	15	6	21
	乗組員数	138	49	187
1000~4999	隻数	18	0	18
	乗組員数	306	0	306
5000~9999	隻数	7	0	7
	乗組員数	107	0	107
10000~	隻数	13	0	13
	乗組員数	254	0	254
その他	隻数	3	0	3
	乗組員数	2	0	2
計	隻数	412	150	562
	乗組員数	2,465	573	3,038

第1図 船員法適用船員の現況



(2) 船員衛生環境等の業務

(ア) 船員の健康を証明する医療機関の指定に関する事務

雇用されている船員は、定期的に国土交通大臣が指定した医療機関において健康診断を受診し、医師により船員労働への従事の可否について判断されている。令和3年3月31日現在、本局管内52機関、姫路海事事務所管内14機関、合計66機関の医療機関が指定を受けている。

(イ) 衛生管理者・船舶料理士に関する事務

船舶は、航行区域・総トン数等により衛生管理者や船舶料理士の乗船が義務づけられている。

管内における令和2年度の事務取扱状況は、以下のとおりである。

衛生管理者（認定36件、再交付5件、引替0件）

船舶料理士（証明書交付16件、再交付0件、引替0件）

(3) マルシップに関する事務

(ア) マルシップに乗り組む日本人及び外国人船員の雇入契約等の届出等の状況

外国法人等に貸し付けられている日本船舶（マルシップ）に係る事務取扱状況は、第3表のとおりである。なお、日本人船員を配乗させる場合は、船員労政課において事前審査による「船員個票」が交付された者に限り雇入契約の届出を受理することとしている。

平成23年10月より制度化された外航船に係る雇入契約成立等の届出事務の改善を目的とした電子届出に係る事務を平成24年11月より行っている。

また、令和元年度のマルシップに乗り組む外国人船員への船員手帳交付状況は、第4表のとおりである。

第3表 マルシップ雇入契約の成立等の届出の取扱状況（令和2年度）

		雇入契約等の届出内訳			
		雇入	雇止	変更	更新
雇入契約等届出件数		746	890	178	0
マルシップ	日本人	29	65	20	0
	外国人	717	825	158	0
電子届出		593	726	154	0

（注）「マルシップ」は内訳、「電子届出」は内数。

第4表 マルシップに乗り組む外国人船員への船員手帳交付状況（令和2年度）

	船員手帳交付等の申請内訳			
	新規	書換	再交付	訂正
船員手帳交付等件数	502	644	6	4

(イ) 外国法人等に移動する日本人船員の取扱い

日本の船舶所有者に雇用されている日本人船員が、技術指導等のため外国法人等に移動する場合、一定の要件を備え、地方運輸局長（運輸監理部長を含む）の認定を受けたものについては、予備船員として取り扱うことになっている。

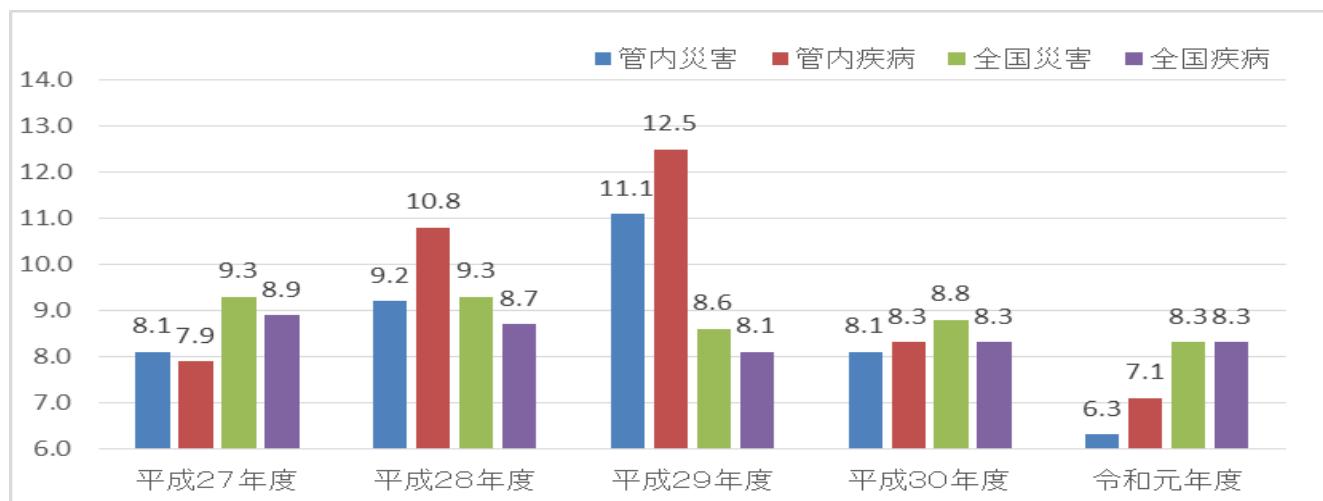
令和2年度は、外国籍船舶の移動認定関係事務を2件、船員認定を114人行った。

(4) 船員災害防止対策

(ア) 災害・疾病発生状況

平成27年度から令和元年度の5か年間における災害疾病発生率の推移（全船種）は、第2図のとおりとなっている。

第2図 最近5か年間の災害疾病発生率の推移（全船種・千人率）



令和元年度における管内の船員災害疾病発生状況は、第5表のとおりである。災害発生率は、全船種では全国平均値を2.0ポイント下回っており、疾病発生率は、全船種では全国平均値を1.2ポイント下回っている。

また、令和元年度の態様別災害発生状況及び病類別疾病発生状況は、それぞれ第3図及び第4図のとおりとなっている。

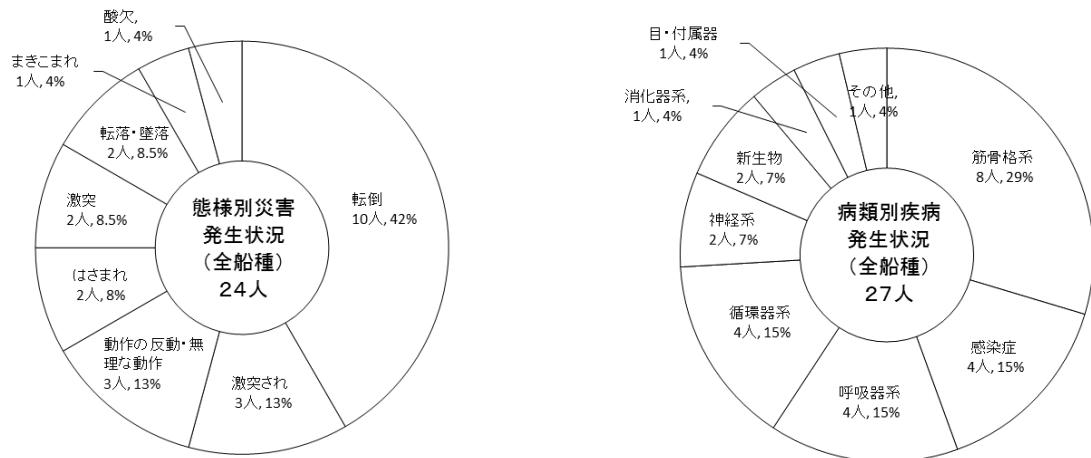
第5表 管内船員災害疾病発生状況（令和元年度）

船種別 区分	一般船舶		漁 船		そ の 他		全船種		全国平均
	人 数	千人率	人 数	千人率	人 数	千人率	人 数	千人率	千人率
災 害	4	2.3	8	16	12	7.9	24	6.3	8.3
疾 病	15	8.5	8	16	4	2.6	27	7.1	8.3
船員数	1,758		501		1,524		3,783		

(注) 1. 船員数は、令和元年10月1日現在で、予備船員を含んだものである。

2. 千人率とは船員千人あたりの災害疾病発生数である。

第3図 態様別災害発生状況（令和元年度） 第4図 病類別疾病発生状況（令和元年度）



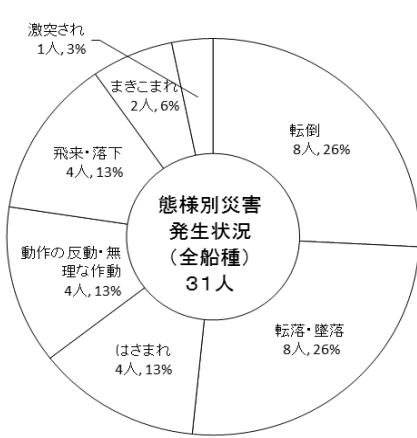
令和2年度の管内の船員災害疾病発生状況（速報値）は、第6表のとおりとなっている。

また、令和2年度の管内の態様別災害発生状況及び病類別疾病発生状況（速報値）は、それぞれ第5図及び第6図のとおりとなっている。

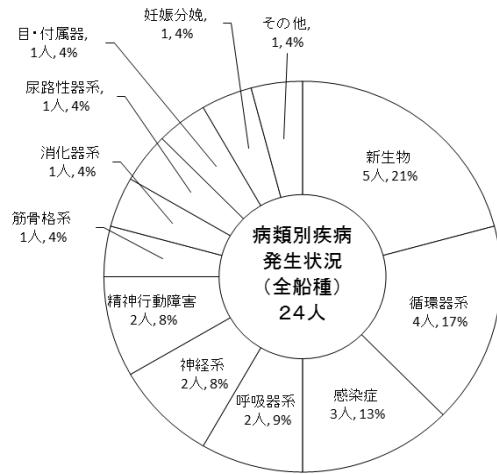
第6表 管内船員災害疾病発生状況（令和2年度速報値）

船種別 区分	一般船舶		漁 船		その 他		全船種	
	人 数	千人率	人 数	千人率	人 数	千人率	人 数	千人率
災 害	14	7.3	13	29.1	4	3.0	31	8.4
疾 病	15	7.8	4	8.9	5	3.7	24	6.5
船員数	1,919		447		1,344		3,710	

第5図 態様別災害発生状況
(令和2年度速報値)



第6図 病類別疾病発生状況
(令和2年度速報値)



(イ) 神戸船員災害防止連絡会議の開催

関係団体、官公庁及び船員災害防止協会等を構成員とする「神戸船員災害防止連絡会議」を以下のとおり開催した。

第1回：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止(神戸)

「令和2年度船員災害防止実施計画」書面確認

第2回：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止(但馬)

なお、管内における「令和2年度船員災害防止実施計画」の概要は、以下のとおりである。

a) 死亡・重大災害の撲滅

- ・海中転落防止のため、安全な通路・足場の確保状況や転落危険個所への安全索・安全ネット等の設置状況を確認。
- ・海中転落の際の存命率向上のため、作業用救命衣の着用徹底を指導。
- ・事故の未然防止のため、作業前のミーティングや作業中の意思の伝達・合図等のコミュニケーションの強化・充実を図る。
- ・死亡・重大災害撲滅のため、船舶所有者による自主点検をはじめとして安全衛生管理体制の整備とその活動の推進を図る。
- ・8月の集中訪船指導の機会に、作業用救命衣着用の徹底及び漁労中・漁獲物選定作業中の安全意識の向上を図る。

b) 船員の健康増進対策

- ・生活習慣病やメタボリックシンドローム等の克服のため、食生活の改善等の健康増進対策について啓発を図る。
- ・船員無料健康相談の実施
- ・医師等を講師とした最新の医療、健康情報に関する講演会の実施
- ・新型コロナウイルス等の感染症について必要な感染防止対策の徹底

(ウ) 船員労働安全衛生月間（9月1日～30日）

昭和32年以来、「船員労働安全衛生月間」運動が全国的に展開されている。月間運動の推進機関として以下が設置され、船員労働災害防止に係る各種取り組みを推進している。

本局管内：神戸地方船員労働安全衛生協議会

姫路海事事務所管内：姫路地方船員労働安全衛生協議会

・令和2年度(第64回)は“安全は一人一人の積み重ね 船員みんなでワンチーム”的スローガンのもと、各種広報、安全衛生指導(訪船・訪社)、講演会、自主点検の促進、無料健康相談所の開設等の行事を実施した。

(エ) 神戸・淡路地区における船員の安全対策

重大災害撲滅を目指し、以下の取り組みに協力した。

9月16日：「海中転落者救助訓練」

(主催：大阪湾水先艇株式会社、49名参加)

(オ) 安全衛生管理体制の確立

令和2年度末現在、本局管内で「船員災害防止活動の促進に関する法律」に基づき総括安全衛生担当者を選任している事業者は、9社(うち任意選任6社)、安全衛生委員会を設置している事業者は13社(うち任意設置4社)ある。なお、姫路海事事務所管内においては、総括安全衛生担当者の選任及び安全衛生委員会を設置している事業者はない。

(カ) 船員労働災害防止優良事業者(一般型)認定制度の創設

船員の労働災害防止に向けた自主的な取り組みを促進するため、個々の船舶所有者の自主的努力を評価し認定する「船員労働災害防止優良事業者(一般型)認定制度」について、令和2年度末現在、管内では5事業者(1級：5者)が認定されている。

2 海技資格事務の現況

(1) 海技士国家試験

(ア) 定期試験

令和2年4月、7月、10月、令和3年2月の計4回実施し、申請者数及び合格者数は第7表のとおりである。

第7表 海技士国家試験定期試験の申請者数及び合格者数 (令和2年度)

区分 種別	申請者数			合格者数		
	併科	本科	則36条	併科	本科	則36条
航海1～6級	47	501	311	8	185	89
機関1～6級	20	339	215	1	149	74
*通信1～4級	—	26	—	—	26	—
合計	67	866	526	9	360	163

* 「通信1～4級」は、海技士（通信）1～3級と、海技士（電子通信）1～4級の合計である。

* 「則36条」は、「本科」の内数である。

(イ) 臨時試験

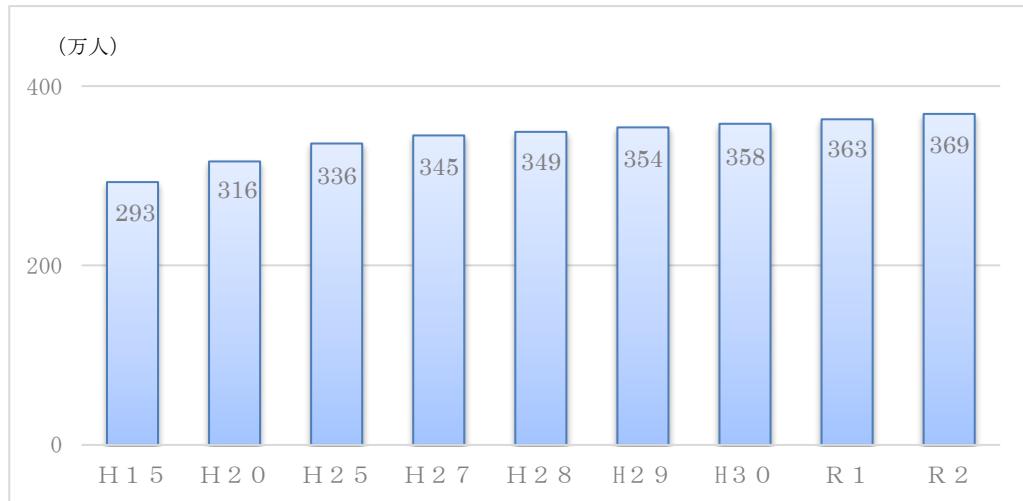
神戸市で2回、美方郡香美町で1回実施した。申請者総数は74名で、合格者総数は67名であった。なお、神戸市で行った2回のうちの1回は、令和2年度より、新たに、全国で、11月に三級海技士（電子通信）の臨時試験を実施することとなったものであり、令和2年度の受験者数は3名であった。

(2) 小型船舶操縦士国家試験

(一財) 日本海洋レジャー安全・振興協会が国土交通大臣の指定を受けて小型船舶操縦士国家試験を実施している。

なお、全国における小型船舶操縦士免許受有者数の推移については、第7図のとおりである。

第7図 小型船舶操縦士免許受有者数（全国）の推移



（国土交通省海事局海技課の統計資料より作成）

(3) 免許関係事務等

令和2年度における免許等各種申請件数と、船舶職員及び小型船舶操縦者法関係事務取扱件数は、第8表及び第9表のとおりである。

第8表 免許等各種申請の取扱件数

区分 種別	免許	訂正・ 再交付	限定解除	更新
航海1～6級	120	45	67	363
機関1～6級	104	34	24	229
通信1～4級	30	5	—	15
小型船舶操縦士	842	539	0	3,252
合計	1,096	623	91	3,859

第9表 船舶職員及び小型船舶操縦者法関係事務取扱件数

件 名		件数
船舶職員及び小型船舶操縦 者法関係申請書受理件数	乗組み基準特例許可（法第20条）	56
	同等業務経験認定（法第7条の2第3項第2号）	138
計		194
海技士試験関係合格証明書 交付件数	筆記試験合格証明書	86
	身体検査合格証明書	25
	筆記試験科目免除証明書	50
	合格証明書	22
計		183

(4) 登録船舶職員養成施設での養成等

管内には、登録船舶職員養成施設として国立大学法人神戸大学及び兵庫県立香住高等学校が登録されている。また、登録小型船舶教習所として近畿小型船舶教習所及び西日本海技専門学院が登録されている。

(5) 登録更新講習等実施機関での更新及び失効再交付講習

管内において更新及び失効再交付講習を実施する登録更新講習等実施機関として、近畿小型船舶教習所、(株)ハイビスカスポートクラブ、神戸海技専門学院及び西日本海技専門学院が登録されており、令和2年度においては第10表のとおり実施された。

第10表　更新・失効再交付講習の実施状況

講習機関	講習の種別	
	更新講習（人）	失効再交付講習（人）
近畿小型船舶教習所	594	8
(株)ハイビスカスポートクラブ	355	31
神戸海技専門学院	498	184
西日本海技専門学院	12	3
合　計	1, 459	226

(6) 最少安全配員証書の交付

船舶の最少の安全な配員を示す証書を交付することとなっており、令和2年度の交付実績は3件である。

(7) プレジャーボート等小型船舶安全対策の推進

例年、「酒酔い等操縦の禁止」、「危険操縦の禁止」、「免許者の自己操縦」、「ライフジャケット等の着用」等の小型船舶操縦者（船長）の遵守事項についての周知・啓発を目的として、フローティングボートショー等でのライフジャケット着用に関するリーフレットの配布や講演会を行うなど、小型船舶の安全対策を推進しているが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策など理由によりボートショーなどが相次いで中止となり、各種リーフレットなどをマリーナや漁協などに送付し、ボートユーザーなどへの頒布による周知・啓蒙を依頼することが主な活動となった。

令和2年度における周知・啓発及び安全指導等の活動実績も同感染症対策のため、以下の実施となった。

(周知・啓発)　淡路地区(1回)

(安全指導等)　淡路地区(1回)

3 水先の現況

(1) 水先区及び水先区水先人会の現況

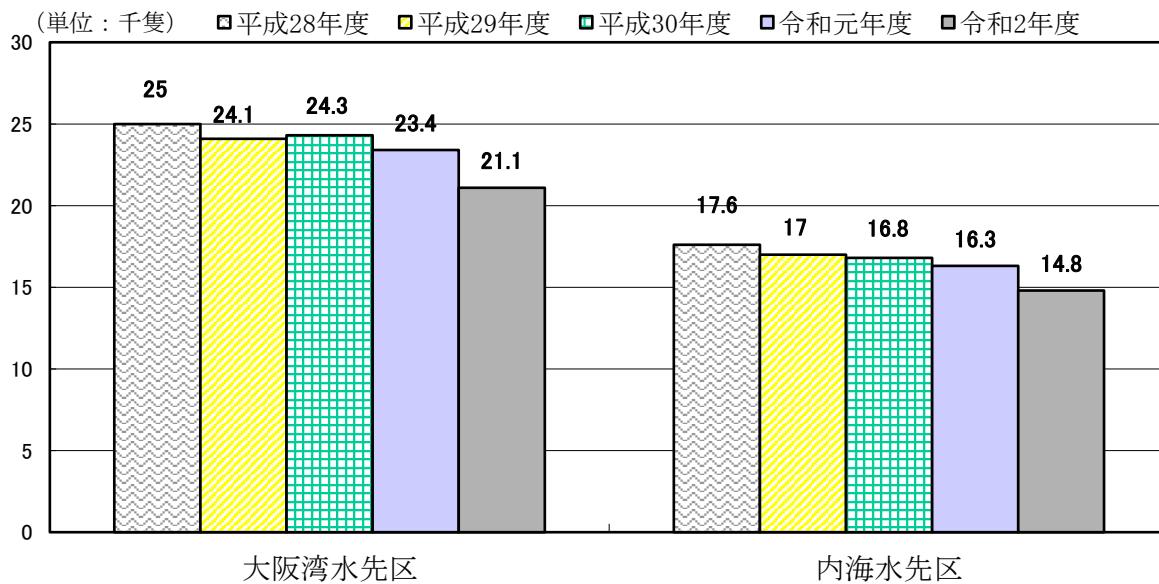
管内には、「友が島水道南部から阪神港を擁する大阪湾北部水域」を所掌する大阪湾水先区及び「明石海峡から伊予灘、周防灘に至る瀬戸内海水域」を所掌する内海水先区がある。水先人人数は令和3年3月31日現在、大阪湾水先区：102名（1級79名、2級17名、3級6名）、内海水先区：148名（1級117名、2級22名、3級9名）の合計250名で、令和元年度の実績については第11表のとおりであり、過去5年間の推移は第8図のとおりである。

水先人乗船船舶の海難事故は、令和2年度は3件であった。

第11表 水先実績

水先人会	日本船舶 (千トン)		外国船舶 (千トン)		合 計 (千トン)		対前年度比 (%)	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
大阪湾水先区	1,122	92,743	19,963	812,272	21,085	905,014	90.0	89.7
内海水先区	1,113	82,786	13,710	514,537	14,823	597,323	90.8	87.5
合 計	2,235	175,529	33,673	1,326,808	35,908	1,502,337	90.3	88.8

第8図 管内水先実績の推移（隻数）



(2) 水先人試験

令和2年度の新規水先人試験については、登録水先人養成施設の課程を修了した者（見込みも含む）43名に対して筆記試験を実施し、また、筆記試験合格者のうち大阪湾水先区及び内海水先区について口述試験を実施している。また、進級水先人試験については、大阪湾水先区及び内海水先区の2級及び3級水先人に対して筆記試験及び口述試験を実施している。

令和2年度の神戸運輸監理部管轄の水先人試験合格者（進級を含む。）は合計20名（大阪湾水先区：1級4名（うち1名進級）、2級1名（進級のみ）／内海水先区：1級11名（うち3名進級）、2級2名、3級2名）である。

(3) 能力認定試験

強制水先区内において、一定回数以上の航海実歴を有した外国人船長について能力認定試験に合格した者は、水先人を乗り組ませなくとも航行できることとなっており、大阪湾区、備讃瀬戸区、来島区の試験については、神戸運輸監理部で行うこととなっている。令和2年度の受験者はなかった。

(4) 航海実歴認定

強制水先区域内において、一定回数以上の航海実歴を有すると認定を受けた船長が乗り組む日本船舶又は日本船舶を所有することができる者が借り入れた日本船舶以外の船舶には、水先人を乗り込ませなくとも航行できることとなっており、令和2年度における認定件数は、大阪湾区で新規認定は6件、再認定は8件であった。

海上安全環境部
運航勞務監理官

1 運航労務監理官の業務

運航労務監理官は、適切な船舶の運航管理や船員の労働環境の整備等を通じた航行の安全を確保するため、国内旅客船・貨物船等を対象として、海上運送法及び内航海運業法に基づく運航管理に関する監査業務、船員法等に基づく船員労務監査業務、船員職業安定法に基づく船員派遣業に関する監査業務並びに船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく海技資格に関する監査業務を一元的に実施するとともに、平成18年度に創設された運輸安全マネジメント制度に基づき各事業者への運輸安全マネジメント評価を実施している。

(1) 運航管理監査等の実施状況

(ア) 運航管理に関する監査

海上運送法及び内航海運業法に基づき実施した運航管理監査は第1表のとおりである。

第1表 運航管理監査実施状況（令和2年度）

	船舶監査件数	事業場監査件数
旅客船（国内）	6 8	0
貨物船（国内）	1 4 6	0
合計	2 1 4	0

（注）船舶監査（安全管理規程の備置及び遵守状況）は、船員労務監査と併せて実施した場合も含む。

(イ) 旅客船事業に係る安全確認検査

海上運送法に基づき実施した旅客船事業に係る安全確認検査は第2表のとおりである。

第2表 安全確認検査等実施状況（令和2年度）

	フェリー		在来船		合計	
	件数	事業者数	件数	事業者数	件数	事業者数
本局	0	0	3	2	3	2
姫路	0	0	1 0	4	1 0	4

(ウ) 安全統括管理者研修会、運航管理者及び乗組員研修会の実施

各事業者における運輸安全マネジメント体制を充実させるため、関係者を対象に実施した安全統括管理者研修会は第3表、旅客輸送の安全確保を図るため、旅客船事業者の運航管理者及び乗組員を対象に実施した運航管理者及び乗組員研修会は第4表のとおりである。

第3表 安全統括管理者研修会（令和2年度）

実施日	研修内容
令和3年3月6日	① 運輸防災マネジメント指針について 国土交通省大臣官房 石田 涼一郎 主任運輸安全調査官 ② 東京オリンピック・パラリンピックに向けたテロ対策 国土交通省海事局危機管理室 伊藤 嘉宏 専門官

第4表 運航管理者及び乗組員研修会（令和2年度）

実施日	研修内容
令和2年11月5日 ＜共催＞ 神戸運輸監理部 神戸旅客船協会	① 非常に強い台風時の走錨による事故防止対策について 運輸安全委員会事務局 平野 研一 神戸事務所長 ② 走錨事故防止ガイドライン 第五管区海上保安本部交通部航行安全課 谷岡 敦 専門官 ③ 旅客船の安全運航について 神戸運輸監理部海上安全環境部 小寺 浩之 運航労務監理官

(2) 船員労務監査等の実施状況

(ア) 船員職業安定法に基づく監査

船員職業安定法に基づく船員派遣実態に関する船舶監査は27隻である。

(イ) 船員法等に基づく監査

令和2年度の監査実績は、第5表～第9表のとおり、監査船舶数220隻、監査事業場数2社であり、監査の結果は、戒告5件、勧告0件であった。

なお、違反等のポイントが一定以上となった船舶所有者等について、記者発表及びホームページ掲載による公表を行うこととしているが、令和2年度における公表はなかった。

第5表 監査船舶及び事業場数（令和2年度）

監査実施局	汽船		漁船	船舶計	事業場	合計
	700トン以上	700トン未満				
本局	16	113	1	130	0	130
姫路	3	87	0	90	2	92
合計	19	200	1	220	2	222

(注) 件数には、災害発生時監査及び海難発生時監査実績に加え、旅客船安全総点検時に併せて実施した船舶監査実績を含む。

第6表 船員法条項別違反件数（令和2年度）

違反条項			本局	姫路	合計
船員法	14条の4	航海の安全の確保	3	2	5

第7表 船員労務監査件数及び違反・勧告件数の推移

		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
監査 件数	船舶監査	312	316	316	310	220
	事業場監査	3	2	1	2	2
	合計	315	318	317	312	222
違反 件数	船舶監査	5	7	5	9	5
	事業場監査	0	0	0	0	0
	合計	5	7	5	9	5
勧告 件数	船舶監査	1	0	0	1	0
	事業場監査	0	0	0	0	0
	合計	1	0	0	1	0

第8表 災害発生時監査状況（令和2年度）

監査実施局	監査隻数	船種	災害種類	被災状況	処分
本局	1	貨物船	墜落	死亡	なし
姫路	0	-	-	-	-

第9表 海難発生時監査状況（令和2年度）

監査実施局	監査隻数	海難種類	船種別内訳	処分
本局	7	衝突（他船） 舵機故障 衝突（他船） 衝突（対物） 衝突（対物） 座礁 荷崩れ・船体損傷等	油タンカ一船 貨物船 漁船 コンテナ船 貨物船 液体化学薬品ばら積船 コンテナ船	なし なし 船員法14条の4違反 なし 船員法14条の4違反 船員法14条の4違反 なし
姫路	3	座礁 衝突（他船） 舵機故障	砂利採取運搬船 砂利採取運搬船 貨物船	船員法14条の4違反 船員法14条の4違反 なし

(ウ) 船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく監査

船員法等に基づく船舶監査の際に行つた船舶職員又は小型船舶操縦者の乗り組みにかかる海技資格の監査において、違反が認められたものについては船員労働環境・海技資格課へ通報し、行政処分を行うこととしているが、令和2年度における違反はなかった。

(3) 運輸安全マネジメント制度に基づく評価等について

平成17年にJR福知山線脱線事故をはじめとしたヒューマンエラーに起因すると見られる事故・トラブルが多発したことから、事業者自らが経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制を構築・維持し、国がその取組みに対して評価・助言する「運輸安全マネジメント評価制度」が平成18年10月に創設され、神戸運輸監理部では平成19年度から実施している。これまで評価を行つた事業者数は第10表のとおりであり、合計294社（延べ数）に対して実施した。

第10表 評価を行つた事業者数（令和3年3月31日現在）

	旅客船事業者	内航運送事業者	合 計
平成19年度	7	5	12
平成20年度	10	7	17
平成21年度	22	15	37
平成22年度	20	31	51
平成23年度	11	29	40
平成24年度	13	26	39
平成25年度	6	10	16
平成26年度	7	9	16
平成27年度	7	9	16
平成28年度	8	5	13
平成29年度	6	5	11
平成30年度	6	5	11
令和元年度	3	5	8
令和2年度	4	3	7
合 計	130	164	294

海上安全環境部
外國船舶監督官

1 外国船舶の監督

(1) PSCの概要及び体制

PSC（ポート・ステート・コントロール：寄港国による外国船舶の監督）は、海上における安全確保、海洋環境保全及び船員の労働環境向上のため、条約不適合船舶（サブスタンダード船）の排除を目的として外国船舶監督官等により実施されている。主たる業務は、本邦内の港湾に入港する外国籍船舶に対する立入検査であり、国際条約の基準に基づいて検査を実施し、基準を満足しない場合は欠陥として指摘し、是正を指導している。

当該欠陥が、本船、乗組員又は海洋環境保護等に対する切迫した脅威となるような重大なものである場合は、行政処分により是正されるまで出港を差し止める、拘留処分とすることもある。

管内では、国際戦略港湾である神戸港、国際拠点港湾である姫路港をはじめ、尼崎・西宮・芦屋港、東播磨港、相生港、赤穂港等に於いてPSCを実施している。

(2) 管内PSCの概要

令和2年度のPSC対象船を含む外航船の入港状況については、管内では神戸港が最も多くの入港隻数を数える。船種別では、コンテナ船の入港が最も多く、総入港隻数の半数を占め、次いで一般貨物船、タンカー、自動車専用船と続いている。

また、他の管内各港湾（姫路港、東播磨港、尼崎・西宮・芦屋港）の外航船入港状況については、ほとんどが一般貨物船であるが、特徴的な傾向として、姫路港についてはLNG船、東播磨港については鉱石、石炭を運搬するばら積み貨物船、尼崎・西宮・芦屋港については、中国が平成30年末からスクラップ等の輸入制限を行った影響を受けて入港船舶が激減しているものの、他国向けの金属スクラップを積み出す一般貨物船の入港が見られる。

神戸管内で実施しているPSC対象船舶を船種別に見た場合、一般貨物船が最も多いが、管内の大型鉄鋼メーカー向けに鉄鉱石等を運送する大型ばら積み貨物船の検査隻数も多く、神戸管内の特徴の一つとなっている。また、隻数は少ないものの、ケミカルタンカー、自動車専用船、冷凍貨物運搬船等、幅広い船種について検査をしているのも神戸管内の特徴である。

検査において指摘される欠陥の傾向として、令和2年度においては乗組員の雇用契約に関する欠陥が最も多く、次いで船体の水密・風雨密設備の欠陥となっている。

なお、令和2年度の重大な欠陥による拘留処分率は、2.2%である。

(3) 東京MOU集中検査キャンペーン

東京MOUでは、毎年、重点項目を定めて各メンバー国が統一した方法で検査を実施するPSCの集中検査キャンペーン（Concentrated Inspection Campaign：CIC）を行っている。

令和2年度は、復原性（Stability in General）に関するCICを令和2年9月1日から11月30日までの3か月間実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により延期された。

* 東京MOU：アジア太平洋地域におけるPSCの協力体制を確立するため、平成5年12月に関係18カ国・地域（現在21カ国・地域）の間で、東京において交わされた覚書（「東京MOU」）

と称する。)。我が国は東京MOUの主導国としてPSC検査官の訓練・研修など、PSC協力体制の強化、発展に貢献している。(現正規メンバー:オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム)

(4) 東京MOU事業の支援(外国人PSC研修生の受入れと技術交流)

(公財)東京エムオウユウ事務局が(公財)日本財団の支援を受けて実施しているPSC検査官一般研修(General Training Course: GTC)は、東京MOU域内各国の初級又は中堅のPSC検査官を対象として、座学によるPSC関係条約、手順等の基礎的な知識及び実地訓練によるPSC実務を習得させるものであり、毎年、域内各国からPSC検査官を我が国に受け入れており、近年は、中東地域、インド洋地域等、他地域のMOUからも参加を得ている。

令和2年度は、横浜において2週間の座学講習の後、各地方運輸局等において約10日間の船上実習を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった。

(5) 係船装置及び係船作業に関する安全対策の取組み

管内では、平成21年3月20日に神戸港コンテナバースで発生した係船ロープ切断による綱取り作業員2名の死亡事故を受け、外国船舶の係船装置及び係船作業の安全に重点を置いたPSCを実施してきた。

例年2月にはこの事故の重大さを改めて認識し、再発防止に向けた安全対策の強化を図ることを目的として検査キャンペーンを実施していたが、令和3年2月は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった。

兵庫陸運部
輸送部門

1 自動車運送事業の現況

(1) 業務別事業者数及び車両数の推移

業務別の事業者数及び車両数の推移は、第1表のとおりである。

第1表 業務別事業者数及び車両数の推移

事業の種類	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
旅 客	乗合	事業者数	56	62	64	64
		車両数	3,015	3,075	3,094	3,052
	貸切	事業者数	135	138	133	127
		車両数	1,323	1,519	1,497	1,489
客	乗用	事業者数	[1,205]	[1,162]	[1,124]	[1,072]
			1,969	1,930	1,910	1,865
		車両数	9,098	9,050	8,979	8,898
	特定	事業者数	27	24	27	27
貨 物	特別積合	事業者数	5	4	6	6
		車両数	360	339	353	350
	一般	事業者数	2,203	2,237	2,270	2,279
		車両数	53,310	47,766	48,410	48,900
	特定	事業者数	8	7	10	10
		車両数	103	94	113	113
	靈柩	事業者数	132	137	140	138
		車両数	485	493	484	491
	貨物軽自 動車運送	事業者数	6,523	6,951	7,126	7,456
		車両数	9,703	10,391	11,058	11,805
利用運送		事業者数	3,184	3,209	3,219	3,246
						3,255

資料:国土交通省自動車局、近畿運輸局

(注) 1 乗用の[]内は個人タクシーで内数。

2 「一般乗合旅客自動車運送事業」の事業者数は兵庫県内に営業所のある事業者数で通過事業者は含まれない。

3 「一般乗合旅客自動車運送事業」の事業者数、車両数に乗合タクシーを含む。

(2) 乗合バス事業の現況

乗合バスは、公共交通機関として重要な役割を果たしている。そのなかで、輸送人員及び収入については、人口が増加傾向にある都市部において若干の増加が見られるものの、地方部においてはモータリゼーションの進展等に伴う自家用自動車の普及により、依然として輸送需要の減少が続いている。深刻な乗務員不足と併せて、乗合バス事業を取り巻く環境は極めて厳しい状況が続いている。

第2表 乗合バス事業の実績

年度 項目	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
延実在車両数 (日車)	100.8% 1,001,696	98.6% 988,605	96.7% 956,950	101.4% 970,878	101.5% 986,144
延実働車両数 (日車)	100.9% 825,303	96.5% 796,489	96.2% 766,675	100.3% 769,094	101.3% 779,130
実働率 (%)	82.4	80.6	80.1	79.2	79.0
走行キロ (千キロ)	101.7% 135,581	98.3% 132,366	93.8% 124,205	100.9% 125,382	100.7% 126,346
輸送人員 (千人)	99.0% 247,787	100.5% 249,145	97.9% 243,968	99.8% 243,714	92.1% 224,537
運送収入 (千円)	102.3% 52,150,456	102.2% 53,305,823	96.5% 51,469,021	96.2% 49,549,304	100.9% 50,017,332
実働 1日1車 当たり	走行キロ (キロ)	100.8% 164.3	101.1% 166.1	97.5% 162.0	100.6% 163.0
	輸送人員 (千人)	98.1% 300.2	104.1% 312.8	101.7% 318.2	99.5% 316.8
	運送収入 (円)	101.4% 63,189	105.9% 66,926	100.3% 67,128	95.9% 64,426
資料:近畿運輸局 上段は、対前年比					

(3) 貸切バス事業の現況

貸切バス事業については、団体旅行の小口化、旅行商品の低価格化等により、運送収入は減少傾向であったが、安全コストが適切に反映された運賃・料金制度の導入や訪日外国人旅行者の増加等により近年は増加傾向に転じており、貸切バス事業を取り巻く環境は改善しつつある。

第3表 貸切バス事業の実績

年度 項目	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
延実在車両数 (日車)	125.3% 424,694	115.1% 489,245	96.4% 472,047	102.5% 484,178	98.3% 476,038
延実働車両数 (日車)	110.1% 194,066	115.3% 223,950	88.2% 197,633	104.9% 207,480	93.0% 192,854
実働率 (%)	49.4	45.8	46.4	42.8	40.5
走行キロ (千キロ)	114.4% 35,608	126.2% 44,960	88.6% 39,874	104.1% 41,536	92.0% 38,218
輸送人員 (千人)	172.7% 9,492	110.8% 10,593	97.4% 10,321	96.7% 9,987	98.4% 9,832
運送収入 (千円)	117.2% 12,302,888	114.0% 14,013,042	101.8% 14,277,250	103.9% 14,839,063	97.1% 14,414,946
実働 1日1車 当たり	走行キロ (キロ)	80.1% 183.5	109.3% 200.7	100.4% 201.7	99.2% 200.1
	輸送人員 (千人)	132.9% 48.9	96.7% 47.3	110.3% 52.2	92.1% 48.1
	運送収入 (円)	106.4% 63,395	98.7% 62,572	104.5% 68,550	104.5% 71,520
資料:近畿運輸局					

(4) タクシー事業の現況

タクシー事業は、長引く景気の低迷により輸送需要が減少し、依然として厳しい経営環境にある。そのなかで、乗務員の労働条件の改善やサービス水準の向上等を実現するため、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、神戸市域交通圏及び東播磨交通圏が準特定地域に指定され、供給過剰状態の適正化や需要を喚起する活性化を進めることにより、タクシー事業の生産性向上を図ることとしている。

第4表 タクシー事業の実績

項目	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
延実在車両数 (日車)		84.4% 2,520,744	100.5% 2,534,192	99.3% 2,517,157	93.7% 2,360,074	99.1% 2,340,231
延実働車両数 (日車)		78.3% 1,748,214	96.4% 1,685,733	96.3% 1,624,785	95.1% 1,545,525	95.7% 1,479,471
実働率 (%)		69.4	66.5	64.5	65.5	62.2
総走行キロ (千キロ)		71.9% 283,848,571	96.5% 274,187,600	97.1% 266,352,981	96.8% 258,011,108	94.3% 243,312,252
実車キロ (千キロ)		70.7% 118,256,204	97.3% 115,104,098	99.3% 114,348,162	96.9% 110,912,970	94.4% 104,705,094
実車率 (%)		41.7	42.0	42.9	43.0	43.0
輸送人員 (人)		73.3% 49,424,454	97.2% 48,075,017	96.0% 46,168,636	94.9% 43,835,898	94.1% 41,263,483
運送収入 (千円)		77.1% 46,083,862	98.0% 45,170,872	98.3% 44,420,787	97.5% 43,336,871	94.8% 41,119,853
実働	走行キロ (キロ)	91.8% 162.4	100.1% 162.6	100.7% 163.9	101.8% 166.9	98.5% 164.5
	実車キロ (キロ)	90.3% 67.6	100.8% 68.2	103.0% 70.3	102.1% 71.8	98.6% 70.8
1日1車 当たり	輸送人員 (千人)	93.7% 28.3	100.7% 28.5	99.6% 28.4	100.0% 28.4	98.2% 27.9
	運送収入 (円)	98.5% 26,361	101.6% 26,795	102.0% 27,339	102.5% 28,040	99.1% 27,794

資料:近畿運輸局(法人タクシーの輸送実績)

上段は、対前年比

(5) トラック運送事業の現況

トラック運送事業については、輸送の安全対策とともに環境対策が重要な課題となっており、低公害車の普及促進など環境負荷の軽減に関する様々な施策が実施されているほか、事業における取引環境・労働時間改善、乗務員不足などが喫緊の課題となっている。

第5表 貨物自動車運送事業輸送実績の推移

区分	年度	27年度		28年度		29年度		30年度		元年度	
		トン数	シェア								
全 国	営業用	2,916,827	72.6%	3,019,328	73.1%	3,031,940	73.5%	3,018,819	69.7%	3,053,766	70.5%
	自家用	1,102,047	27.4%	1,108,931	26.9%	1,091,020	26.5%	1,310,965	30.3%	1,275,366	29.5%
	合 計	4,018,874	100.0%	4,128,259	100.0%	4,122,960	100.0%	4,329,784	100.0%	4,329,132	100.0%
近 畿	営業用	462,319	80.1%	464,079	81.4%	454,788	81.5%	459,396	81.6%	467,707	82.4%
	自家用	114,622	19.9%	105,758	18.6%	102,911	18.5%	103,373	18.4%	99,627	17.6%
	合 計	576,941	100.0%	569,837	100.0%	557,699	100.0%	562,769	100.0%	567,334	100.0%
兵 庫	営業用	162,587	83.2%	147,242	84.1%	139,478	83.6%	130,583	83.1%	119,503	82.3%
	自家用	32,934	16.8%	27,863	15.9%	27,415	16.4%	26,522	16.9%	25,775	17.7%
	合 計	195,521	100.0%	175,105	100.0%	166,893	100.0%	157,105	100.0%	145,280	100.0%

資料:国土交通省「自動車輸送統計年報」

〔備考〕 シェア:全国=全国における自家用、営業用貨物別の占有率

近畿=近畿6府県における自家用、営業用貨物別の占有率

兵庫=兵庫県内における自家用、営業用貨物別の占有率

自家用特殊用途車を除く

兵庫陸運部
監査部門

1 自動車監査指導の現況

輸送の安全の確保が最も重要であるという基本認識の下、自動車運送事業の適正な運営を図るため、輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある重大な法令違反の疑いのある事業者を優先的に監査対象とするなど、事故の未然防止及び法令遵守の徹底を図ることを目的とした効果的な監査、及び監査の結果判明した法令違反に対する行政処分、並びに法令遵守意識の醸成のための呼出指導を実施している。

また、国土交通省では、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築、全社内の安全意識の浸透、安全最優先の風土の定着を図ること等を目的として「運輸安全マネジメント制度」が平成18年10月から導入され、神戸運輸監理部兵庫陸運部では、制度の浸透・定着を図るため、自動車運送事業者に対し運輸安全マネジメント評価を実施している。

第1表 令和2年度自動車運送事業の監査等状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
バス	0	0	0	5	3	2	8	8	4	3	0	1	34
タクシー	2	0	4	2	2	3	1	0	1	1	1	5	22
トラック	1	4	5	4	7	5	8	6	24	2	2	7	75
合計	3	4	9	11	12	10	17	14	29	6	3	13	131

※監査等は、臨店監査、呼出監査のほか、呼出指導を含む。

第2表 令和2年度自動車運送事業の行政処分等状況(監査による処分)

	許可取消	事業停止	車両の使用停止			警告	合計件数
			件数	車両数	延日車数		
バス	0	0	9	36	855	9	18
タクシー	0	0	6	48	256	1	7
トラック	0	0	13	34	690	7	20
合計	0	0	28	181	1801	17	45

※行政処分等の種類

軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用の停止処分、事業の停止処分、許可の取り消し処分を行政処分という。

また、行政処分に至らないもので軽微なものから順に、勧告、警告があり、これらを含めて行政処分等という。

兵庫陸運部
検査整備保安部門

1 自動車分解整備事業の現況

(1) 自動車分解整備事業者等の推移

自動車分解整備事業者数等については、微増傾向から横ばい傾向となっている。

第1表 自動車分解整備事業者数等の推移 (各年度末現在)

項目	年度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
認証工場	3,392	3,409	3,403	3,399	3,396	
認定工場	103	101	100	99	99	
指定工場	1,126	1,133	1,133	1,136	1,132	
整備主任者	7,908	7,944	7,950	7,869	7,810	
自動車検査員	3,234	3,215	3,234	3,239	3,274	

(2) 自動車整備士の現況

最近は、少子化やくるま離れの進展、将来選択肢の多様化等により、自動車整備士を目指す若者が激減していることから、平成26年度から高等学校訪問をすることにより人材確保に取り組んでいる。

第2表 兵庫県内において合格した整備士数

(単位：人)

項目	年度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
一級	大型自動車	-	-	-	-	-
	小型自動車	35	25	24	28	47
	二輪自動車	-	-	-	-	-
	小計	35	25	24	28	47
二級	ガソリン自動車	385	444	391	271	363
	ジーゼル自動車	322	367	339	254	311
	自動車シャシ	0	0	2	-	-
	二輪自動車	14	10	10	-	18
	小計	721	821	742	525	692
三級	自動車シャシ	87	90	63	41	49
	自動車ガソリン・エンジン	50	60	108	24	106
	自動車ジーゼル・エンジン	3	4	10	5	3
	二輪自動車	7	20	6	20	8
	小計	147	174	187	90	166
自動車	タイヤ	0	0	0	0	0
	電気装置	1	1	0	1	1
	車体	25	13	29	12	26
	小計	26	14	29	13	27
合計		929	1034	982	656	932

2 自動車検査業務の現況

(1) 検査関係業務量の推移

兵庫陸運部における過去5年間の検査業務量の推移は、指定整備率が微減傾向にあり、継続検査（持込）、新規検査は共に微増となった。

第3表 兵庫陸運部 検査業務量推移

年度 項目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
指定整備	464,602	449,041	466,804	464,471	445,866
継続検査	94,023	90,045	92,251	91,671	94,786
新規検査等	28,189	27,251	24,036	26,883	27,893
指定整備率	83.17%	83.19%	83.70%	83.52%	82.47%

(2) ユーザー車検件数の推移

兵庫陸運部における過去5年間のユーザー車検の推移は若干の増加傾向になった。

第4表 兵庫陸運部 ユーザー車検件数推移

年度 項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年	令和2年
持込車検総数	122,350	117,637	120,603	118,554	118,407
ユーザー車検数	45,358	43,347	43,092	43,771	46,528
ユーザー車検率	37.10%	36.80%	36.80%	36.92%	39.30%

(3) 街頭検査実施状況(令和2年度) 第5表

街頭検査等の区分	実施回数	出動人員					検査車両数	うち整備不良車両数	うち不正改造車両数	検査証有効期間切れ車両数	整備命令発令件数
		国土交通省	警察	自動車技術総合機構	その他	合計					
一般街頭検査	2	6	9	1	25	41	16	0	0	0	法第54条 0 法第54条の2 0
時間外街頭検査	2	12	36	12	0	60	0	3	3	1	法第54条 3 法第54条の2 3
構内検査	19	19	0	19	0	38	1694	0	0	0	法第54条 0 法第54条の2 0
合計	23	37	45	32	25	139	1710	3	3	1	法第54条 3 法第54条の2 3

3 運行管理者指導講習・整備管理者研修の状況

(1) 運行管理者指導講習実施状況

	基礎講習			一般講習			特別講習		
	バス	タクシー	トラック	バス	タクシー	トラック	バス	タクシー	トラック
平成28年度	7				19			3	
平成29年度	7				19			4	
平成30年度	7				18			5	
令和元年度	8				17			4	
令和2年度	16				30			6	

(2) 運行管理者指導講習受講者数

	基礎講習			一般講習			特別講習		
	バス	タクシー	トラック	バス	タクシー	トラック	バス	タクシー	トラック
平成28年度	158	86	946	371	238	1714	9	18	48
平成29年度	164	141	839	317	200	1679	6	11	46
平成30年度	114	50	785	376	171	1483	11	11	28
令和元年度	99	56	771	323	159	1445	9	9	33
令和2年度	133	52	897	366	142	2213	15	18	29

(3) 整備管理者研修実施状況

	選任前	選任後	合計
平成28年度	9	15	24
平成29年度	9	15	24
平成30年度	9	16	25
令和元年度	9	16	25
令和2年度	18	19	37

(4) 整備管理者研修受講者数

	選任前	選任後	合計
平成28年度	643	1,510	2,153
平成29年度	646	1,500	2,146
平成30年度	663	1,579	2,242
令和元年度	813	1,738	2,551
令和2年度	655	1,191	1,846

兵庫陸運部
登録部門

1 管内自動車保有車両数の現況

兵庫県下の軽自動車を含む自動車保有車両数は、平成 28 年度から令和 2 年度にかけて対前年度を比較すると平成 28 年度は保有車両数全体で対前年度比 0.31%、平成 29 年度は同 0.33%、平成 30 年度は同 0.13% の増加率であったが、令和元年度については新型コロナウィルス感染症拡大などの影響により、同 0.003% と極端に増加率が落ち込んだ。

令和 2 年度についても新型コロナウィルス感染症拡大により、2 度にわたる緊急事態宣言が発令されるなどの影響はあったが、同 0.30% と増加率は持ち直している。

第 1 表 自動車保有車両数（登録車（小型二輪車を含む）・軽自動車）（各年度末現在）

